

令和8年習志野市教育委員会第4回定例会

日時: 令和8年4月22日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和8年習志野市議会第1回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 令和7年度末教職員の人事異動等について	(学校教育課) 2
(3) 谷津幼稚園の園児数減少への対応について	(学校教育課) 3
(4) 令和7年度いじめアンケート集計結果と令和8年度いじめ未然防止施策について	(児童生徒指導課) 4
(5) 令和7年度コミュニティスクールの実施状況について	(学習指導課・社会教育課) 5
(6) 令和7年度中学校部活動地域展開に関わる生徒・保護者・教職員アンケートの結果報告について	(学習指導課) 6
※(7) 臨時代理の報告について (令和8年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)	(学習指導課) 9
※(8) 臨時代理の報告について (習志野市教育支援委員会委員の委嘱について)	(学習指導課) 10
3 議決事項	
議案第18号 習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(生涯スポーツ課) 7
※議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 11
※議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について	(社会教育課) 12
※議案第21号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	(生涯スポーツ課) 13
※議案第22号 令和8年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について	(学習指導課) 14
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和8年5月27日(水)午後3時00分	8
5 その他	

※は非公開の見込み

報告事項(1)

令和8年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

令和8年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和8年第1回定例会 一般質問一覧表 教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
2月26日	1	金子 友之 (真政会)	2. 学校現場における教職員の保護者対応について 教職員から保護者、保護者から教職員へのコミュニケーションの取り方について伺う。	学務課	60	1
	2	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	
	3	斉藤 賢治 (真政会)	該当なし		50	
	4	央 重則 (環境みらい)	4. 教育問題について (1)不登校及びいじめ対策について 現時点での「いじめ重大事態」を踏まえて、教育委員会として各学校に対し、どのような対応をしているのか伺う	指導課	80	2
2月27日	5	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	
	6	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	7	布施 孝一 (公明党)	1. 習志野市子どもの読書活動推進計画について (1)計画のポイントについて 4. 学校給食について (1)給食費の保護者負担について 令和8年2月、3月及び令和8年度における給食費の保護者負担の軽減について伺う。	社会教育課 保健体育安全課	60	3
	8	寺川 貴隆 (環境みらい)	2. 学校給食費について 令和8年度の学校給食費について、国からの支援を含め、市の対応を伺う。 4. いじめ重大事態について 令和7年第4回定例会を受けて再発防止の取り組みの進捗について伺う。 【谷岡議員5.(1)と同内容】	保健体育安全課 指導課	80	5
3月2日	9	三代川 雄哉 (真政会)	2. 習志野市で学ぶ (1)これから目指す目的地について (2)キャリア教育について (3)部活動について ①部活動地域展開について 現状と来年度の取り組みについて伺う。 ②支援策について 支援状況について伺う。 (4)生涯学習について 市民の継続的な学習の取り組みについて、現状の取り組みについて伺う。	教育総務課 指導課 保健体育安全課 指導課 社会教育課	60	7
	10	田中 慶子 (公明党)	3. 市立学校の施設環境について (1)樹木の管理について (2)飼育小屋の管理について	教育総務課 指導課	60	10
	11	金井 宏志 (公明党)	1. 特別支援教育 (1)次年度の取組について 本市の特別支援教育について、次年度の取り組みについて伺う。	指導課	60	11
	12	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 不登校対策の強化と居場所確保に向けた、学校内フリースクールの整備推進について 不登校対策と居場所確保に向けた本市の取り組みについて伺う。	指導課	70	13

令和8年第1回定例会 一般質問一覧表 教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁	
3月3日	13	大宮 こうた (明日の晋志野)	<p>3. こどもにやさしい街について</p> <p>(1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現</p> <p>①学校指定品の見直しの進捗状況 令和7年第3回定例会での教育長及び学校教育部長の答弁を踏まえて、約半年間の取組状況、特に制服の見直し状況について伺う。</p> <p>②令和8年4月以降の学校給食の無償化 令和8年2月及び3月分の無償化(小・中学校)、令和8年度からの国による給食無償化(小学校)を踏まえて、令和8年4月以降の市内小・中学校における給食無償化について伺う。 【荒原議員4. と同内容】</p>	学務課 保健体育安全課	80	14	
	14	谷岡 隆 (日本共産党)	<p>2. 谷津南小学校の路線バス通学について</p> <p>(1)12月3日午後6時頃の京成電鉄の谷津駅・京成津田沼駅間の人身事故で路線バスが踏切を長時間通れなくなり、迂回路を徒歩で下校した際、保護者や放課後児童会への連絡が遅れる事案が発生した。当時の緊急対応の問題点とその後の改善について伺う。</p> <p>3. 放課後子供教室の民間委託について</p> <p>(1)生涯学習部作成の資料によると、半年以上もコーディネーター(有資格者)が不在の放課後子供教室がある。委託先の民間事業者の責任が問われる事態ではないか。契約上問題はないのか。</p> <p>(2)こどもの教育や安全の観点から、協働活動支援員(パート職員)だけで放課後子供教室を開室する日があるのは問題ではないか。</p> <p>5. いじめ問題について</p> <p>(1)いじめ防止対策や第三者調査委員会の改善などについて、12月議会以降はどのような取組がされたか。 【寺川議員4. と同内容】</p> <p>6. 特別支援教育について</p> <p>(1)自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の支援・指導において、こどもたちの特性をはかるWISC検査は、保護者の経済的負担なく、「児童・生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができる体制」(令和7年6月の教育長答弁)が構築できているか。</p> <p>(2)義務教育終了後の進路について、自閉症・情緒障がい特別支援学級ではどのような支援・指導がされているか。</p>	教育総務課 社会教育課 社会教育課 指導課 指導課 指導課	80	17	
	15	関根 洋幸 (元氣な晋志野をつくる会)	該当なし			60	
	16	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	<p>1. 市長の政治姿勢</p> <p>(2)小学校・中学校施設を地域の中心的コミュニティ施設とする展望 今後建てられる小学校は他の用途にも活用できるような施設づくりをしていると思うが、具体的にどのような点を考慮して建てるのか伺う。</p>	教育総務課	70	20	

令和8年第1回定例会 一般質問一覧表 教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
3月4日	17	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	18	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	
	19	荒原 ちえみ (日本共産党)	2. こどもたちが行きたくなる学校に (1)不登校児童・生徒への対応の進捗状況について 3. 学校教職員の健康管理について (1)学校教職員の高ストレス者への対応について 学校教職員の高ストレス者への対応について、教育委員会は現状をどう捉えているのか伺う。 4. 学校給食について 令和8年度の学校給食費について伺う。 【大宮議員3.(1)②と同内容】 5. 受けやすい就学援助について	指導課 保健体育安全課 保健体育安全課 学務課	80	21
	20	平川 博文 (都市政策研究会)	1. 宮本泰介市長&荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年9月6日の読売新聞報道では、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。令和7年9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。令和7年12月9日の答弁では、指摘を受けている本市教育委員会職員についても、調査、確認を進めているとの答弁になった。その後、どうなっているのか。 Q5 令和7年4月22日付けで市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部次長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。今度は、令和7年9月6日の読売新聞報道で、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。9月10日の小熊教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。	教育総務課 学務課	80	23
3月5日	21	入沢 としゆき (日本共産党)	2. 「過大規模」の鷺沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。児童の急増への対応や学校の分離新設、通学区域の見直しについてどのように検討しているのか伺う。	教育総務課	80	24

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			本答弁	2. 学校現場における教職員の保護者対応について 教職員から保護者、保護者から教職員へのコミュニケーションの取り方について伺う。	児童生徒の健やかな成長のためには、学校と家庭が確かな信頼関係を構築することが大切である。学校において、保護者が学校と連絡相談する主な場面としては、学級担任からの児童生徒の学校生活に関する内容となる。学校からの定期的な学年や学級全体への連絡については、連絡帳や学校だより、メール配信等を活用するとともに、個別の面談や学級懇談会を開催し、丁寧で分かりやすい情報提供と双方向のコミュニケーションに努めている。一方、保護者から教職員へトラブルや事故等、個別の対応を必要とする連絡や相談の対応については、事実関係を正確に把握した上で、電話や直接面談により円滑な意思疎通が図れるよう、教育委員会から学校へ指導している。また、いじめ等対応が複雑化・長期化する場合には、管理職を中心とした組織的な対応を行い、教育委員会と連携しながら学校を支援する体制を整えている。次に、保護者からの相談対応は、まず、生徒に最も近い学校が主体となって対応することを基本としている。あわせて、千葉県においては、県教育委員会が設置する子どもと親のサポートセンターや、子ども家庭110番、児童生徒向けいわせつセクハラ等の相談窓口が設けられており、学校外でも相談できる体制が整備されている。さらに、保護者の相談に迅速に対応する観点から、令和8年度に市教育委員会内へ学校問題相談窓口を設置していく。なお、教育委員会では令和5年度に「習志野市学校トラブル対応マニュアル」を策定し、学校に周知しているが、今後、現状に即した改訂を行い、研修等で活用を促し、引き続き保護者との信頼関係を大切にした丁寧な対応を継続していく。	令和8年度に学校問題相談窓口を設置する予定である。あわせて、トラブル対応マニュアルを改訂し、保護者との信頼関係を大切にした丁寧な対応を継続していく。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問1	「習志野市学校トラブル対応マニュアル」には保護者から教職員に対し、社会通念を超えるような過度な要望や言動があった場合の対応策が示されているのか伺う。示されていればその内容について伺う。	「習志野市学校トラブル対応マニュアル」には、理不尽な要求やトラブルに発展した場合の対応策として、3つの類型で示している。1点目は、大声を上げるなど態度で威嚇された場合、2点目は、長時間居座り退席しない場合、3点目は、相手からの長時間にわたる電話や、執拗に電話をかけてくる場合である。この類型に応じて、注意や警告、応対時間、警察への連絡など具体的な対応方法を記載している。	-	-
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問2	都教委のガイドライン骨子案について、面談の回数や時間に制限を設けているが、習志野市ではこういったルールを設けているのか伺う。	本市のマニュアルでは、面談の回数について制限は定めてはいないが、事前に面談の要件について確認を丁寧に行うこととしている。また、時間の制限についても明記していないが、事前に面談時間の約束をすること、長時間続く場合は、一度面談を終了し、後日の日程を調整する等して対応することとしている。	-	-
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問3	東京都教育委員会がまとめた「学校と家庭・地域とのより良い関係づくりに係るガイドラインの骨子(案)」について、保護者との面談や電話の際は原則として録音を実施とあるが、習志野市では録音についてどのようなルールになっているのか伺う。	本市のマニュアルにおいて、面談や電話の際の録音については、必要に応じて録音することとしており、必ず録音を実施するとはなっていない。面談内容を正しく記録することが相談内容の解決へつながることから、今後については、ルールの見直しについて検討していく。	面談や電話の際の録音に関するルールについて、見直しを検討していく。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	学校における保護者対応の電話録音について、市庁舎での導入状況を踏まえ、学校現場でも導入を検討するよう要望する。	-	面談や電話の際の録音に関するルールについて、見直しを検討する方針である。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問4	保護者から教職員に対し、社会通念を超えるような過度な要望や言動はどの程度あるのか伺う。	社会通念を逸脱するような過度な要求や言動については、その定義や態様が多様であることから、一定の基準をもって把握しているものではないが、随時、学校と市教育委員会情報共有を図っている。多くの場合は、丁寧な説明や対話の積み重ねにより解決しているが、中には長期化するものや組織的な対応を要する事案もある。その場合には、学校のみで抱え込むことがないよう教育委員会と連携しながら対応する体制を整えているところである。	-	-
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	困難な事案については、学校のみで抱え込むことがないよう、教育委員会が十分に関与していただきたい。	-	困難な事案については、学校のみで抱え込むことがないよう教育委員会と連携しながら、組織的に対応する体制を整えていく。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問5	スクールロイヤーの導入について伺う。	本市においては、令和5年度から、対応が困難な事案が発生した場合に、法的な見地からのアドバイスをいただくため弁護士へ相談できる体制を整えている。具体的には、学校が教育委員会に相談を申し出た後、弁護士へつなぐ仕組みとしており、相談方法は、対面、オンライン、電話、メールなどの方法がある。	-	-
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	困難な保護者対応については、教職員の負担が大きくなる前に弁護士へ相談できる体制を積極的に活用するよう要望する。	-	対応が困難な事案については、教育委員会を通じて弁護士へ相談できる体制を活用し、法的見地から助言を得ながら対応する方針である。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問6	教職員から保護者に対する不適切な行為が発生しないよう、どのような教育を行っているのか伺う。	教職員から保護者への不適切な行為や言動は、あってはならないものである。市教育委員会では、教職員の服務規律の徹底について、年度当初に管理職へ指示をしている。また、県教育委員会が示している「教職員の服務に関するガイドライン」では、教職員が高い倫理観と規範意識を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を大切にした行動をとることの重要性が示されている。さらに、毎年、不祥事根絶研修として、このガイドラインを活用しながら、県・市教育委員会職員が各学校へ研修を行っている。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	教職員の不適切行為から保護者や児童生徒を守る取組についても十分に進めるよう要望する。	-	教職員の服務規律の徹底を図るとともに、ガイドラインを活用した研修等を通じて、保護者や児童生徒との信頼関係を大切に行動の徹底を図る方針である。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問7	教職員のメンタルヘルスカケアについて、相談窓口の設置状況や利用状況について伺う。	教職員のメンタルヘルスについては、千葉県教育委員会及び公立学校共済組合で、「メンタルヘルス啓発資料 ころさわかか」や、精神科医によるメンタルヘルス啓発動画をホームページにて公開している。また、メンタルヘルス相談の案内について、電話、面談によるメンタルヘルス相談や、Web相談、ライン相談など複数の手段を資料の中で提示している。これらの相談窓口については、市教育委員会から各学校へ文書を出し、周知を図っているところである。県の相談状況については、個人情報に関わることから、相談件数やその内容については、把握していないが、教職員のメンタル不調による休職や療養休暇の状況については確認しており、教職員の心身の状況の改善に向け、管理職、当該教職員との面談を適宜行っている。今後も県や関係機関と連携しながら、教職員が安心して相談できる環境づくりに努めていく。	県や関係機関と連携しながら、教職員が安心して相談できる環境づくりに努めている。	済
R8/1	1	金子 友之	真政会	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	教職員の心身の健康が保たれるよう、教育委員会として十分配慮していただけるよう要望する。	-	県や関係機関と連携しながら、教職員が安心して相談できる環境づくりに努める方針である。	済
R8/1	4	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 教育問題について (1) 不登校及びいじめ対策について 現時点での「いじめ重大事態」を踏まえて、教育委員会として各学校に対し、どのような対応をしているのか伺う	いじめ重大事態については、令和7年12月22日に開催した習志野市いじめ問題対策委員会において、事案を報告した。本件については、現在、調査中であり、いじめという慎重に取り扱うべき個人情報であること、また事案に関する児童生徒やその保護者等を含め、個人が特定されるおそれがあること、さらに、被害を受けた児童生徒だけでなく関係者への二次被害にもつながらないよう配慮する必要があることから、個別具体的な内容については回答を控えさせていただく。また、令和8年1月の教育委員会会議において習志野市いじめ防止基本方針の改定を行った。この改定では、いじめ重大事態への対応のみならず、平時からいじめ事案に対応できるよう、内容を大幅に見直した。そのため、令和8年2月の校長会議の場で改定方針を校長に伝達し、各学校においても令和8年度から自校のいじめ防止基本方針を見直すよう指示を出した。さらに、令和8年度の機構改革においては、学校現場で増加している多様かつ複雑化するいじめ・不登校等を早期に把握し、対応できる体制の構築を進めるべく、「児童生徒指導課」を新設する。この課では、いじめや不登校問題に専任で迅速に対応することにより、被害の深刻化および長期化を防いでいく。このように基本方針の改定や体制の整備を通じて、いじめ重大事態にも的確に対処していく。	すでに対応している。	済
R8/1	4	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	いじめの認知件数が増えている理由について伺う	いじめの認知件数の増加要因としては、いじめの芽を早期に把握するため、学校が「疑いの段階から積極的に認知する」という姿勢を徹底していること、また、アンケートや教育相談の充実等により、これまで表面化しにくかった事案が把握されやすくなっていることが挙げられる。一方で、SNS等を背景に、いじめの形が多様化し、見えにくくなっている面もあり、課題と捉えている。教育委員会としては、それぞれの事案に迅速・丁寧に対応し、未然防止、早期発見・早期対応の取組を引き続き強化していく。	引き続き対応していく。	済
R8/1	4	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	いじめアンケートの未回収に対するアプローチとフォローアップはどのようになっているのか。	本市では、いじめアンケートに回答がない場合でも、学校が児童生徒や保護者への聞き取りを行い、状況の把握に努めている。令和6年度2学期までのいじめアンケート調査においては、長期欠席児童生徒のアンケートの未回収が課題となっていたが、3学期以降のアンケートについては、本市の公立学校に在籍しながらインターナショナルスクールに通っている、あるいは、病気による入院などの理由により、未回収のご家庭に対しては、電話連絡等により、いじめによる被害を受けていないことを把握している。今後とも回答が得られない場合について、学校と連携して、児童生徒の状況把握に適切に努めていく。	引き続き対応していく。	未
R8/1	4	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		要望	今後もアプローチとフォローはしっかりやっていたいただきたい。いじめのアンケートであることから、いじめが増えることに対して、歯止めをかける実効性のあるものにしていただきたい。	-	引き続き対応していく。	未
R8/1	5	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		再質問1	2. 交通安全対策について (1) 道路交通法の改正について 令和8年4月1日から導入される交通反則通告制度、いわゆる青切符への習志野市の対応について伺う。 児童生徒への自転車交通ルールへの周知・徹底について伺う	令和8年4月からは、道路交通法の改正により、自転車の運転においてもいわゆる「青切符」が導入されることから、自転車に乗る機会が多い、小中高生への啓発は非常に重要であると認識している。そのため、市立小・中・高等学校に対して、千葉県教育庁と千葉県警察が連携して作成された「自転車への交通反則通告制度」に関するチラシ及びポスターを配布し、交通安全指導や学級活動等において交通ルールが変わることを周知しているところである。また、小・中・高等学校においては、交通安全教室を年間指導計画に位置付け、習志野警察署等の関係機関の協力を得ながら、自転車の安全利用に関する講話や乗り方の指導を実施している。啓発にあたっては、自転車の運転におけるリスクをしっかりと認識し自分事として、とらえられるようにすることが重要である。今後とも、各学校を通じて児童生徒及び保護者への周知徹底を図っていく。	今後とも、各学校を通じて児童生徒及び保護者への周知徹底を図っていく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		本答弁	1. 習志野市子どもの読書活動推進計画について (1) 計画のポイントについて 本計画の基本目標は、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」と現行計画の目標を継続することとし、現行計画の実績から課題をとらえ、新たな施策にも取り組むこととしている。新たな計画で取り組む主な事業としては、家族で読書を楽しむことを勧めるイメージとして、本市の作成した、いえよむという漢字を書いて、うちどくと読む、「家読(うちどく)マーク」を活用し、学校だよりや園だより等で読書活動の啓発や年齢に適した本の紹介に努めていく。次に「学校図書館の資料の充実」として、古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、児童・生徒が手に取りたくるような、選書を心がける。さらに「電子図書の利用の促進」については、本市図書館における電子図書館の利用を促進・周知するとともに、小中学校においては、小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシドトライブラリー」の利活用の拡大を図る。次に「市立図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化」として、発達や興味、季節等に合ったお話し会など子どもたちが様々な読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や図書の団体貸出の充実を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化する。なお、移動図書館を車両の老朽化等のため、令和8年度で終了することに伴い、市立図書館から学校への団体貸出の方法について、教員が図書館に来て図書を受け取る現在の方法から、図書館が学校に図書を送送する方法に変更することにより、教員の負担を軽減し、図書館の図書をより多く活用していただくことで児童、生徒が利用できる図書の幅を広げていく。これらの施策を着実に進め、子どもの読書活動を一層推進していく。	-	-	
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問1	移動図書館廃止に至るまでの経緯について伺う。 本市では、市内の図書館が京成大久保駅前の大久保図書館のみであった昭和47年から、自宅近くに市立図書館の無い市民に図書館サービスを提供することを目的に移動図書館を開始し、現在、市内18か所の巡回ステーションで資料の貸し出しを行っている。現在の移動図書館の車両が、今年で19年目を迎え、老朽化していることから、車両の更新について検討してきたが、注文生産のため、製造期間に約1年、製造費用に約2千万円が見込まれる。一方、移動図書館サービスについては、次の3つの課題が生じている。1点目は、市立図書館の整備が進んだこと等による貸出冊数の減少である。特に小学校以外の巡回ステーションの貸出冊数は、ピーク時である50年前の昭和51年度には9万8千280冊あったが、令和6年度には8,564冊に減少している。2点目は、運転業務の委託等の運行経費の増加である。運転手の賃金増のため、委託費が増加しており、今後も増加が見込まれている。3点目は、熱中症対策のための夏季の巡回中止による巡回日数の減少である。近年酷暑が続く中、利用者及び職員の中熱対策のため、令和7年度は7月と8月の巡回を中止し、令和8年度も中止する予定である。移動図書館の車両を更新した場合、現行車両と同程度の今後20年間、移動図書館を継続することになるが、今後、移動図書館を継続しても、これらの課題を解決することは困難であると判断し、現在、移動図書館を管理運営している指定管理者の指定管理期間が終了する令和8年度をもって、移動図書館を終了するものである。	移動図書館終了に向けて滞りなく業務を行っていく。	未	
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問2	移動図書館終了後の新たな図書館サービスについて、特に貸出資料の宅配サービスについて具体的に伺う。 移動図書館終了後の新たな図書館サービスについては、3つの新規事業と1つのサービス拡充を予定している。新規事業としては、一つめとして、学校への団体貸出資料について図書館から各学校へ配達を行う。二つめとして、旧藤崎図書館が民間事業者により活用された場合に、市立図書館で予約した資料の受け取り場所とする。三つめとして、貸出資料の宅配サービスを実施する。また、サービスの拡充としては、電子図書館のタイトル数の充実を図る。貸出資料の宅配サービスについては、これまででも、活字での読書が難しい方には障がい者用に制作された録音図書を郵送で貸し出しているが、移動図書館終了後は、新たに、身体障害者手帳をお持ちの方と要介護の認定を受けている方で、ご家族も図書館へ行くことができない方のご自宅等へ、録音図書に限らずに、図書館資料を送送することを検討している。	移動図書館終了後のサービスの具体化について検討していく。	未	
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		要望	貸出資料の配達サービスについては、夏季だけでよいので、高齢者や妊婦も対象に含めていただきたい。 -	対象者の拡充については事業実施後に事業を検証しながら検討していく。	未	
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問3	電子図書館の現在の利用者数と2000タイトル維持に向けていつまでに実施していくのか伺う。 習志野市電子図書館の利用者数は、令和6年度の貸出人数は延べ5,826人、令和7年度は1月未現在で延べ3,581人となっている。次に、電子図書館のタイトル数は、著者の死後70年を経過し、著作権の保護期間を過ぎたため無料で提供されているコンテンツと、有料のコンテンツの合計で、令和8年1月末現在、1万2,484タイトルを所蔵している。有料の電子図書の契約期間は、基本的に2年間となっており、本市が契約しているタイトル数は令和8年1月末現在、1,238タイトルであるところ、令和8年度は約1,400タイトルとなるように計画している。契約数を2千タイトルとする時期については、現時点において明確にすることはできないが、電子図書館の充実に向け、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めていく。	目標のタイトル数を達成するよう努めていく。	済	
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		要望	早期に目標を達成できるよう要望する。 -	目標のタイトル数を達成するよう努めていく。	済	

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問4	基本施策①読書のきっかけとなる催しの実施として講座などが挙げられているが、来年度、読書に関する講演会は予定しているのか伺う。	子どもが本を読むきっかけとなる催しとして、子どもの年齢に合わせた4つの事業を計画している。1点目は、幼児から小学校低学年を対象に、図書館司書が読み聞かせをするおはなし会の開催。2点目は、小学校高学年を対象に、図書館の仕事体験する1日図書館員の開催。3点目は、中学生を対象に図書館の仕事学ぶジュニア司書講座の開催。4点目は、中高校生を対象にした講座を予定している。本年度は「楽しく挑戦、ショートショート書き方講座」を開催し、13名の生徒の参加があった。この他、保護者向けにも、親子で読書を楽しめるよう、家庭で楽しむための絵本の選び方講座を開催する。また、一般市民を対象とした子どもの本に関する講演会の開催についても検討しており、令和6年度は「言葉を育む～言語聴覚士に学ぶ言葉のはたらきと発達～」を開催し17名の参加があった。来年度もこのようなさまざまな事業を行うことを計画している。	講演会の開催について検討していく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		要望	有意義な講演となるよう要望する。	-	講演会の開催について検討していく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問5	基本施策③のジュニア司書の推進について、認定までの具体的な内容と認定後の役割について伺う。	中央図書館では、令和5年度より、学校や地域で読書の楽しさや大切さを広めることを目的に、中学生を対象とした習志野市ジュニア司書講座を開催している。具体的な内容としては、図書館司書が講師となり、図書の分類方法、いろいろな図書館資料の特色、資料の検索方法等の知識や、本のカバーかけ、本を紹介するPOPを作成する技術等を、講義や実技を通して学んでいる。終了後は中央図書館長が習志野市ジュニア司書の認定証を交付しており、令和7年度までに25人の中学生が認定された。認定後は、本人の希望に基づき、おはなし会のお手伝い、図書館内の飾り付けの作成、お勧めする本の展示などに取り組んでいた。	ジュニア司書については、今後も図書館で活動できるよう取り組んでいく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		要望	三郷市のジュニア司書認定後の取り組みも是非参考にしてもらいたい。	-	ジュニア司書については、今後も図書館で活動できるよう取り組んでいく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		再質問6	基本施策④の職員の読書活動に関する研修会の参加について、これまでの研修結果(開催回数と参加人数および内容)と今後の取り組みについて伺う。	職員の読書活動に関する研修会については、まず、幼稚園・保育所・子ども園等の職員を対象とした研修の場として、市内の公立、私立の幼児教育や保育に関わる職員を対象とし、毎年1回、合同研修会を実施している。令和7年度は各施設から計43名が参加し、講師を招き、絵本の効果、読み聞かせの技法、選書、絵本と遊びなどのお話を伺った。次に、小中学校の職員を対象とした研修の場としては、年2回開催する図書主任会議において、各学校の図書主任と学校司書 計35名が、取り組み内容の情報交換・共有を図り、各学校での実践に繋げている。習志野高等学校においても、学校司書と司書教諭が、他の高等学校の図書担当職員と同様の研修の場を設けている。今後も、関係する職員が、子どもの読書活動への理解を深め、知識、技術の向上に努めることにより、子どもたちが生活の大半を過ごす学校等においても読書活動の推進を図っていく。	職員の読書活動に関する研修会を引き続き実施する。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		要望	学校の先生や司書の役割は大きく、その方々への研修は非常に重要なので、よろしく願いたい。	-	職員の読書活動に関する研修会を引き続き実施する。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問7	ピブリオバトルの実施状況について伺う。	ピブリオバトルは、読書意欲の向上やコミュニケーション能力の育成などの教育的効果が期待されるものである。現在、市立中学校7校のうち、3校で実施しており、今後1校が実施予定となっている。今後も、ピブリオバトルを含めた読書活動の好事例を図書主任会議等で周知していく。	今後も、ピブリオバトルを含めた読書活動の好事例を図書主任会議等で周知していく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	全校で取り組めるように要望する。	-	好事例について、各校に周知していく。	未

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告№	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	保健体育安全課	交通安全対策について	2	(1)		再質問4	2. 安全対策について (1) 鷺沼特定土地区画整理事業に伴う鷺沼小学校通学路の変更に対する安全対策について教育委員会の対応を伺う。	鷺沼小学校の通学路の安全対策については、鷺沼特定土地区画整理事業の進捗状況に応じて、通学路の変更が生じる場合においても児童の安全確保を最優先に対応していく必要があるものと認識している。教育委員会では、鷺沼小学校と情報共有を図った上で安全対策について鷺沼土地区画整理組合や市長部局と協議してきたところである。通学路の安全確保については、これまでも、通学路安全対策協議会において、学校、保護者、地域、習志野警察署、市長部局と連携し、合同点検の実施や危険箇所等の改善要望等に取り組んでいる。今後についても、学校と情報共有を密にし、工事の状況や交通量の変化等を踏まえ、必要な対策を協議していく。	-	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(1)		要望	学校運営協議会でも議題に挙げてもらうなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守ってもらいたい。	-	今後についても、必要な対策を協議していく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 学校給食について (1) 給食費の保護者負担について 令和8年2月、3月及び令和8年度における給食費の保護者負担の軽減について伺う。	初めに、令和7年度については、長期化する物価高騰により、食費等の家計負担の増加を特に強く受けている子育て世帯を経済面から力強く支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市立小・中学校に通う児童生徒の令和8年2月及び3月に提供する分の給食費について、全額を公費で負担したところである。次に、令和8年度の給食費については、物価高騰が続く中で、給食の総合的な質を維持するためには、賄材料費は増額せざるを得ない状況と考えている。具体的な改定額としては、一食あたり16円から22円を増額し、小学校低学年が332円、高学年が390円、中学校が432円を予定している。この財源としては、令和8年度は、国により新たに、小学校での「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援が実施される。しかし、国の基準額は月額5千200円となっており、本市の改定後の賄材料費では不足が生じることになる。したがって、これを超えた部分については、保護者からの徴収が原則となるが、令和8年度は国の重点支援地方交付金を活用することにより、保護者への負担を求めないこととし、当初予算案に計上し、本定例会に提案されている。また、国の支援では、給食を食べられない児童への対応は、自治体の判断に委ねられている。本市においては、アレルギー等により、弁当を持参するなどしている児童に対しても保護者の経済的な負担を軽減するため、国の基準額の範囲内において補助をするよう、現在、補助制度の創設を進めているところである。一方、中学校については、国の「抜本的な負担軽減」の対象ではないことから、引き続き、保護者の負担となる。しかし、昨年度と同様、賄材料費の増額分を市の負担とすることで、これまでと同様の給食費としている。このような対策により、令和8年度は小学校低学年においては、一人あたり年間約6万円、高学年においては、一人あたり年間約7万円、中学校においては、一人あたり年間約1万2千円の保護者の負担軽減を図っている。なお、令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4	(1)		再質問1	アレルギーにより、弁当を持参している家庭に対する支援について伺う。	本市では、アレルギー等により、弁当を持参するなどしている市立小学校の児童に対しても、保護者より給食停止の届け出がされた場合において、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援を活用して補助をする制度の創設を進めているところである。国の支援は、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組み自治体へ、学校給食に係る食料費が支援されるものであることから、市から保護者への補助については、国の基準額から児童が食べた分の給食費を差し引いた額を補助する制度として、準備を進めているところである。	-	-
R8/1	7	布施 孝一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	不登校児童に対して、給食だけを食べにくるような取り組みができないか伺う	学校に登校できても教室に入れない児童生徒への給食提供につきましては、各学校に設置の校内教育支援センター等で、個別の状況に応じた学習支援を実施する中で、同センターや別室で、給食を食べることが可能となっている。全く学校に来られない不登校児童生徒への対応としては、少しでも学校に来るきっかけをつくるのが大事であると認識している。他自治体において、給食を食べに来られる取組を実施していることも把握している。本市といたしましても、給食の時間が登校再開の第一歩となり得るよう、手法、周知について、検討していく。	給食の時間が登校再開の第一歩となり得るよう、手法、周知について、検討していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			本答弁	2. 学校給食費について 令和8年度の学校給食費について、国からの支援を含め、市の対応を伺う。	国における、「いわゆる給食無償化」への経緯としては、令和7年2月25日に、政府において、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現するとの含意がなされ、令和7年12月26日に小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化のための支援が盛り込まれた令和8年度政府予算案が閣議決定されている。本市の令和8年度の給食費については、物価高騰が続く中で、給食の総合的な質を維持するためには、賄材料費を増額せざるを得ない状況と考えている。この財源としては、冒頭申し上げた、国からの新たな小学校での「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援が実施される。しかし、国の基準額は月額5千200円となっており、本市の改定後の賄材料費では不足が生じることになる。したがって、これを超えた部分については、保護者からの徴収が原則となるが、令和8年度は国の重点支援地方交付金を活用することにより、保護者への負担を求めないこととし、当初予算に計上し、本定例会に提案されている。一方、中学校については、「抜本的な負担軽減」の対象ではないことから、引き続き、保護者の負担となる。しかし、昨年度同様、賄材料費増額分を本市の負担とすることで、これまでと同様の給食費としている。このような対策によって、令和8年度は小学校低学年においては、一人あたり年間約6万円、高学年においては、一人あたり年間約7万円、中学校においては、一人あたり年間約1万2千円の保護者の負担軽減を図っている。なお、令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問1	給食費は令和7年4月の改定では、令和7年度中の物価高騰分も見込まれて改定されていると思うが、令和8年4月に改定を予定されるに至った経緯と令和6年からの給食費の変遷を伺う。	令和7年4月の給食費改定では、令和7年度中の物価高騰分も見込んで改定した。しかし、米等の価格が、見込を大幅に上回ったことから、給食の総合的な質を維持するため、令和7年10月に市が負担して副材料費を増額している。令和8年度においてもさらなる物価高騰による副材料費の不足が予想されることから、令和8年4月に給食費の改定を予定している。具体的な給食費を令和6年から令和8年4月の改定額まで申し上げると、一食あたりで小学校低学年は、令和6年280円であったものを、令和7年4月に316円、令和8年4月332円へ、高学年は、令和6年330円であったものを、令和7年4月に372円、令和8年4月390円へ、中学校は、令和6年365円であったものを、令和7年4月410円、令和8年4月432円への改定を予定している。	-	-
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問2	令和8年4月の給食費改定金額を、国の基準額と同じように月額とした場合の金額はどれくらいになるのか、その結果、市の負担はいくらになるのか伺う。	国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の基準額は月額5千200円であるのに対し、国と同様の方法により算出した場合の、本市の給食費は、小学校低学年が月額約5千500円、小学校高学年が月額約6千300円となる。小学校全体としては、年間で約6千900万円の不足が生じることになるが、令和8年度は、国の重点支援地方交付金を活用して市の負担とすることを予定している。	-	-
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問3	非喫食児童に対する支援について伺う。	本市では、アレルギー等により、弁当を持参するなどしている市立小学校の児童に対しても、保護者より給食停止の届け出がなされた場合において、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援を活用して補助をする制度の創設を進めているところである。国の支援は、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体へ、学校給食に係る食材費が支援されるものであることから、市から保護者への補助については、国の基準額から児童が食べた分の給食費を差し引いた額を補助する制度として、準備を進めているところである。	-	-
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問4	本市給食費で国の基準額を上回る部分について、非喫食児童への対応について伺う。	給食を停止している児童への補助は、国の「学校給食費への抜本的な負担軽減」への支援の活用による制度の創設を進めているところである。アレルギー等により弁当を持参するなどしている児童への補助は、各ご家庭で用意される弁当等の内容はそれぞれ異なり、実際の食材費の算出ができないことから、国の基準額を上限とすることを予定している。	-	-
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	非喫食者に対しても、国の基準額を上回る昼食代の支援を要望する。	-	各ご家庭で用意される弁当等の内容はそれぞれ異なり、実際の食材費の算出ができないことから、国の基準額を上限とすることを予定している。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問5	令和9年度の学校給食費についても、保護者負担軽減のため、公費負担するのか伺う。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			要望	小学校における学校給食費の完全無償化を強く要望する。	-	国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			本答弁	4. いじめ重大事態について 令和7年第4回定例会を受けて再発防止の取り組みの進捗について伺う。	文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂、および習志野市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書の公表を受け、本年1月の教育委員会会議において「習志野市いじめ防止基本方針」を改定した。改定した基本方針では、学校や教育委員会がいじめ事案を適切に認知できるよう、認知に関する留意点を詳細に記載し、いじめを認知する際のフローチャートを作成した。このフローチャートは各学校の「いじめ防止基本方針」にも反映できる内容としており、次年度に向けて各学校でのいじめ防止基本方針の見直しを指示している。さらに、いじめ事案に関する資料作成については、重大事態調査に係る会議録を確実に作成することを明記し、各学校のいじめ対策組織で開催される会議においても同様とした。その記録は保管期間を10年間とし、適切に管理する。また、教育委員会では、いじめ重大事態の対応を組織的に進めるため、教育委員会内で連携して対応できる体制の整備を進めている。習志野市いじめ問題対策委員会が主体となって調査を行う場合、教育総務課が事務局を務めることにより、調査の中立性・公平性を確保する。さらに、本議会に新規条例として提案している習志野市いじめ問題対策委員会も含む習志野市附属機関設置条例においては、「臨時委員」を置くことができる旨を、規定している。また、令和8年度の機構改革においてはいじめや不登校の問題に特化し、専任で対応する「児童生徒指導課」を新設する。学校がいじめ対応においては、この児童生徒指導課が中心となり指導・助言を行いながら、関係各課、関係機関と連携し、迅速かつ柔軟に対応していく。最後に、習志野市いじめ問題対策委員会の委員の選定に関しましては、中立性や公平性を確保するため、弁護士会などの関係団体へ委員の推薦を依頼していく。今後とも、習志野市におけるいじめ未然防止と重大事態への対応に関して、学校・教育委員会・関係機関が一丸となり、すべての児童生徒が安心して学び、成長できる環境を守るために尽力していく。	引き続き対応していく	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	各学校が改定するいじめ防止個本方針は市教育委員会が主体となって内容を確認してほしい	-	対応する予定である。	未
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	第三者委員会の委員選定においては、関係団体への中立性・公平性のある委員の選定を要望するとともに、委員に対しては都度確認をするよう要望する。	-	引き続き対応していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	新たな重大事態が発生していると聞いている。これまでの指摘事項を踏まえ、必要な改善を図り、いじめの未然防止に向けた取組を進めていただきたい。	-	引き続き対応していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			再質問1	再調査報告書の公表期間は終了したが、教育委員会の再発防止策等についてのホームページでの掲載は継続するのか伺う	再調査報告書を踏まえた再発防止策については、令和7年9月3日に、市ホームページへ市長への報告内容を掲載した。さらに、同年12月1日には、具体的な取り組み内容を、追加掲載している。また、進捗に応じて随時更新を行っていくこととしている。今後とも、透明性を確保し、説明責任を果たし、再発防止に向けた取り組みを進めていくことが必要であるとの認識のもと、ホームページへの掲載は継続していく。	引き続き対応していく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	引き続きの掲載と適宜進捗の更新を行い、再発防止に取り組んでいただきたい。	-	引き続き対応していく。	未
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問2	関係職員(担任・校長・指導課職員)の処分に関する進捗状況はいかがか。	いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている学校の教職員のいじめ問題への対応については、既に任命権者である千葉県教育委員会へ報告、連携し、調査、確認を進めているところである。教職員に対する懲戒処分は本市教育委員会ではなく、任命権者である千葉県教育委員会が行うものである。なお、本市教育委員会は、県教育委員会の決定を受け、服務監督者として指導措置を行う立場である。また、いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている本市教育委員会職員についても、並行して調査、確認を進めているところである。今後、調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問3	相応な期間が経過していると感じるが、どのような調査を行っているのか。これまでの経過や今後の見通しなど進捗をもう少し詳細に答弁できるか。	既に経過が認められているのではないかとこのことであるが、今回の対応、処分にあたり再度聞き取り調査を実施しているところであり、時間を要している点はある。今後については調査を終え、追加の調査が必要かどうか精査したうえで必要な措置を講じていきたいと考えている。	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R8/1	8	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			要望	スピード感をもって対応するよう強く要望する。	-	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2.習志野市で学ぶ (1)これから目指す目的地について	現在策定中の、令和8年度を開始期間とする新たな教育振興基本計画においては、基本理念を「主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」としている。現代は、少子高齢化、デジタル化、グローバル化等により、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来の予測が難しい時代になっている。このような時代にあっては、市民一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するために自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要であり、生涯にわたり自ら学び続けていくことが大切である。また、「教育は入づくりであり、入づくりはまちづくりにつながる」との考えのもと、今後は、地域に根差したキャリア教育の推進、第二中学校のきずな祭や第四中学校のけやきフェスタ等、地域が主体で行う新たな形の学校と地域の連携・協働により、多彩で豊かな交流を促進していくことも必要である。このようなことを通じて、市民一人ひとりが自己実現を果たすために、主体的・自発的な学びを推進し、あらゆる違いを認め合いながら共に学ぶことで、希望に満ちた未来を切り拓く習志野市を目指していくものである。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 習志野市で学ぶ (2) キャリア教育について キャリア教育とは、一人一人の社会的自立に向けて、主体性や責任感、課題解決力の育成及び望ましい職業観・勤労観の醸成を通して生きる力を育む教育のことである。これにより、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるようになる。現在、市立各学校では、キャリア教育全体計画を作成し、小学校では将来の進路について考え選択していくための土台となる時期として、中学校ではさまざまな可能性を現実的に考えながら、仮の進路を決めていく時期として、高等学校では具体的な進路を探り、試行錯誤を重ねつつ社会生活への移行に備える時期として、生活科や社会科、総合的な学習の時間などを中心に各教科等と関連付けながら、教育活動全体を通して計画的に実施をしている。具体的な取組としては、小学校では、すべての学校で町探検を行い身近な地域を知るとともに、地元の方と交流する中で多様な生き方に触れる機会を設けている。他にも、それぞれの学校の実態に応じて、地元産業の見学、プロスポーツチームとの交流、地域住民による講話に取り組んでいる学校もある。中学校では職場体験学習を通して、働くことの意義や喜び、その大変さを具体的に学びながら、自らの将来を見つめる機会をつくっている。また、多様な生き方を学ぶ観点から、第一中学校では、千葉工業大学訪問による工学の講義や専門家としての生き方の学習、第二中学校では大久保商店街の方を招いての職業講話、第三中学校ではパラリンピアンの方による挑戦を続ける姿勢や生き方についての講話、第四中学校では、地元消防士やシステムエンジニアの方を招いての職業講話、第五中学校では、経済同友会の会員の企業経営者の方による講話、第六中学校では金融関係者を招いてのライフプランを考える講話、また、卒業生である市長による講話も実施している。第七中学校では元プロスポーツ選手による夢や挑戦に関する講話など、学校の実態に応じた多様な取組をとおして自己の生き方について考える機会を設定している。習志野高等学校では、大学や専門学校等の教職員を講師とした職業別ガイダンスや学問分野別の説明会、進路先見学会を実施するなど、具体的な進路選択を見据えたキャリア教育に取り組んでいる。今後は、地元産業界等と連携し、さらにキャリア教育に力を入れていく。このようにキャリア教育は各校がそれぞれの実態に応じて取り組んでいるが、教育委員会としてキャリア教育を体系的かつ継続的に実施していくため、令和7年12月に「キャリア教育の指針」を策定した。今後は、この指針を基軸として、令和8年5月を目途に各校の取組予定を把握するとともに、各校の実践事例を全学校で共有し優れた取組を他校にも広げていくことにより、市全体としてのキャリア教育の質の向上を目指していく。	-	-	
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問1	各学校におけるキャリア教育の取組について、市全体としての共有やアーカイブ配信等、継続的に活用する取組について伺う。 教育長答弁にもあったように、令和8年5月を目途として各学校のキャリア教育に関する取組の実施予定を把握するとともに、各学校が連携した団体や使用教材、授業計画等の具体的な内容について市全体での共有を進めていく。また、取組のアーカイブ配信等、広く継続的に活用できる仕組みづくりについては、県教育委員会や近隣自治体の取組を調査し、本市のキャリア教育が、より効果的に実施できるよう研究に努める。	-	-	
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		要望	各学校の取組を記録として残し教材化し、市全体としてキャリア教育の取組の横展開に努めてほしい -	各学校の取組予定や実施内容の具体について収集し、共有できる仕組みづくりを進める。	未	
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問2	本市のキャリア教育について、将来の地域産業の担い手育成や市内企業への就労意識の醸成など、市の将来を見据えた体系的な取組となっているのか伺う。 今年度策定したキャリア教育の指針において育成する能力や取組の系統性について市としての方向性を示したところである。「まちの将来」との結びつきの視点に立った将来の地域産業の担い手育成や市内企業への就労意識の醸成などは、力を入れていくべき取組と認識しており、小・中学校及び習志野高等学校において商工会議所や市長部局との連携を深めながら、地元への定着につながるキャリア教育の推進に努める。	-	-	
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		要望	教育委員会がコーディネーター役となつての産業界との連携や好事例の共有、簡易指標による成果の検証などにより、本市のキャリア教育を市の未来を創る人づくりへと高めてほしい。 -	商工会議所等との連携体制や好事例の共有の仕組みづくりを進める。	未	

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(3)	①	本答弁	2. 習志野市で学ぶ (3) 部活動について ①部活動地域展開について 現状と来年度の取り組みについて伺う。	本市では、休日における部活動の地域展開を進めている。はじめに、令和7年度の取り組みとしては、4点である。1点目は、運動部活動において、教員である顧問とは別の指導者を部活動に派遣する「学校部活動地域連携型」を全ての市立中学校において、各校1つの部活動に拡大実施してきた。2点目は、新規として中学校の陸上競技部を対象に、習志野市陸上競技協会を運営主体とする「地域クラブ型」の取り組みを、「習志野市中学校陸上競技クラブ」として、令和7年8月の新チームの発足時から実施してきたところである。3点目は、これも新規として市立中学校の各校1部活動を対象とした「民間委託型」の実証事業を開始した。休日部活動の運営を民間事業者に委託することで、計画的な指導者確保体制の構築や、専門性を生かした指導の提供を可能とするものである。これらにより、指導者の安定的な確保が図られるとともに、生徒の技能向上や活動の継続性の面においても、一定の成果が確認できたところである。4点目は、文化部活動において、令和6年度から引き続き、市立小・中学校の吹奏楽部・管弦楽部を対象として、「習志野市管楽器教育研究会」を運営主体とする「地域クラブ型」により運営してきた。次に、令和8年度の取り組みとしては、3つの取り組みを進めていく。具体的には、「地域クラブ型」で実施している陸上競技部につきましては、年間の活動回数を15回から30回へと拡充し、年間を通じた継続的な活動とすることで、地域クラブとしての定着を図っていく。また、「民間委託型」については、新チーム発足から1年間にわたり携わること一層の成果を生み出していく。また、文化部活動については、引き続き地域クラブ型として実施し、生徒の活動機会の確保を図っていく。教育委員会として地域展開を進めるにあたっては、学校部活動を基盤としていくことが重要であると考えている。その価値を大切にしながら、今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市として持続可能で充実した部活動の地域展開が進むよう、引き続き取り組んでいく。	今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市として持続可能で充実した部活動の地域展開が進むよう、引き続き取り組んでいく。	済
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2	(3)	①	要望	段階的な行程と検証の仕組みを明確にし、持続可能性を具体化してほしい。本市の考え方や道筋を引き続き示して欲しい。	-	今後も動向を注視しながら、習志野市として持続可能で充実した部活動の地域展開が進むよう、引き続き取り組んでいく。	済
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)	②	本答弁	2. 習志野市で学ぶ (3) 部活動について ②支援策について 支援状況について伺う。	費用面での支援としては、現在、市立小中学校の児童生徒が学校教育活動の一環として小中学校体育連盟や全日本吹奏楽連盟主催など指定された文化・スポーツの大会に出場し、千葉県代表として、関東大会以上の大会やコンクール等に進出する場合には、大会、コンクールに参加する児童生徒分の交通費や宿泊費、必要な荷物や楽器の運搬費を、奨励金として交付し、保護者負担軽減を図っている。令和7年度においては、運動部活動では駅伝、水泳、新体操など、文化部活動ではマーチングや吹奏楽コンクール等、多くの学校が関東大会以上に出場している。直近では、第一中学校野球部が、岡山県で行われる全国大会への出場が決定している。登録メンバー25人に対する交通費・宿泊費・荷物運搬費で約170万円の交付を予定しており、勝ち進んだ場合でもその宿泊数に応じて宿泊費を追加交付することとしている。なお、今年度は、学校部活動全体に対して、備品や消耗品など約400万円分の、購入を予定している。部活動への支援は、児童生徒の部活動への参加や活躍を支える役割を果たしており、今後とも、児童生徒が大会等で力を発揮できるよう、充実した支援策の実施に努めていく。	今後とも、児童生徒が大会等で力を発揮できるよう、充実した支援策の実施に努めていく。	済
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)	②	再質問1	奨励金の近年の予算及び執行状況について伺う	直近の予算と執行状況について具体的に申し上げますと、令和6年度において当初予算額は750万円であったが、各学校の部活動の活躍により、追加に必要な額を予算の流用等により対応し、最終的に約2,400万円を執行している。例年、当初予算額では不足する状況が続いており、同様の対応をしているところである。	-	-
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)	②	要望	奨励金の制度を、市民に広く周知徹底してほしい。	-	ホームページ等への掲載を検討する。	未
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(3)	②	要望	後ろから支援するのではなく、前線に立ち支援できるように、予算を組んでほしい。	-	引き続き財政課と協議していく。	済
R7/1	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(4)		本答弁	2. 習志野市で学ぶ (4) 生涯学習について 市民の継続的な学習の取り組みについて、現状の取り組みについて伺う。	「生涯学習」は、自己の充実や生活の向上のために、学習者が生きがいを持って自発的に行う自由で広範な学習活動のことである。「人生100年時代」をより充実したものとするため、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージの中で求められる能力・スキルを身に付けられるよう、その重要性はより一層高まっている。市民の継続的な学習の取組について、現状の具体例「市民カレッジ」、「学習圏会議」、「寿学級」を挙げて説明した。今後とも、多様な学習ニーズに対応しながら、学習成果を地域での主体的な活動につなげる取組の推進に努める。	今後とも、多様な学習ニーズに対応しながら、学習成果を地域での主体的な活動につなげる取組の推進に努める。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/1	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(4)		再質問1	市として生涯学習の成果をどのように評価しているのか。市民カレッジ等の参加者が、実際に地域活動や市民活動、新たな挑戦へとつながっている割合を、定量的に把握しているのか伺う。	生涯学習の成果については、講義の受講満足度や理解度といった事業の実施状況を把握する他、学びの成果が地域にどのように還元されているかという観点も重視し、評価を行っている。市民カレッジ卒業生を対象とした「市民カレッジフォローアップ調査」を令和4年度より実施し、卒業後の地域活動や市民活動への参加状況、その活動内容、さらには活動に至っていない理由等について、継続的に把握している。直近の令和7年度に実施した調査によると、卒業生の73%が何らかの地域活動を行っており、そのうち57%については、市民カレッジに関わってから新たに地域活動を開始したとの結果となっている。また、活動を行っていない主な理由としては、「興味がないから」という回答が44%と多く、このことから、学習成果を地域活動へとつなげていくために、より地域課題を知り市民活動につながるような学習の充実が重要であると認識している。	-	-
R8/1	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(4)		要望	地域活動に関心を持たない層が一定割合存在することも示された。この結果をどう捉え、次につなげるかが重要である。参加後の継続率、新たな担い手の創出数、活動分野の広がりなどを継続的に把握し、政策として検証していく必要がある。生涯学習を、人材を輩出する政策として位置づけ、学びから活動へと自然につながる動線の強化を求める。	-	地域活動に関心を持たない層へのアプローチや、学びを実際の活動へと自然に結びつけるための具体的な取り組みとして、今後は市民カレッジ在学中から実際に地域活動を体験できる機会の創出強化について検討を進める。	未
R7/1	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(4)		再質問2	本市として、生涯学習を趣味・教養の充実にとどめるのか、あるいはデジタルの活用を含めた「学び直し」を、社会参加につながる形で位置付けていくのか。その明確な方向性と、現役世代へ広げるための具体的な考え方を示しいただきたい。	本市の生涯学習は、趣味・教養の充実を大切にしながら、個人の学びにとどまらず、学習成果を地域社会へ還元し、地域課題の解決や社会参加につなげていくことを重要な役割の一つとして位置付けている。従って、様々な世代の方に生涯学習の機会を提供すること、参加者の増加のための工夫を行うことは重要であると認識している。現在、仕事をされている方や子育て中の現役世代の方は、時間等に制約があり、生涯学習に参加する一歩をなかなか踏み出しにくい状況があることが想定される。そのアプローチとして、オンライン配信などデジタルツールを活用することは効果的であると認識している。現状、市民カレッジ等の生涯学習事業における、講義内容については、オンライン配信等を行っていないが、コロナ禍においては、YouTubeによる動画配信やインターネット環境が整わない方に対応するためのDVDの貸し出しを行う等の対応をしていた。さらに、今年度、公民館においては、働いている方が講座に参加しやすいように、夜間や土日にも講座を開催している。今後については、学習機会拡充の手法の一つとして、デジタル技術の活用を検討していく。	対応策を検討していく。	済
R7/1	9	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(4)		要望	成果を定量的に把握し学びを地域や社会参加へとつなげる仕組みを強化していただきたい。学び直しやデジタル活用も含めて働く・活動する力へと展開する生涯学習を求める。	-	対応策を検討していく。	済
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3.市立学校の施設環境について (1)樹木の管理について	学校施設の樹木については、学校の教職員が定期的に実施している施設や設備の安全点検に合わせて、日常的な点検を行っている。全小中学校の樹木調査については、平成27年及び令和元年に行っている。教育委員会職員と民間事業者が調査を実施し、危険があると判断された樹木については、剪定又は伐採を行った。令和4年に発生した鹿児島県での事故を受けて発せられた国からの学校環境における樹木の安全確保に係る通知に対しては、各学校に周知するとともに、安全点検を行うよう指示した。その結果、全校において、ただちに対応が必要である樹木は、見受けられなかったが、引き続き、定期的な安全点検により、注視していくこととした。今後についても、点検等により、危険な箇所があった場合や目視等での安全性の判断が困難な場合には、学校と連携を図りながら、教育委員会において必要な対応を行い、安全確保に努めていく。	学校と連携を図りながら、教育委員会において必要な対応を行い、安全確保に努めていく。	済
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問1	樹木の管理の長期的な方針について	現在、教育委員会では、学校施設の樹木を管理するにあたって、長期的な方針の策定には至っていないものの、安全性の確保を最優先に、長期的な視点も持ちながら、樹木の管理に取り組んでいる。現存する多くの樹木は、植樹から数十年が経過し、巨大化しているだけでなく、老木化が進んでおり、今後、さらに管理が難しくなってくると想定している。一方、現在、市長部局においても、全庁横断的な樹木管理についての検討を予定していることから、市長部局と連携を図り、抜本的に対応していく。	市長部局と連携を図り、抜本的に対応していく。	未
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問2	樹木医の活用について	学校における樹木医の活用としては、学校の建替えの設計段階において、必要に応じて、樹木医による診断を行っている。樹木医には、樹木の健全度に関する調査を行っていただいた上で、残すべき樹木や伐採すべき樹木等について助言いただき、工事の計画に反映している。実際に、建替えをした大久保小学校及び今後建替えを行う大久保小学校においては、樹木医を活用して樹木環境を整えている。なお、市長部局においては、毎年度、ハミングロードの街路樹について、樹木医による健全度確認を実施していることから、樹木医の活用についても、市長部局と連携を図っていく。	樹木医の活用についても、市長部局と連携を図っていく。	未

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	全庁横断的な樹木管理の中に学校の樹木も組み込んでいただき、子ども達の安心安全な学校生活のために、樹木医を活用した樹木の適正管理を要望する。	-	樹木医の活用についても、市長部局と連携を図っていく。	未
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3.市立学校の施設環境について (2)飼育小屋の管理について	学校における動物の飼育については、生活科や理科の学習と関連付けながら、児童が自ら世話や観察を行うことを通じて、生き物への親しみを育み、命を尊重する態度を養うことを目的として行っている。現在、本市では、小学校の屋外の飼育小屋において、動物を飼っている学校があり、その数はうさぎが9校、にわとりが1校、鹿が1校となっている。その他、池や水槽等において、金魚やメダカ、カメ等が飼育されている。一方、近年の気温上昇の影響を考慮し、屋外飼育から屋内飼育へ移行した学校もあり、現在2校において、うさぎが屋内で飼育されている。このように、近年の夏季における異常な暑さによる屋外飼育の困難さに加え、屋内飼育を行う際の休日や長期休業中における教職員の負担増加など、課題があることも認識している。飼育の管理運営に関しましては、各学校の実情を考慮し、適切な環境を確保できる条件のもと、校長が判断しているところではあるが、教育委員会として、他市の状況も把握し、学校における動物飼育の在り方について、検討を進める。	教育委員会として、他市の状況も把握し、学校における動物飼育の在り方について、検討を進める。	済
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		再質問1	夏休みにおける飼育体制と暑さ対策について伺う。	夏休み期間中の飼育体制につきましては、学校職員による通常の管理に加え、必要に応じて地域ボランティアの協力を得ながら、日々の水分補給や給餌、清掃などを行っている。暑さ対策につきましては、日本獣医師会が発行する資料等も参考に、暑さに弱い動物は屋内での飼育を検討することを各学校に通知している。屋内での飼育が難しい場合には、飼育小屋にすだれ等の日よけや、凍ったペットボトルの設置等、各学校において工夫しながら暑さを軽減する対策を講じている。	-	-
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		再質問2	今後の飼育小屋の小動物の飼育について伺う。	学校における動物の飼育については、先ほどの教育長答弁のとおり、教育的意義を有する取り組みであると認識している。一方で、近年の気候変動による暑熱への対応や学校における管理体制の確保などの課題が生じていることから、今後も各学校と連携を図りながら、文部科学省が示す通知文の趣旨や獣医師会等の専門機関の意見も踏まえ、動物飼育の在り方について検討する。	-	-
R8/1	10	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		要望	動物の生命に関する外部団体との連携など、具体的な検討を要望する。	-	今後の動物の教育に関して、獣医師会等の外部団体と連携するなど、検討をしていく。	未
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.特別支援教育 (1)次年度の取組について 本市の特別支援教育について、次年度の取組について伺う。	本市における特別支援教育については、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに的確に応えるべく、次年度においては、主に、3点の取組を進めていく。1点目として、教育支援委員会の調査および就学相談体制の一層の強化である。今年度より、学校現場の負担軽減を図りつつ、専門性が担保された調査ができるよう、教育委員会職員で知見を有する者が調査員を担う取組を進めてきた。令和8年度は調査および就学相談を担う専門職員を配置し、児童生徒の学びの場への適切な接続に向けた就学相談体制をより充実させていく。2点目は、教育委員会事務局における特別支援教育推進体制の整備である。特別支援教育に関する支援の多様化に対応するため職員を増員し、専門性の確保と組織的対応力の向上を図っていく。3点目は、令和9年4月の知的障害特別支援学級の開設に向けた準備である。実習小学校において知的障害特別支援学級の在籍児童が増加していることから東習志野小学校に新たに知的障害特別支援学級を設置することとした。令和8年度は、対象となる児童の保護者に対する説明会の開催など、丁寧に準備を進めていく。今後も、共生社会の形成を見据え、特別支援教育の充実を目指すよう、教職員、特に管理職への専門的な研修の機会を確保しながら、特別支援教育の充実を一層推進していく。	-	-
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	東習志野小学校に新設される特別支援学級の概要を伺う。	令和9年4月に開設を予定している特別支援学級は、児童数や通学距離、これまでの特別支援学級や通級指導教室の設置・運営の実績などを踏まえ、東習志野小学校へ設置することとするものである。対象児童については東習志野小学校及び実花小学校の学区に在住する児童で、知的障害特別支援学級での学びが適切だと判断された児童を予定している。また、開設時の学級数は、1学級もしくは2学級を想定している。	-	-
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	現在、実習小学校に通学している児童への対応と開設に向けた後のスケジュールを伺う。	現在、実習小学校の知的障害特別支援学級に在籍している児童のうち、対象となる児童については、東習志野小学校に転校、または実習小学校への継続した通学について、保護者の意向に沿って対応していく。今後のスケジュールについては、令和8年3月、今月から学校をはじめ、関係各所への説明および周知を順次行うとともに、該当する保護者に対しては、6月に説明会を実施する予定である。その後、個別的就学相談を行い、保護者の不安の軽減に努めながら意向を丁寧に確認し、令和9年4月の開設に向けて計画的に準備を進めていく。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許保有率および全教員の特別支援学校教諭免許保有率の向上に向けた取組みについて伺う。	本市における特別支援学級担当教員の免許保有状況について、現時点で、小学校においては、67名のうち36名が保有しており、保有者の割合は54%となっている。中学校においては、27名のうち8名が保有しており、保有者の割合は30%となっている。また、教員全体の保有状況については、小学校においては、527名のうち74名が保有しており、保有者の割合は14%となっている。中学校においては、266名のうち17名が保有しており、保有者の割合は6%となっている。教育委員会としては、特別支援学級担当教員の専門性の向上は、重点的に取り組む必要があると認識している。そのため、千葉県教育委員会が実施する認定講習をはじめ、大学等が行う公開講座を各学校へ周知し、免許取得の機会を増やしているところである。また、授業研究や研修の機会を通じ、教育委員会の職員が、専門的な指導方法の向上や免許取得の意義について、指導助言を行っている。今後についても、免許の保有率の向上を目指し一人でも多くの教員が取得できるよう、後押ししていく。あわせて、免許の有無にかかわらず教育の質が確保されるよう、研修の充実の面においても継続して取り組んでいく。	特別支援学校教諭免許の保有率向上に向け取得を後押しするとともに、免許の有無にかかわらず教育の質が確保されるよう研修の充実にも継続して取り組んでいく。	済
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問4	知的障害特別支援学級担任はどのような研修を行っているのか。	知的障害特別支援学級の担任への研修としては、「知的障害指導法研修」を年4回実施している。令和7年度は、指導主事による学級経営についてや特別支援学級におけるICTの活用について、また、特別支援学校から講師を招いて、特別支援学校と特別支援学校の違いや具体的な指導法について等、知的障害特別支援学級の担任が様々な角度から専門的な知識理解を養えるよう実施している。その他、「特別支援学級担任等新任者研修」、「特別支援学級担任等3年目研修」、「特別支援教育コーディネーター研修」等においても、特別支援学級担任の役割、個別の教育支援計画や指導計画に関すること等について理解を深められるよう実施している。	引き続き研修を行っていく。	済
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問5	花見川区に新設される県立特別支援学校について、開設に向けた状況について伺う。	特別支援学校の設置者である県教育委員会によると、本市の市場から近い千葉市花見川区に新設される県立の特別支援学校については、知的障害児童・生徒を対象に小学部、中学部、高等部を備えた学校として旧花見川第二中学校跡地に令和9年4月の開校を目指し、工事が進められているとのことである。本市に在在する特別支援学校中学部・高等部の生徒は、現在、県立八千代特別支援学校に通学しているが、この新設校が開校された際には、この学校が学区となり、通学に要する時間が短縮されることになる。この学区の変更については、県から習志野特別支援学校及び八千代特別支援学校の保護者に説明されている。	動向を注視していく。	済
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	福祉行政について	2	(1)		再質問4	2.障がい福祉 (1)次年度の取組について 次年度の新規事業や拡充事業等について伺う。 中学校の知的障害特別支援学級における令和6年度卒業生の進路実績および就労を見据えた学習や進路指導などの取組について伺う。	中学校の知的障害特別支援学級における令和6年度卒業生の進路としては、22名の卒業生のうち、18名が特別支援学校高等部、4名が私立の高等学校となっている。中学校では、将来の社会参加や就労を見据え、学習面においては、各教科等の学習に加え、自立活動や作業学習に取り組むとともに学校外での職場体験等の体験的な学習も実施し、働くことへの理解や就労に必要な基礎的な力の育成を図っている。進路指導については、高等学校や特別支援学校、関係機関と連携し、生徒一人一人の状況や希望に寄り添いながら、本人及び保護者との相談を計画的に行っている。	-	-
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	福祉行政について	2	(1)		要望	教職員のスキルアップに向け、研修等の充実をお願いする。	-	今後も継続して取り組んでいく。	済
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問3	3.環境対策 (1)食品ロスについて 食品ロスの削減に向けた啓発の取り組みについて伺う。 学校給食の残菜の実態について伺う。	学校給食の残菜については、パン・ご飯・おかず・牛乳の4区分で、残菜率を把握している。令和6年度の年間平均の状況は、小学校は、パンが0.8%、ご飯が8.8%、おかずが6.5%、牛乳が2.3%となっており、中学校は、パンが1.2%、ご飯が6.1%、おかずが5.8%、牛乳が2.5%となっている。	-	-
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問4	学校給食における食品ロス削減の観点での食育の取り組み状況について伺う。	学校給食における、食品ロスの観点での食育としては、主に2つの方法で取り組んでいる。1つ目は、食への理解を深める取り組みである。給食の目標は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に加え、食への感謝や、望ましい食習慣の形成などであり、これら目標への理解が深まるよう、日々の給食や食育授業等に取り組んでいる。具体的な取り組みとしては、給食委員会における残菜減量の啓発ポスター作成による呼びかけや、児童生徒からのリクエストや家庭科で栄養素とその働きについて学び、授業の中で考えた献立を給食に取り入れるなど、食への関心や意識を高めている。2つ目は、「生きた教材」である給食における工夫である。栄養士は、味(あじ)、彩(いろどり)、旬(しゅん)を捉えた食材を使い、児童生徒に喜ばれる、安全で安心なおいしい給食の提供に努めている。毎日の残菜を把握することにより、献立の組み合わせの改善や、苦手な食材も食べやすくする調理の工夫等を実施している。今後も引き続き、食品ロス削減の観点も含め、児童生徒の食への関心や意識を高め、心身の健全な発達に繋がる食育に取り組んでいく。	今後も引き続き、食品ロス削減の観点も含め、児童生徒の食への関心や意識を高め、心身の健全な発達に繋がる食育に取り組んでいく。	済
R8/1	11	金井 宏志	公明党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		要望	クリーンセンターの見学に食育を導入してもらいたい、試験的に学校コンポストの設置を検討してもらいたい、家庭用生ごみ処理機のモニター制度を検討してもらいたい。	-	引き続き、食品ロス削減の観点も含め、児童生徒の食への関心や意識を高め、心身の健全な発達に繋がる食育に取り組んでいく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			本答弁	1.不登校対策の強化と居場所確保に向けた、学校内フリースクールの整備推進について不登校対策と居場所確保に向けた本市の取り組みについて伺う。	本市小中学校における不登校児童生徒については、毎月各学校から提出される長期欠席児童生徒状況報告にて、人数、理由、生活状況等を把握した。本年1月末時点の不登校児童生徒数は、小学校が170名、中学校が255名となっており、昨年度の同時期と比べて、小学校は9名減少、中学校は12名減少である。不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校では、担任や管理職、その他の教員、スクールカウンセラー、教育相談員などが、校外では、総合教育センターでの教育相談など、様々な立場の者が、面談や相談を行っている。令和8年度は、さらなる充実に向け、教育相談員の増員の予算を本定例会に提案している令和8年度予算案に計上した。また、学校には登校できても教室に入れない児童生徒には、校内教育支援センターを活用しながら、個別の状況に応じた支援を実施している。在籍校に通えない児童生徒は、在籍校以外の居場所として、市内にあるフレンドあいあいや、令和7年4月に開室した学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室に通っている児童生徒もいる。さらに、民間のNPO法人やフリースクール等学校外の機関との連携や自宅等で、千葉県教育委員会が運営しているエデュオプラットフォームのオンライン学習やメタバースちばの仮想空間学習などの支援により児童生徒の学習の場の確保を図っている。このように、行政、民間等、多様な主体が関わり、多彩な場が提供されることにより、不登校児童生徒の選択肢を広げている。今後も、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うことができるよう、引き続き努めていく。	今後も、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うことができるよう、引き続き努めていく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問1	現在425名の子どもが学校に通えていない現状を、市として「危機」と認識しているのか、それとも、想定内の数字と捉えているのか。教育長の率直な認識を伺う。	【教育長答弁】不登校については、喫緊の解決すべき重要な課題の1つであると認識している。不登校の児童生徒数については、0であることが全ての関係者の願いであり、現状においては厳しい状況であると言わざるを得ない。ここでは、想定かどうかも含めて数字についてはあえて申し上げないが、当事者である児童生徒はもとより、保護者にとって不登校の状態であるということは大きな不安をもちながら生活していかなければならず、その解消を図ることが、学校及び教育委員会の使命でもある。そのために、本市では校内教育支援センターやフレンドあいあいを設置、運営するとともに、本年度、4月に県内の学びの多様化学校を開校し、学びの場の整備に取り組んでいる。しかしながら、最終的には児童生徒が地域の学校において豊かな人間関係の中で学べるようにすることが目的であり、今後も不登校問題に全力で取り組んでいく。	最終的には児童生徒が地域の学校において豊かな人間関係の中で学べるようにすることが目的であり、今後も不登校問題に全力で取り組んでいく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問2	不登校児童生徒数について、過去5年間の推移を伺う。あわせて、増減の要因分析があれば伺う。	不登校児童生徒の各年度末の人数と割合につきまして、令和2年度は、小学校が89名、1.0%、中学校が158名、4.0%、令和3年度は、小学校が143名、1.6%、中学校が209名、5.1%、令和4年度は、小学校が149名、1.5%、中学校が221名、5.4%、令和5年度は、小学校が226名、2.5%、中学校が273名、6.7%、令和6年度は、小学校が220名、2.5%、中学校が280名、6.9%、である。不登校が増えている主な理由といたしましては、コロナ禍での臨時休校やこれに伴う様々な制約による児童生徒の生活リズムの乱れが一因となり、登校への意欲を減退させたことが影響しているものと捉えている。また、子どもの人権や価値観が尊重される社会の中で、児童生徒や保護者の意識にも変化が見られ、学校だけでなく、様々な学びの場での学習を選択する児童生徒が増えている現状も見られている。	-	-
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問3	小中合わせて425名の不登校児童生徒がいるが、そのうち、校内教育支援センター利用者数、フレンドあいあい利用者数、分教室利用者数、オンラインのみの利用者数、どこにもつながっていない児童生徒数、それぞれ何名なのか、具体的に伺う。	それぞれの利用人数をお答えするが、重複して利用している児童生徒がいるため内訳の人数ではないことを最初に申し上げる。各学校に設置されている校内教育支援センターにつきましては、現在、小学校で100名、中学校で105名が利用している。フレンドあいあいにつきましては、小学生14名が、中学生10名が利用している。自宅等でオンラインや仮想空間を通じての学習につきましては、小学生約10名、中学生約30名が利用している。令和7年4月に開室した学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室には、現在、10名の小学生児童が在籍している。この他に、フリースクールなどの学校外の教育機関を利用している児童生徒が約20名、保健室などの別室登校を利用している児童生徒が約20名いる。このように、学校や相談機関などつながりがあり、全くつながりをもていない児童生徒はいない。	-	-
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問4	各校の校内支援センターは、何名まで受け入れ可能なのか。今の不登校児童生徒数に対して受け皿は足りているのか伺う。	校内教育支援センターについては、定員を設けておらず、各校が、教室の広さや教職員の配置人数等の状況に合わせて受け入れ人数を設定しているが、これまで希望する児童生徒は、全て受け入れることができている。各校においては、相談も含めて、最大で30名、平均して10名程度が利用している。受入体制の充実については、センターの運営を担う教育相談員の増員について本定例会に提案している令和8年度予算案に計上しているところである。	-	-
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問5	校内教育支援センターを、「全小中学校に設置」「常設化」「専任スタッフ配置」といった形で強化する具体的な計画はあるのか伺う。	校内教育支援センターにつきましては、すでに市内小中学校の全校に設置し、常時開室している。校内教育支援センターの運営を学校職員と連携して行う教育相談員につきましては、全校配置に向けて、取り組みを進めているところである。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問6	全く外に出られない子どもに対して、アウトリーチ型支援は行っているか。訪問型支援の実施件数と体制を伺う。	全く外に出られない児童生徒に対しては、学校では、学級での授業の内容や様子の動画を児童生徒のタブレット端末に配信することや、授業のプリントや宿題などを自宅に届け、学習物を学校に提出するなどにより、学習の機会をもてるように工夫している。また、保護者への電話連絡や保護者と担任、管理職との面談を行い、児童生徒の様子を把握するよう取り組んでいる。アウトリーチ型の訪問型支援としては、不登校児童生徒に対して、総合教育センターに4名配置している教育相談員が家庭訪問を実施していて、令和7年度は1月末時点で、4家庭へ、延べ25回行っている。また、県が実施している訪問相談事業において家庭訪問を実施している家庭は、5家庭となっている。訪問では、おしゃべりやゲーム等、児童生徒の興味関心があることを通して、心の開放や家族以外の人との人間関係づくりを図っている。	訪問相談等の支援を実施していく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			要望	限定的な対応であり、相談員の増員をお願いする。	-	今後も動向を注視していく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問7	不登校の保護者の方から「同じ立場の保護者同士が安心して語り合える場がほしい」との声を聞いている。子どもだけでなく、保護者もまた孤立しがちである。本市として、保護者同士が情報共有や気持ちを分かち合える交流の機会を設ける考えはないか伺う。	不登校児童生徒をもつ保護者への支援としては、総合教育センターが、登校渋りや不登校となっている子供への対応に関する講話や、公民館等で保護者同士の交流の場となる「あいあい広場」、等を実施している。また、学校においても、同じ悩みを持つ保護者同士が情報交換をできる場を設けている。具体的には、藤崎小学校において、学校の会議室にて月1回程度、保護者が10名程度集まり、情報共有の場を設けている。第五中学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員も加わり、10名程度が参加して懇談会を開いている。第七中学校においては、教頭・スクールカウンセラー・教育相談員などが加わり、年10回ほど開催している。このように、保護者同士で情報を共有することで、孤独感をなくし、互いに支え合える関係を作れるようにしている。	あいあい広場の開催を継続していく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			要望	教育委員会が主導で取り組んでほしい。	-	あいあい広場の開催を継続していく。	済
R8/1	12	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問8	私は福岡県飯塚市筑穂中学校を視察した。同校では、不登校生徒のための校内フリースクールを設置し、休眠預金等活用事業を活用して約1,500万円規模の助成を受けている。国制度を活用し、民間と連携する選択肢がある。この制度の研究・検討を進める考えはあるのか、見解を伺う。	不登校支援に国の休眠預金等活用事業を活用している自治体があることは確認している。本市の不登校支援では、国と千葉県による校内教育支援センター設置促進事業の支援制度を活用している。教育委員会として、助成金は、休眠預金等活用事業に限らず、幅広く活用できるように常している。	-	-
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)	②	再質問1	1. 街づくりの基本的な方向性について (1)「前期第1次実施計画」(案)の策定状況 ②若者の活躍を支える環境づくり 若者の活躍に関し、高校生、大学生、20代の市民の声を聞いて事業や取組につなげていく具体的な仕組みづくりはどのように考えているのか。	令和7年4月にスタートした「習志野子ども若者まんなか計画」の策定時においては、高校生以上29歳までの若者の意見を計画に反映すべく、令和5年度末から6年度にかけ、無作為抽出によるアンケートやインターネット調査、ワークショップ形式の意見交換会、LINEを活用した意見聴取などの機会を設けた。その結果、「習志野市の青少年や若者の施策に望むこと」の上位には、「放課後などに気軽にできる安全な居場所を提供する」が上がり、意見聴取の結果としては、「地元つながりがほしい」、「市の公式ラインをもっとPRし、さらに活用してほしい」といった意見が寄せられた。これらの調査結果に基づき、本計画においては、高校生以上の若者施策として、主に次の3つの事業を進めることとし、前期第1次実施計画においてもこの趣旨を位置づける予定である。1点目は「若者向けの情報発信」、2点目は「子ども若者スペースの設置」、3点目は「プラッツ習志野フューチャーセンターにおける若者活躍支援」である。これらの事業を実施するにあたり必要となる、当事者としての若者の意見をさらに求めるため、令和8年度においては、若者に対するヒアリングに取り組むことを予定している。具体的には、若者が地域で活躍できる環境を整えるべく、若者のやりたいことや困りごと、自宅以外の居場所づくりに必要な要素や機能についてプラッツ習志野フューチャーセンターや市内の大学と連携を図りながら、意見聴取していく。若者が主体的に活躍できる機会を提供することは、個人の成長・自立を促進するだけでなく、地域活性化やまちづくりの持続可能性を高める効果があるものと認識していることから、若者支援の在り方については、引き続き、当事者である若者の意見聴取に努めるとともに、先進事例などの調査研究も併せて取り組んでいく。	若者の意見聴取に努めるとともに、先進事例など若者支援の在り方について調査研究していく。	未
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2	(1)	①	再質問3	2. 水辺とともにある豊かな街について (1)秋津公園の魅力最大化のための一括委託化 ①公園管理とスポーツ施設運営を一体にした民間委託の可能性 「習志野市緑の基本計画」(案)で示された「公園の特色に応じて、指定管理者制度の拡充を検討します」という方針に基づいて、駅への近さ、複数のスポーツ施設等の特徴を活かして、ネーミングライツ付きで秋津公園全体の管理・運営を民間に委託することによって、にぎわいの創出、スポーツの推進、公園の改善等につながるかと考えるが、その可能性や課題について伺う。 秋津公園内にある多目的広場・野球場・サッカー場・テニスコート・駐車場の管理費は年額でいくらか(令和6年度決算ベース)。	当該施設の指定管理者である「公益財団法人習志野市文化スポーツ振興財団」の令和6年度「事業報告及び決算書」からの数値は、まず、指定管理事業費の総額が約2億5千万円、そのうち、ご質問の施設における経費は、約8千100万円である。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2	(1)	①	再質問4	スポーツ9施設を指定管理者に一括委託している効果について、仮にその効果がスケールメリットによる管理経費の縮減といったものであれば、スポーツ施設が存在する公園の管理も一括で委託すればさらにその効果は増加すると考えられるのか。	複数施設を一括委託する場合のメリットは、効率的な人員配置、連絡体制の統一、業務の効率化などが挙げられ、本市スポーツ9施設の委託のように、委託事業内容が同様である場合、その効果は大きくなると考える。一方で、スポーツ9施設を分割委託した場合、各事業者が管理を行う施設ごとにサービスの不均衡が生じること、連絡体制が複数となることによる事務の煩雑化、スポーツ施設としてのスケールメリットが狭まることによる指定管理料の増加などが懸念される。そこに、スポーツ施設以外の施設を加えた一括委託については、他市の先進事例を参考にメリット、デメリットを比較し、その総合的な効果をきめ、検討することが必要であると考える。	-	-
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2	(1)	①	要望	総合的な効果の検討については、直営でやった場合のコスト、一括委託した場合のコストを比較し、例えば学校プールについてコスト比較をされてと思うが、そういったことをしていただきたい。また、定性的に、利用者の利便性とかサービスの向上など、コスト比較以外のメリットデメリット含めて是非検討していただきたい。	-	他市の先進事例を参考にメリット、デメリットを比較し、その総合的な効果をきめ、検討していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2	(1)	①	再質問5	施設マネジメント、「稼ぐ力」、利用率向上という観点で、秋津公園内のスポーツ施設ではどのような工夫が行われているのか。	秋津公園内のスポーツ施設においては、指定管理者による施設の管理・運営を行っており、業務内容において、施設及び設備の提供、施設の使用の許可などの他、スポーツの振興のために施設を活用した普及事業を行うこととなっている。このことを踏まえ、当該施設における利用率の向上などのための工夫であるが、指定管理者の「自主事業」とし、これまで、かけっこ教室、ニュースポーツチャレンジ、ミニ運動会などを実施する他、必要に応じて売店の設置などで利用を促進し、このエリアの活性化に努めている。また、現在の指定管理者のスポーツと文化芸術という異なる分野の推進を担う組織の特色を活かし、「カルスポフェスタ」と題し、スポーツと文化芸術活動を誰でも気軽に、一度に楽しめるイベントの開催にも取り組んでいる。なお、令和8年4月より秋津サッカー場が人工芝になることに伴い、新たにスタートする「習志野市スポーツ推進計画」における「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の更なる展開を指定管理者とともに進めていく。	-	-
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	2	(1)	①	要望	今の取り組みを否定するものでもないし、また、公共施設であるという性格上、民間施設のように稼ぐことを目的にするというのは少し違うかもしれないが、民間のノウハウを使うべきところは使って、東京駅まで40分で行けるという非常に利便性の高い立地にある行政財産を活用できるよう、検討していただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. こどもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校指定品の見直しの進捗状況 令和7年第3回定例会での教育長及び学校教育部長の答弁を踏まえて、約半年間の取組状況、特に制服の見直し状況について伺う。	教育委員会では、これまで教育費にかかる保護者の経済的負担の軽減に取り組んでおり、学習教材の共用品化については、その経費を令和8年度当初予算案に計上している。また、学校指定品についても、昨年9月には各小中学校の運営協議会で協議するよう求めるとともに、中学校においては校長へ制服等に関する意見の集約を依頼した。その結果、制服を必要とする内容としては、初期費用はかかるが3年間の着用を考えると私服に比べて耐久性がある、毎日の服装選びに悩む必要がない、結果、経済的であるとの声がある一方で、購入時の価格の高さや気候に合わせた調整の難しさに関する意見もあった。そのほか、かばんや体操服、上靴などの指定品についても、素材や金額のほか、指定する必要性についても様々な意見があり、各学校において検討が行われている。一方、児童生徒が学校で使用する物品については、破損や紛失、貸借におけるトラブルなどへの対処も含めた慎重な対応が必要と考えている。学校指定品などの選定については、最終的に各学校長の判断のもと決定されるものであるが、教育委員会としては、今後も各学校が、社会情勢の変化や児童生徒等のニーズに応じた協議を行っていただけるよう、必要な情報提供や働きかけを継続していく。	学校指定品の見直しについては、各学校の判断を尊重しつつ、社会情勢や児童生徒等のニーズに応じた協議が進むよう、必要な情報提供や働きかけを継続していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問	令和7年第3回定例会(9月11日)において、学校教育部長からの答弁で「今年度中に詳細に調査を実施する予定」とあったが、調査は行われたのか、行われた場合にはその結果の概要は何か。	現状としては、教育長答弁にもあったように、市立中学校長に対し、学校運営協議会において、制服を含む学校指定品の必要性に関して意見の取りまとめを依頼し、その内容について聞き取りをした。その結果、必要性があるとの回答が多くあったが、物品によっては、各自で用意の方が良いとの回答もあった。また、各学校が指定している物品、購入価格等の状況を確認したところ、指定している物品の一部について、令和8年度から廃止とする学校があった。	-	-
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	制服や学校指定品の見直しに当たり、保護者・児童生徒(小学校高学年を含む)の意見も丁寧に把握するとともに、価格差等の情報を適切に示した上で、公平な意見集約を行っていただきたい。	-	学校指定品の見直しについては、各学校の判断を尊重しつつ、教育委員会として必要な情報提供や働きかけを継続していく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	「かばんや体操服、上靴などの指定品については、素材や金額のほか、指定する必要性についても様々な意見があり」という答弁に関し、具体的にはどのような意見があったのか。	様々な意見の具体的な内容としては、「機能性を重視した物、素材を考えてほしい」「学校推奨のシャツを積極的に着用可としてほしい」「指定品は良質な物を安価で購入でき、悩んだり選んだりする必要がなくて良い。」「上履きの値段が高いと感じている」「各自で用意した物でも奇抜なものにならないと思う」など多様な意見があった。	-	-
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	制服や学校指定品について、価格や気候への対応など経済面・機能面を含め多角的に検討を進めるとともに、教育委員会が主体的に関わりながら見直しを進めることを求める	-	学校指定品については、体操服見直しの取組を踏まえ、教育委員会と学校が連携しながらかばんや上靴などの指定品や学習教材も含め、今後検討を進めていく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	「必要な情報提供や働きかけを継続」という答弁に関し、令和7年第3回定例会では「令和4年度に市教育委員会主導の下、体操服の上着の素材変更と形を統一する見直しを行いました」という答弁があったが、他の指定品についても同様に取り組めないか。	体操服の素材、形状の変更については、旧来の体操服の生地が乾きにくく、価格も高かったことから、吸汗性に優れた、値段の低い素材に変えられないかという保護者からの声が教育委員会に届き、また、校長会からも同様の意見をいただいていた。これを受け、令和4年7月から教育委員会が各校の実態把握を開始し、校長会と連携しながら最終的に、中学校の体操服について令和6年度から機能性の高い生地を使用した体操服を導入するとして方針を示したものである。今後は、かばん、上靴等、他の指定品についても、学習教材等も含め、検討していく。	かばん、上靴等、他の指定品についても、学習教材等も含め検討していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問4	「必要な情報提供や働きかけを継続」という答弁に関し、他自治体では、中学校標準服のあり方に関する検討委員会を立ち上げて検討していく体制を設けているが、習志野市でも各学校・校長に委ねるのではなく、市内統一で体制を設けて取り組むべきではないか。	制服などの学校指定品については、各学校長の判断の下決定されるものだが、これを教育委員会が主導で行っている事例が多々あることは承知している。令和8年度に、制服も含めた学校指定品について検討する組織を立ち上げ、小・中学校における保護者負担軽減、学校指定品の必要性や在り方について学校、保護者等と協議していく。	令和8年度に、検討する組織を立ち上げ、学校、保護者等と協議していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)	②	本答弁	3. こどもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 (2)令和8年4月以降の学校給食の無償化 令和8年2月及び3月分の無償化(小・中学校)、令和8年度から国による給食無償化(小学校)を踏まえて、令和8年4月以降の市内小・中学校における給食無償化について伺う。	初めに、令和7年度については、長期化する物価高騰により、食費等の家計負担増加を特に強く受けている子育て世帯を経済面から力強く支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市立小・中学校に通う児童生徒の令和8年2月及び3月に提供する分の給食費について、全額を公費で負担しているところである。次に、令和8年度の給食費については、物価高騰が続く中で、給食の総合的な質を維持するためには、賄材料費を増額せざるを得ない状況と考えている。この財源としては、令和8年度は、国より新たに、小学校での「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援が実施される。しかし、国の基準額は月額5千200円となっており、本市の改定後の賄材料費では不足が生じるようになる。したがって、これを超えた部分については、保護者からの徴収が原則となるが、令和8年度は国の重点支援地方交付金を活用することにより、保護者への負担を求めないこととし、当初予算案に計上し、本定例会に提案されている。一方、中学校については、「抜本的な軽減負担」の対象ではないことから、引き続き、保護者の負担となる。しかしながら、昨年度と同様、賄材料費の増額分を、市の負担とすることで、これまでと同様の給食費としている。このような対策によって、小学校低学年においては、一人あたり年間約6万円、高学年においては、一人あたり年間約7万円、中学校においては、一人あたり年間約1万2千円の保護者の負担軽減を図っている。なお、令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)	②	再質問1	本市の給食費は、国の基準額月額5千200円では不足が生じることだが、国への増額を要望していくのか、令和9年度以降の不足額の対応について伺う。	学校給食費の無償化は、日本全国の児童生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく、国において実施される施策であるものと考えている。この考えに基づき、学校給食費無償化にかかる費用について全額、国の負担により実施することをこれまでも千葉県市長会等を通じて要望している。基準額の増額については、機会を捉えて、国・県に要望していく。令和8年度については、臨時交付金の活用により、暫定的な無償化の取り組みができているが、令和9年度以降の対応については、今後の国の動向を注視し、対応を改めて検討していく。	令和8年度については、臨時交付金の活用により、暫定的な無償化の取り組みができているが、令和9年度以降の対応については、今後の国の動向を注視し、対応を改めて検討していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)	②	要望	予算をつけた財務省側の視点からすると、全国一律で物価差があることはあたりまえの疑問である。おそらく、様々な想定問答を持っていると思うので、どういった切り口でいけば国と調整ができるのか、研究を深めていただきたい。	-	基準額の増額については、機会を捉えて、国・県に要望していく。	済
R8/1	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(1)	①	再質問1	4. 住民が主役となる街について (1)公共建築物再生計画における学校施設の位置付け ①少子超高齢社会における小・中学校の総合的な役割 少子超高齢社会において児童・生徒数の減少が見込まれる中、まちづくり及び地域における位置付け、学校の適正規模・適正配置、公共建築物再生等の観点から、小・中学校の総合的な役割について伺う。 小・中学校における児童・生徒数の推計はどのような見通しか、全体数、今後数年で大きく変動する学校、児童生徒数が極端に少なくなる学校等について伺う。	令和7年12月に教育委員会が作成した、児童数・生徒数推計では、小学校は6年後の令和13年度、中学校は10年後の令和17年度までの推計をしている。小学校児童数は、令和13年度には、今年度より1,350名程度減少し、7,370名、中学生徒数は、令和17年度には、今年度より804名程度減少し、3,263名となっている。新たな宅地の建設や開発が見込めない地域では、児童生徒数の減少が見られる。児童生徒数が極端に少なくなる学校等としては、秋津小学校が令和13年度に全校で150人を下回る推計となっている。全市的には少子化による児童生徒数の減少が避けられないととらえている。	-	-

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 谷津南小学校の路線バス通学について (1) 12月3日午後6時頃の京成電鉄の谷津駅・京成津田沼駅間の人身事故で路線バスが踏切を長時間通れなくなり、迂回路を徒歩で下校した際、保護者や放課後児童会への連絡が遅れる事象が発生した。当時の緊急対応の問題点と今後の改善について伺う。	はじめに、今回の事象について概要を説明する。令和7年12月3日水曜日午後5時35分頃、谷津駅と京成津田沼駅の間において発生した人身事故の影響で踏切が閉鎖してしまったことにより、谷津南小学校からバス通学で下校途中であった児童が乗る路線バスが、国道14号交差点手前付近で立ち往生となった。当時このバスには、一般客のほか、児童24名及び市が委託している安全整理員2名が乗車していたが、運行再開の見込みがなかったことから、安全整理員が児童を連れてバスを降り、踏切を迂回して徒歩で谷津駅を経由し、隣の社地区まで移動した、というものである。当時の緊急対応としては、膠着した現場状況において、安全整理員が児童の安全を確認した上で、徒歩で送る判断をしたことは、対応策のひとつとして適当であったと捉えている。一方で、このような非常時には、緊急連絡体制に基づき、教育委員会が連絡を受け、対応策の判断を下すべき事象であったことや安全整理員からの状況報告が円滑に行われなかったこと、を課題として捉えている。このことについては、関係者に対して緊急連絡体制の再確認及び周知徹底を行った。今後も、児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。	今後も、児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		要望	大規模災害時には、電話が繋がらないことも考えられる。このような場合に備え、緊急連絡体制を整えてもらいたい。	-	電話が繋がらない場合には、教育委員会や学校の教職員が現地に向かい、児童の安全確保を最優先とした対応をしていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		要望	バスを下車して帰宅した際に、放課後児童会や担当課、保護者への連絡が滞ったと聞いている。今後しっかりと対応策を考えていただきたい。	-	今後も、児童が安全にバス通学できるよう、努めていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		本答弁	3. 放課後子供教室の民間委託について (1) 生涯学習部作成の資料によると、半年以上もコーディネーター（有資格者）が不在の放課後子供教室がある。委託先の民間事業者の責任が問われる事態ではないか。契約上問題は無いのか。	ご指摘のとおり、市内の1子供教室においてコーディネーターが長期間、不在となっている。本市の放課後子供教室におけるコーディネーターは、仕様書上活動プログラムの企画やスタッフの指導、事業の総合的な調整を行う現場責任者となる。申出のあった放課後子供教室については、委託事業者よりコーディネーターご本人の体調により一定期間不在となる旨の相談を受けている。業務委託仕様書上、配置職員の長期休業に関する規定はないことから、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする規定に基づき、教育委員会としては、コーディネーターの代理となる有資格者を配置することを指示し、しっかりと配置がなされている。このように仕様書に基づき手続きを進めており、契約上の問題は無い。なお、今年度10月に実施した保護者に対するアンケートにおいて、コーディネーター不在に関する不安等の申し出はない。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問1	コーディネーターの役割について伺う。	コーディネーターは、活動プログラムの企画やスタッフの指導、事業の総合的な調整を行う現場責任者となる。具体的な業務内容としては、こどもたちの興味や関心に応じた、遊び、学習、体験活動の企画と実施、活動中の事故防止に向けた環境整備、スタッフに対するルールや接遇等の指導、シフト管理、活動の継続的な実施に向けた振り返り、学校・行政・保護者等との連絡調整などがあげられる。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問2	コーディネーターが不在の期間、コーディネーターの代理となるスタッフを配置しているとのことだが、どのような人がなっているのか。	コーディネーター補佐が置かれている学校は、コーディネーターが長期間休む場合に置かれている。放課後子供教室の運営にあたり、コーディネーターが担う役割は様々あるため、代理の配置については、事業者と十分に協議のうえ許可している。事業者には、仕様書に定めるコーディネーターの役割を担うことができる有資格者を配置するとともに、代理となるコーディネーターがしっかりと業務を引き継ぎ、安定した運営が行えるよう本部にてフォロー体制を整えることを指示したところ、コーディネーターが不在となる当初から固定の有資格者が2名選定され、この2名のうちどちらかの職員が毎日必ず現地に子供教室の開校時間中の対応をしている。先ほど、資料提供いただいた学校についても、表のコーディネーター補佐の欄にその人数が記載されている。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問3	コーディネーターの代理となるスタッフの出退勤管理はどのようにしているのか。	コーディネーターの代理となるスタッフを配置している放課後子供教室については、出退勤管理システムを導入し、職員の出退勤を管理している。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	委託事業者だけでなく、市担当課においても職員の出退勤を把握することを要望する。	-	市担当課においては、毎月提出される勤務予定表や日誌等により、職員の出退勤状況を把握している。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問4	社会教育課は各子供教室の巡回をどの程度やっているのか。	社会教育課においては、授業参観などの参加児童数が多く見込まれる日、地域ボランティアが主催するプログラム実施日、学校の委員会活動等で活動場所が制限される日など、通常の運営と異なる対応が必要な場合は適宜、施設を訪問し、状況を確認している。また、月報等により各放課後子供教室の運営状況を確認しており、その中で児童の様子や、施設面の不具合など、現場での確認が必要と判断した場合は、施設を訪問し、直接状況を把握しており、特に新規開設校においては月4回から5回程度、既設校では月1回程度、訪問している。その他、放課後子供教室では、学期ごとに学校関係者、児童会関係者、市担当課で構成される協議会を開催しており、本協議会において、児童の様子や各種連絡・報告事項などを共有している。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	放課後児童会のように市担当課に教職員や保育士などの有資格者を配置し、施設を巡回できる体制とすることを要望する。	-	巡回体制について検討していく。	未
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問5	保護者アンケートの結果不安はないというが、保護者はコーディネーターがだれかわからない、コーディネーターが不在ということを知らせてアンケートを取ったのか。	放課後子供教室で働くコーディネーター、スタッフについては、毎月発行し、全校児童に配布している「おたより」にて年度当初に号外として職員紹介を掲載している。ただし、この度のコーディネーターの不在に伴う2人の代理職員の配置については、保護者に周知できていなかった。しかしながら、満足度調査の結果は代理のコーディネーター補佐をはじめ、協働活動支援員全員で、日々適切に目を配り、子どもたちの安全管理に努めていたことの結果であると評価している。今後、一定期間コーディネーターが不在となり代理を配置する場合については、放課後子供教室が発行するおたより等で代理となる職員のお知らせをするとともに、これまでと変わらず安心して安全に参加できる体制を整えていることを保護者に周知していく。	必要な情報については適宜、保護者に周知していく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	コーディネーターの不在や代理を配置する場合は、そのことを保護者にも周知していくことを要望する。	-	必要な情報については適宜、保護者に周知していく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問6	役割を持っているコーディネーターや補佐がいないということもあると思うが、その時にきちんとトラブルへの対応ができるのか。	コーディネーターの代理を務める職員については、事業者と十分に協議したうえで、有資格者を配置している。さらに、この1月からは、令和8年4月から新たにコーディネーターとなる方が、配置され、しっかりと引継ぎをさせていただいている。また、放課後子供教室内で発生したことも同士のトラブルに対しては、教育長が答弁した通り、有給休暇の取得等でコーディネーターが不在の場合であっても協働活動支援員が日常的に仲介や指導をしており、緊急事態発生時の連絡体制も構築し、対応している。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	コーディネーターは有資格者というだけでなく、登室してくる児童の顔がわかる者であるべきである。今後はコーディネーター補佐という形で責任者が頻繁に代わることがないように対処していくことを要望する。	-	引き続き、事業者と協議のうえ対応していく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問7	参加するには「参加カード」が必須となっているが、参加カードがなくても参加させていると聞いた。参加カードがなくても参加できるのか。	放課後子供教室では参加するには、参加日に保護者のサインがある参加カードが必要となるが、ご指摘のとおり、「参加カードを忘れた」、「参加カードに保護者のサインがしていない」などの事象が発生することがある。参加カードがない場合は、原則、参加することはできないが、「鍵がなくて家に入れない」、「子供教室に行くことになっている」など、スタッフが児童の話を聞いたうえで、そのまま帰宅させるのは安全管理上望ましくないと判断した場合は、保護者に連絡し、意思を確認できた際には、参加を許可しているケースがある。ただし、参加カードは児童の参加についての保護者の意思を確認することを目的としており、安全管理上、重要なものであると認識している。今後も保護者に対し、参加カードを提出する必要性を丁寧に説明していく。	保護者に対し、参加カードを提出する必要性を丁寧に説明していく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問8	放課後児童会のように市主催の研修会を設けるべきではないか。	放課後子供教室の事業者の選定にあたっては、庁内関係部署の管理職で構成する選定委員会が審査要領に基づき評価している。スタッフの採用計画や人材育成も評価項目の一つとしており、選定された事業者においては、提案に基づく採用や研修が適切になされている。さらに、昨年度から、仕様の確認や各子供教室の取組事例等を共有することを目的にコーディネーターに対する市主催の研修会を実施している。本研修会については、参加者から好評を得ていることから、今後はコーディネーター以外のスタッフに係る市主催の研修会の実施についても検討していく。	コーディネーター以外のスタッフに係る市主催の研修会の実施について検討していく。	未
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	子供教室の運営だけではなく、いじめや性暴力など、様々な対応が必要となるので、市主催の研修会をしっかり行ってほしい。	-	市主催の研修会の実施について検討していく。	未

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問9	放課後児童会では委託化基準があるが、子供教室でもあるのか。	放課後子供教室の民間事業者への委託について、委託化基準は設けてないが、「習志野市放課後子供教室実施要綱」を定めており、本要綱の中で、子供教室の設置目的が児童の放課後等の安全、安心な居場所づくりであることや、実施主体を法人に委託すること、実施体制として、職員配置の基準などを規定している。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		要望	事業者任せの運営とならないように、基準をしっかりと設けてほしい。	-	他市の状況等も研究し、対応を検討していく。	未
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(2)		本答弁	3. 放課後子供教室の民間委託について (2) こどもの教育や安全の観点から、協働活動支援員（パート職員）だけで放課後子供教室を開業する日があるのは問題ではないか。	放課後子供教室は、社会教育法第5条第2項に基づき実施する「地域学校協働活動」の一環として、小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちに安全で安心な居場所を提供するものであり、放課後児童会とは異なり、法令による責任者の配置や資格要件が設けられているものではない。しかしながら、本市では、放課後子供教室の運営にあたり、仕様書により、現場責任者で有資格者であるコーディネーターの配置と常時配置する職員数を定め、安全管理に努めている。コーディネーターについては、有給休暇の取得などにより、不在の日があることは避けられないため、不在の日には、協働活動支援員を増員し、仕様書で定めている職員数を配置し、運営している。また、放課後子供教室内で発生したこども同士のトラブルに対しては、コーディネーター以外の職員も日常的に仲介や指導をしている。さらに、緊急事態発生時の対応としては、危機管理に関する各種マニュアルを作成し、全職員の理解のもと業務を遂行するとともに、所管課である社会教育課や委託事業者の本部に報告することを義務付けている。今後は近隣自治体の取り組みや先進事例を調査し、より安全で安心な放課後子供教室の運営に取り組んでいく。	近隣自治体の取り組みや先進事例を調査し、より安全で安心な放課後子供教室の運営に取り組んでいく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. いじめ問題について (1) いじめ防止対策や第三者調査委員会の改善などについて、12月議会以降はどのような取組がされたか。	寺川議員の4と同内容のため、教育長答弁省略	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		再質問1	12月議会の部長答弁において、「令和5年度から学校問題に議員の深い弁護士に法務的な相談をできる体制を整えている」とあったが、この法務相談を依頼している弁護士とはどのような弁護士なのか。	この法務相談を依頼している弁護士については、教育委員会から千葉県弁護士会へいじめ等学校問題に精通した弁護士の推薦を依頼し、同弁護士会から推薦のあった弁護士である。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(1)		要望	学校は相談に乗れるが、保護者は相談できてはいない。スクールロイヤーの導入と拡充で学校も保護者も専門知識のある弁護士に相談できる体制を整えてほしい。	-	必要性について部内で研究する。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	5	(2)		再質問1	5. いじめ問題について (2) 2月の習志野市総合教育会議では、いじめ問題について市長と教育委員との間でどのような議論が行われたか。過去のいじめ重大事態の件数について、総数、種別ごとの件数、調査主体ごとの件数について伺う。	平成29年に文部科学省において「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定され、いじめ重大事態の国への報告が義務化されてから、現時点まで、本市の学校においては、19件のいじめ重大事態を報告している。いじめ防止対策推進法では、いじめの重大事態の定義として、心身に重大な被害を与えた事案といじめに起因して不登校となった事案の2つの種類が定められており、19件のうち、いじめに起因して不登校となった事案が16件、2つの事案が合わさった事案が3件となっている。また、調査主体について、学校主体の調査が16件、第三者機関である習志野市いじめ問題対策委員会主体の調査が3件となっている。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		本答弁	6. 特別支援教育について (1) 自閉症・情緒障がい特別支援学級やLD・ADHD等通級指導教室の支援・指導において、こどもたちの特性をはかるWISC検査は、保護者の経済的負担なく、「児童・生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができる体制」（令和7年6月の教育長答弁）が構築できているか。	教育支援委員会の審議に必要な検査については、保護者が経済的な負担をせずに、速やかに受けられるよう、市教育委員会が教員に対し、検査方法に関する研修を開催することにより、各学校において教員が検査を実施できる体制を整えてきた。一方で、自閉症・情緒障がいや、LD・ADHD等の特性が見られる児童に対しては、WISC検査が必要となる場合があり、保護者が経済的負担をすることなく、検査を受けることができている。このような検査体制については、各学校に周知しているところであり、より意識の定着を図るため、繰り返し、各学校の管理職をはじめ、全教職員へ繰り返し周知している。今後とも、保護者の不安を解消しながら、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう努めていく。	今後とも、保護者の不安を解消しながら、児童生徒一人一人の実態に応じて切れ目なく支援ができるよう努めていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		再質問1	教育委員会でWISC検査を受けられることの学校への周知の徹底について伺う	WISC検査については、教育相談や教育支援委員会に係る就学相談の過程において、教育委員会で実施できる体制を整えている。周知については、学校への文書通知に加え、校長会議等の場で説明、市ホームページへの掲載など複数の方法により行っている。保護者に対して、確実に伝えることが重要であるため、特別支援教育コーディネーターや学級担任など、保護者と直接かわる教職員への周知を引き続き図るとともに、今後は保護者連絡ツールを活用して教育委員会から直接、情報を提供するなど、より分かりやすい周知に努めていく。	今後は保護者連絡ツールを活用して教育委員会から直接、情報を提供するなど、より分かりやすい周知に努めていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		要望	総合教育センターで受けたWISC検査の情報を本人や保護者の了解のもとに担任にも提供し、指導・支援に生かしてほしい。	-	すでに実施している。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		再質問2	今年度に教育委員会で実施したWISC検査の件数を伺う	令和8年2月末時点において、教育委員会が実施したWISC検査は、指導課で30件、総合教育センターで32件の合計62件となっている。また、3月中に指導課で8件、総合教育センターでは4件の実施を予定しており、令和7年度の総実施件は、74件となる予定である。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		再質問3	教育委員会でのWISC検査を実施する体制はどのように整えたのか伺う	WISC検査の実施件数の増加に対しては、検査実施者の役割分担の見直しや検査日程の計画的な設定を行うなど、実施体制の工夫を図って対応してきた。また、教育相談業務全体の中で、検査の実施が円滑に行えるよう、関係職員間の連携を強化し、必要な体制の確保に努めている。	-	-
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		要望	検査を行う臨床心理士の人員体制の拡充を求める。	-	今後も検査の需要を注視していく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(1)		要望	進路指導担当者、特に情緒学級担任が進路指導の在り方についての経験交流や学習・研修の場をもつことを要望する。	-	すでに実施しており、引き続き研修等の場で扱っていく。	済
R8/1	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	6	(2)		本答弁	6. 特別支援教育について (2) 義務教育終了後の進路について、自閉症・情緒障がい特別支援学級ではどのような支援・指導がされているか。	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒の進路の選択にあたっては、生徒一人一人の実態や希望を踏まえた指導や支援を行っている。具体的には、自立活動において生徒の特性に応じた困難の克服に取り組むとともに、自己理解を促進し、ソーシャルスキルの取得を図ることにより、自らの進路を自ら決定できる力を育んでいる。また、通常学級と同様の進路指導に加え高等学校や特別支援学校高等部など、多様な進路選択肢について情報提供を行った上で本人及び保護者との面談を重ねている。進路指導そのものは、担任のみではなく、学年職員や進路指導主任、管理職も関わりながら学校全体で進めている。また、生徒の特性等、配慮を要する事項については、本人及び保護者の意向を確認した上で、必要に応じて、進学先や関係機関と情報共有を図り、進路先での円滑な移行支援に努めている。引き続き、生徒一人一人が将来の自立と社会参加に向けて適切な進路を選択できるよう指導や支援の充実に努めていく。	引き続き、生徒一人一人が将来の自立と社会参加に向けて適切な進路を選択できるよう指導や支援の充実に努めていく。	済
R8/1	16	鴨 哲登志	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1. 市長の政治姿勢 (2) 小学校・中学校施設を地域の中心的コミュニティ施設とする展望 今後建てられる小学校は他の用途にも活用できるような施設づくりをしていると思うが、具体的にどのような点を考慮して建てているのか伺う。	教育委員会では、地域に開かれた学校づくりを推進しており、学校施設整備にあたっては、児童生徒の安全確保を前提条件として、進めているところである。現在においても、実花小学校の体育館1階部分には、実花公民館が併設されており、多くの市民に御利用いただいているところである。また、現在、建て替えに取り組んでいる大久保東小学校では、従前から行っている体育館やグラウンドの地域開放に加え、更なる地域開放として、校舎の外からも直接出入りが可能な大小の会議室を設けている。鷺沼小学校では、体育館とグラウンドのほか、体育館の1階部分に、地域開放エリアとして、児童と利用動線を分けた会議室、家庭科室等の特別教室を配置するなど、より地域開放に配慮した計画となるような設計としている。今後も、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携・協働した地域とともにある学校づくりを一層進めていく。	今後も、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携・協働した地域とともにある学校づくりを一層進めていく。	済
R8/1	16	鴨 哲登志	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(2)		要望	地域に開放できる部屋がある学校もあれば、そうでない学校もある。新しく学校を整備する際には、利用動線を分けるなど、設計の段階から考えていただきたい。	-	児童生徒の安全確保を前提条件として、地域開放に配慮した施設整備を行い、学校と地域社会が協働・連携した地域とともにある学校づくりを一層進めていく。	済
R8/1	16	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(3)		再質問1	1. 市長の政治姿勢 (3) 藤崎図書館の再生に向けて 民間事業者選定の進捗状況について伺う。 図書への借出し申込と受取、返却のしくみについて伺う。	移動図書館を終了する令和9年度以降、旧藤崎図書館が民間事業者に利活用された場合、利用者が市立図書館で予約した資料を受け取れるサービスの実施について検討している。予約の申込方法については、現行の予約資料の受取りサービスと同様に、パソコンやスマートフォンなどを利用して市立図書館のホームページから申し込む方法と、市立図書館に電話で申し込む方法を予定している。予約資料の受け取りの具体的な方法については、民間事業者が決定した後に事業者と協議し決めていくが、現在、図書館以外の場所では、市庁舎2階の社会教育課窓口で行っており、同様の方法で運用することを検討している。借りた資料の返却は、現在も旧藤崎図書館のブックポストを利用できるようになっており、引き続きブックポストに返却できるようにする。	関係部局と協議、検討していく。	未

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. こどもたちが行きたくなる学校に (1)不登校児童・生徒への対応の進捗状況について 本市小中学校における不登校児童生徒については、毎月各学校から提出される長期欠席児童生徒状況報告にて、人数、理由、生活状況等を把握している。本年1月末時点の不登校児童生徒数は、小学校が170名、中学校が255名となっており、昨年度の同時期と比べて、小学校は9名減少、中学校は12名減少となっている。不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校では、担任や管理職、その他の教員、スクールカウンセラー、教育相談員などが、校外では、総合教育センターでの教育相談など様々な立場の者が、面談や相談を行っている。令和8年度は、さらなる充実に向け、教育相談員の増員の予算を本定例会に提案している令和8年度予算案に計上している。また、学校には登校できても教室に入れない児童生徒には、校内教育支援センターを活用しながら、個別の状況に応じた支援を実施している。在籍校に通えない児童生徒は、在籍校以外の居場所として、市内にあるフレンドあいあいや、令和7年に開室した学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室に通っている児童生徒もいる。学びの多様化学校においては、令和7年4月に5名の児童で開室し、令和8年3月1日現在で、小学3年生から6年生の児童10名が在籍している。一人ひとりのペースに合わせて登校し、本人とその日の活動内容を確認しながら、学びを支援することで、多くの児童が安定して登校できている。また、校内での学習の他に、門松づくりやプログラミング講座などの体験学習を行い、様々な経験を通じて、豊かな学校生活を送ることができ、成長が見られている。本市教育委員会としてもさらなる充実を図るべく、東京都大田区の学びの多様化学校を分教室の教職員とともに、視察した。また、民間のNPO法人やフリースクール等学校外の機関との連携や自宅等で、千葉県教育委員会が運営しているエデュオパちばのオンライン学習やメタバースちばの仮想空間学習などの支援により、児童生徒の学習の場の確保を図っていく。生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うよう、引き続き努めていく。	生徒一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うよう、引き続き努めていく。	済	
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	不登校生徒に向けての進路指導について伺う。 中学校では、3年間を通じて計画的に進路指導を行い、生徒や保護者と面談を重ね、適切な進路先や就職先への指導、支援を行っている。中学校卒業後の進路としては、高等学校や各種学校への進学や就職など多岐にわたっている。不登校生徒に対しては、不登校支援が充実している学校を選択肢の一つとして、一緒に考え、指導、支援している。進路先の一つとなる通信制や定時制の高校などにおいては、通学日数や通学時間を選択できること、オンライン授業や個別サポートが充実した環境など柔軟な学習スタイルが取り入れられており、将来の進学や就職支援も負い、社会的自立を見据えた指導が行われている。また、不登校など配慮の必要な生徒の心理的な負担等とならないよう、今年度の千葉県公立高等学校の入学選抜からは、調査書の記載項目のうち、出欠の記録や総合所見などが削除されている。これにより、不登校経験を有する生徒について、在籍中学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱いをしないこととされている。引き続き、進路指導を含め、不登校児童生徒への生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな指導を行っている。	引き続き、進路指導を含め、不登校児童生徒への生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな指導を行っていく。	済	
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	不登校児童生徒をかかえる保護者に向けて、相談窓口をリスト化してほしいと要望したが、その後の進捗状況について伺う。 教育相談の窓口のリスト化として、各学校の校内教育支援センター、スクールカウンセラー、教育相談員などの相談機関、内容、連絡先などを一覧にまとめた。また、市総合教育センターの教育相談、千葉県の子どもと親のサポートセンター、全国の供SOSダイヤルなどを加えて、習志野市教育相談サポートガイドとして整理した。令和8年1月の校長会議において説明し、児童生徒及び保護者との面談時等で、活用を図るように依頼するとともに、各小中学校から保護者に向けて一斉メール等で周知した。市のホームページにも掲載することで、いつでもどこからでも見られる環境を整えている。	-	-	
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	学びの多様化学校の視察で得たものを伺う。 視察した大田区立大森第四小学校分教室みらい学園初等部は、本市の学びの多様化学校と同様、一般の小学校を本校にした分教室型の形態をとっており、令和6年4月に開室している。当該学校には、4年生から6年生までの児童が20数名在籍しており、一人ひとりに応じた学習支援を行い、安心して学べる環境を整えていた。独自の学習としては、大田区のオリジナルの教科資料である「おたの未来づくり」をもとにして、地域と連携した探究的な学習を行っていた。本市分教室で実施している、地域連携の講座等に取り入れた取り組みもあった。各教科等の指導や進路指導につきまちは、中学校への進学がスムーズにできるようにサポートしており、参考となったところである。視察を通じて学んだ内容については、本市に適した形で生かしていただけるよう検討していく。	-	-	
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	学びの多様化学校の様子をお便りなどで不登校のこどもにも知らせていただきたい。 分教室の児童の様子については、個人情報の観点から写真等の提供ができないものもあるので難しいが、学びの多様化学校の情報については、学校を通じて、保護者への周知をしている。	済		
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 学校教職員の健康管理について (1)学校教職員の高ストレス者への対応について、教育委員会は現状をどう捉えているのか伺う。 教育委員会では、毎年度、全教職員を対象に、ストレスチェックを実施している。令和6年度の高ストレスチェックにおいて、高ストレスと判定された教職員は全体の13%であり、改善していく必要があると捉えている。そこで、高ストレス者に対しては、産業医との面接を勧奨しており、希望に応じて産業医との面接を行い、助言をいただいている。一方で、高ストレス者だけではなく、組織全体でストレス要因を減じていくことも重要である。学校全体の集団分析結果を学校職員安全衛生委員会にて協議するとともに、各学校へも学校ごとの集団分析結果を提供し、学校と連携して職場環境を改善することにより、ストレス要因が低減できるよう取り組んでいる。引き続き、高ストレス者への対応をはじめ、教職員の健康管理に努めていく。	引き続き、高ストレス者への対応をはじめ、教職員の健康管理に努めていく。	済	

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問1	産業医による教職員の健康管理について伺う。	本市では、令和4年度より労働安全衛生法で必置とされている教職員が50人以上勤務する市立小中高等学校に配置している。今年度は、小学校5校、中学校4校、習志野高等学校の計10校に6名の産業医が配置されており、うち4名は、複数校を兼務していただいている。産業医は、主な業務として職員の健康診断結果判定、健康診断結果の個別指導、長時間勤務者等への面接指導、ストレスチェックの高ストレス者への面接、職場巡視、作業環境の維持管理に関する指導等を行っている。産業医においては、幅広く業務を担っており、教職員の健康管理に寄与している。なお、産業医の配置が必置ではない学校については、健康管理医を配置し、職員の健康管理や健康に関する相談等をおこなっていただいている。	-	-
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問2	高ストレス者に対して教養委員会としてどのように対応するか伺う。	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員に対しては、産業医の面接を勧奨し、本人の希望に応じて産業医との面接を行っている。メンタル不調による休職者の発生を一層予防するために、産業医との面接を改めて勧奨したり、相談窓口を紹介するなど、引き続き高ストレスと判定された教職員への対応に努めている。	メンタル不調による休職者の発生を一層予防するために、産業医との面接を改めて勧奨したり、相談窓口を紹介するなど、引き続き高ストレスと判定された教職員への対応に努めていく。	済
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問3	教育委員会の健康管理担当が1人では限界があると思う。教育委員会として、教職員の健康管理についてどうしていくか検討してほしい。ストレスチェックや健康管理担当者の増員ができないか。	現状において、養護教諭の職員が健康管理の担当を担っている状況である。来年度以降については、機構改革を予定しており、養護教諭の職務について、協力体制がしけるよう、検討をしている。	-	-
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		要望	1人が800人程度の教職員の健康管理を行うのは限界があると思っているので、改革をしていただきたい。	-	養護教諭の職務について、協力体制がしけるよう、検討をしている。	済
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(1)		再質問4	習志野市立学校職員安全衛生委員会が教職員の健康管理についてどのようなことが協議されているか伺う。	習志野市立学校職員安全衛生委員会は、教育委員会内に設置し、年に4回教職員の健康障害や危険の防止、健康の保持増進に関する協議を行っている。教職員の健康管理については、各学校の状況や出席者からの意見を基に協議を行っている。特に、健康診断の受診勧奨については、各学校の衛生委員会や衛生部会でも議論となっていることから、学校職員安全衛生委員会からも各学校へ改めて働きかけを行い、より確実な受診につなげている。また、ストレスチェックの結果を基にストレス要因の低減に向けた協議等ももっている。今後も、学校と教育委員会が連携して教職員の健康管理に努めていく。	-	-
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	4			本答弁	4. 学校給食について 令和8年度の学校給食費について伺う。	令和7年度については、長期化する物価高騰により、食費等の家計負担増加を特に強く受けている子育て世帯を経済面から力強く支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市立小・中学校に通う児童生徒の令和8年2月及び3月に提供する分の給食費について、全額を公費で負担したところである。次に、令和8年度の給食費については、物価高騰が続く中で、給食の総合的な質を維持するためには、副材料費を増額せざるを得ない状況と考えている。この財源としては、令和8年度は、国により新たに、小学校での「学校給食費の抜本的な負担軽減」への支援が実施される。しかし、国の基準額は月額5千200円となっており、本市の改定後の副材料費では不足が生じることになる。したがって、これを超えた部分については、保護者からの徴収が原則となるが、令和8年度は国の重点支援地方交付金を活用することにより、保護者への負担を求めないこととし、当初予算案に計上し、本定例会に提案されている。一方、中学校については、「抜本的な公費負担」の対象ではないことから、引き続き、保護者の負担となる。しかし、昨年度と同様、副材料費の増額分を、市の負担とすることで、これまでと同様の給食費としている。このような対策によって、小学校低学年においては、一人あたり年間約6万円、高学年においては、一人あたり年間約7万円、中学校においては、一人あたり年間約1万2千円の保護者の負担軽減を図っている。なお、令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和9年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4			再質問1	不登校児童に対して、給食だけを食べに来るような取り組みができないか伺う。	学校に登校できても教室に入れない児童生徒への給食提供につきましては、各学校に設置の校内教育支援センター等で、個別の状況に応じた学習支援を実施する中で、同センターや別室で、給食を食べることが可能となっている。全く学校に来られない不登校児童生徒への対応といたしましては、少しでも学校に来るきっかけをつくるのが大事であると認識している。本市といたしましては、給食の時間が登校再開の第一歩となり得るよう、手法、周知について、検討していく。	給食の時間が登校再開の第一歩となり得るよう、手法、周知について、検討していく。	済
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4			要望	不登校の子どもが給食を食べられるように、メニューや給食を食べられる場所の発信が大切である。不登校の子どもが校内教育支援センターに行くことは難しい。不登校の子どもの居場所づくりをしてほしい。	-	引き続き、不登校児童生徒の居場所づくりについて、校内教育支援センターやフレンドあいあい、県の不登校支援等で対応していく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果	
							大	中	小						
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	5			本答弁	5. 受けやすい就学援助について 本年度は3点について改善を行った。1点目として、令和8年度の就学援助を周知する際の、案内チラシの見直しである。お知らせすべき項目を全て網羅したうえで、文言整理を行い、簡易で読み易い表現にするとともに、図を挿入するなどして、分かり易さを向上させた。2点目に、市ホームページへのリンクを記載し、詳細についてはホームページでも確認できるような情報の一元化を図った。3点目として、2月上旬には、次年度の就学援助の案内について保護者向けデジタル配信ツールを使い、卒業を控えた中学3年生を除く全ての保護者に配信を行った。このように、就学援助の案内方法について改善を行ってきたところであり、今後も制度を必要とする方の目線に立って、見直しを行っていく。	制度を必要とする方の目線に立って、見直しを行っていく。		済	
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	5			再質問1	就学援助の案内方法を変更したことによる反響について伺う。 これまで就学援助制度を案内する機会として、新一年生の保護者に対しては11月と1月に開催する保護者説明会の際にも、また、在校生の保護者に対しては、各学校で発行する学校だよりの中で、案内をしてきた。これに加え、今年2月には、デジタル配信ツールを使って、卒業を控えた中学3年生を除く全小中学生世帯に案内文及び申請書の配布を行った。その反響としては、情報を配信した日に電話での問い合わせが複数件あった。また、配信内容を見て来庁される方が増えるなど、効果が現れている。今後も支援を必要とする方に確実に案内できるように、幅広い周知に努めていく。	これまで就学援助制度を案内する機会として、新一年生の保護者に対しては11月と1月に開催する保護者説明会の際にも、また、在校生の保護者に対しては、各学校で発行する学校だよりの中で、案内をしてきた。これに加え、今年2月には、デジタル配信ツールを使って、卒業を控えた中学3年生を除く全小中学生世帯に案内文及び申請書の配布を行った。その反響としては、情報を配信した日に電話での問い合わせが複数件あった。また、配信内容を見て来庁される方が増えるなど、効果が現れている。今後も支援を必要とする方に確実に案内できるように、幅広い周知に努めていく。	支援を必要とする方に確実に案内できるように、幅広い周知に努めていく。		済
R8/1	19	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	5			要望	就学援助は誰でも申請する権利がある制度であり、申込書や案内文に明確に、「子どもの学ぶ権利を保障する制度」「教育費の負担を軽減する公的支援」であることを明示するよう要望する。	-	申込書や案内文の記載内容については、制度の趣旨が適切に案内できるように、幅広い周知方法を研究していく。		済
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			本答弁	1. 宮本泰介市長&荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年9月6日の読売新聞報道では、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。令和7年9月10日の小籠教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。令和7年12月9日の答弁では、指摘を受けている本市教育委員会職員についても、調査、確認を進めているとの答弁になった。その後、どうなっているのか。 05 令和7年4月22日付けで市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小籠教育長、二角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部次長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。今度は、令和7年9月6日の読売新聞報道で、習志野市のいじめ重大事態の再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長の調査結果報告が掲載された。9月10日の小籠教育長答弁では、教育委員会職員、教職員の処分を精査するとしていた。懲戒処分をどう精査したのか。	いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている学校の教職員のいじめ問題への対応については、既に任命権者である千葉県教育委員会へ報告、連携し、調査、確認を進めているところである。教職員に対する懲戒処分は本市教育委員会ではなく、任命権者である千葉県教育委員会が行うものである。なお、本市教育委員会は、県教育委員会の決定を受け、服務監督者として指導措置を行う立場である。また、いじめ問題再調査委員会から対応について指摘を受けている本市教育委員会職員についても、並行して調査、確認を進めているところである。今後、調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。		済
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			再質問1	懲戒処分というのは何のために存在するのか。基本について教育長にお尋ねしたい。	公務員として法令を遵守し、適正な事務を執行する責任を負っていることである。守りきれなかったといった際に行われる処分であると認識している。	-	-	
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			再質問2	表明化してから半年も経ったのにけじめがつけられない理由として、千葉県教育委員会の教職員に対する決定を受けてから習志野市教育委員会職員の処分を決めている。千葉県教育委員会の決定を待たなければ、習志野市教育委員会における教育委員会職員の処分はできないという組織内ルールがあるのか。 【教育長答弁】 いじめの問題に時間がかかっているということについては、当事者にとっては大変辛い思いが長く続くということでも私どもとしても早く解決しなければならぬ問題だと捉えている。そのような中で、これだけ時間がかかってしまったというのは、私どもとしても早く解決したいところではあるが、いじめという問題の性格上、非常に細かなやり取りをしなければいけない。期間も長くかかっているが、放置していたわけではない。その間も教育委員会として、学校としての対応をし、そして第三者委員会の調査もしている。様々な保護者とのやり取りをし、当然保護者の方も納得しただけではないという状況が続いていく中でやり取りを重ねていくことで再調査委員会に至っている。時間が非常にかかるということについては、お話をさせていただかなければいけない。決して隠蔽するようなことはない。しっかりといじめに関しては、オープンにしてしっかりと取り組むということが、私自身、そして教育委員会の姿勢である。あわせて現在、県の教育委員会と連携し、処分に関しては、教員の罰愛であったり様々な事情があり、そのような意味でもしっかりと精査をして、県教委それから私どもも双方がしっかりと判断をしていくということでも、お時間をいただいている。		-	-	

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			再質問3	隠べいはないと強弁した。この報道がされた時の教育長の答弁は申し訳ないから出発していた。6ヶ月経ち、隠べいはないと強弁するに至った。千葉大学副学長による調査報告書では、事実確認と見守りを継続するだけで、具体的な対応を協議していないとはっきりと報告が出ている。いじめの申告があった段階でいじめとして評価、認識し、組織的対応をすべきだった。遅きに失している。時間が経つにつれて、教育長の反省の姿勢が薄れているのではないかと。	【教育長答弁】 反省が薄れているというは大変申し訳ない。それは私の先ほどの答弁が足りなかったと思う。結果として、大変な苦しみ、苦労をかけているということに関して申し訳ないと思っている。その過程において、再調査委員会の報告書にもあるように、私どもの取り組みに非常に問題点があったということに関しては大変申し訳なく、その中で、私自身としても、教育委員会としても、隠べいなく、しっかりとオープンにして解決していきたいということを上げた次第である。	-	-
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			再質問4	習志野市教育委員会は、主体性を持った動きができず指導もなされなかった。今は千葉県教育委員会の判断を待つんだと、どういうルールがあるのかお尋ねする。	【教育長答弁】 繰り返しになるが、この当事者に関してはご承知のとおり学校関係の職員、もしくは学校関係の人間であり、もともと任命権者は千葉県教育委員会になる。そのようなことも含めて、しっかりと連携をした上で、きちんと判断をしていくということが必要になってくると思っている。それからもう1つお話をさせていただくと、反省が見られないということだが、それはそういうふうにならなければならぬという思いがある。しかし、私は当事者に対し、直接、しっかりと話をしながらやっているつもりであることだけは申し上げさせていただきたい。	-	-
R8/1	20	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			要望	習志野市教育委員会の職員については、主体的に懲戒処分をしていただきたい。	-	調査等の結果を踏まえて、必要な措置を講じていく。	済
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			本答弁	2.「過大規模」の鷺沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。児童の急増への対応や学校の分離新設、通学区域の見直しについてどのように検討しているのか伺う。	鷺沼小学校については、敷地が狭隘であること、また、現校舎を継続して利用していく場合、校舎は大規模な改修を行い、体育館は建て替えをしなければ、より良い教育環境を維持することが困難になるため、現校舎の継続的な利用は行わず、鷺沼特定土地画整理事業の施行に伴い、移転することとしており、これらの事業費は、本定例会で令和8年度一般会計の当初予算案として計上し、提案がなされているところである。大規模校の課題については、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中で記載があり、課題が生じないよう、「具体的な計画を策定・実施すること」に当たっては、十分な教育的配慮を加えることが必要」と示されている。本市教育委員会においても、この考えに沿って、対応しているところであり、多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、体育館、放課後児童会や放課後子供教室、その他必要な諸室について、十分に確保するとともに、学校規模に応じた教員を配置するなど、教育活動に十分配慮していく。また、児童急増への対応については、鷺沼小学校の新校舎を建設するにあたっては、将来的な児童数の減少も視野に入れる必要がある。校舎整備については2期に分け、開校当初は、1期分として当面必要とする諸室を備えた校舎を建設し、その後、児童数の増加に応じて、2期分の校舎を増設するといった手法を考えている。最後に、通学区域の見直しについては、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地域コミュニティの活動拠点、地域における防災拠点としての役割を担っている。このような観点も踏まえて、地域の意見を聞きながら、慎重な対応が必要と考えている。教育委員会としては、活気にあふれ、充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	活気にあふれ、充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	済
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問1	鷺沼小学校の児童推計はどのようにしているのか伺う。	鷺沼小学校の児童数及び学級数の推計については、総合政策課が作成した人口推計を基に試算したところである。推計する場合、本市においては、世帯当たりの発生人員を全市平均とした低位と妻の社地区を適用した高位、その中間値を適用した中位の3ケースで試算しているが、鷺沼小学校については、中位をもって推計したところである。	-	-
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問2	鷺沼小学校第1期、第2期における児童数及び学級数について伺う。	鷺沼小学校の児童数及び学級数について、今回の推計では、令和11年4月開校時の児童数は、874名程度、学級数は特別支援学級を含め、30学級程度と推計している。その後、第2期校舎を建設した後の令和17年度が児童数のピークとなり、1157名程度、学級数は42学級程度と推計している。この数値は、現時点の諸条件をもとに推計しており、今後の区画整理事業区域内の開発状況等に応じて、見直しをしていく必要性も考えている。	動向を注視していく。	済

令和8年第1回定例会 一般質問答弁要旨総括表 教育委員会

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問3	現在の鷺沼小学校と比較し、児童一人当たりのグラウンドや体育館の面積が狭くなるのではないかと伺う。	教育長答弁にもあったように、開校当初は1期分として、当面必要とする校舎を整備することを計画している。この1期分の整備において、グラウンドと体育館の面積については、グラウンドは1万405平方メートル、体育館は1千370平方メートルを予定している。これに、先ほどお答えした中位の推計値における鷺沼小学校のピーク時の児童数で試算すると、児童一人あたりの面積としては、グラウンドは現在よりも広くなり、体育館は現在と同程度と見込んでいる。しかしながら、第2期校舎を増設する場合には、グラウンド面積が縮小することとなるが、現時点において、第2期校舎の整備位置や規模は未定である。したがって、ピーク時における児童一人あたりのグラウンド面積については、お答えできる段階にはないが、充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	済
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	2			再質問4	現在の鷺沼小学校と比較し、児童一人当たりのグラウンド面積が狭くなると見込まれますが、運動量の低下などの弊害は生じないのか、さらに具体的な運営方法も含めて伺う	鷺沼小学校の運営にあたっては、同じ大規模校で実績のある谷津小学校の運営を参考に実施していく必要があると考えている。谷津小学校では、体育を週3コマ実施しており、学習指導要領に基づく各学年の標準授業時数を確保している。1学級につき週当たりグラウンド2コマ、体育館1コマを割り当てている。グラウンドは3学級、体育館は1学級から2学級で同時に利用し、活動内容に応じた区画分けを行うことで、安全に授業を実施している。雨天時には、翌週または翌々週に振り替えるなどの対応を行い、各学年における標準授業時数を確実に実施している。また、休み時間については、グラウンドや体育館を使用する学年をあらかじめ交代制とすることで安全上、過度な混雑を避けている。使用できない学年は教室や図書室を活用することとしているが、各学年が週1日から2日はグラウンドまたは体育館を利用できる体制を整えている。このように、時間差利用や計画的な割り当て、活動内容に応じたスペースの工夫等を行うことで、一定規模の学校においても支障なく運動機会を確保できている。鷺沼小学校においても、このような対応を通じて、児童の運動量が低下することのないよう努めていく。	鷺沼小学校においても、児童の運動量が低下することのないよう努めていく。	済
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問5	過大規模校で運動会や卒業式などの行事をどのように実施していくのか。	運動会や卒業式などの行事は、各学校によって実施方法に違いがある。その上で、運動会では、例えば谷津小学校で行っている児童の動線や待機場所、保護者の観覧スペースを確保するために、時間帯や学年を分けてプログラムを実施する取り組みが参考にもできると考えている。また、卒業式については、学校によって、式典の構成や在校生の出席学年は様々であり、それぞれ工夫を凝らしながら、実施している。児童数の多い学校における行事は1学年当たりの児童が多いことから同学年の仲間と切磋琢磨しお互いを高め合うことができる。さらに多くの先生方から、多彩な視点で指導を受けることができるという良さがある。新しい鷺沼小学校においても、行事運営がより良いものとなるよう、努めていく。	新しい鷺沼小学校においても、行事運営がより良いものとなるよう、努めていく。	済
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問7	現在の鷺沼小学校の利活用はどのように考えているのか伺う。	鷺沼特定土地区画整理区域内への移転後における現鷺沼小学校の利活用については、現時点においては、未定である。未利用地の利活用については、本件に限らず、全ての案件において、全庁的な議論を経て、決定していくこととなっている。	未利用地の利活用について、全庁的な議論を経て、決定していく。	未
R8/1	21	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			要望	鷺沼小学校の存続ができるので、過大規模校の見直しを強く求める。	-	文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、体育館、放課後児童会や放課後子供教室、その他必要な諸室についても、学校規模に応じた教員を配置するなど、教育活動に十分配慮していく。	済

報告事項(2)

令和7年度末教職員の人事異動等について

令和7年度末教職員の人事異動等について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和7年度末教職員の人事異動等について

1 令和8年度定年延長者及び再任用者の配置状況(4月1日現在)

	特例任用管理職	定年延長者 (61歳・62歳)	暫定再任用者(63～65歳) 定年前再任用者(61・62歳)		
			暫定再任用管理職	フルタイム	短時間
小学校	校長2	9	教頭1	12	10
中学校	校長1	5	校長1	12	3
事務・養護・栄養		4		1	0
合計	校長3	18	校長1教頭1	25	13

※定年年齢の推移は別紙参照

2 令和8年度臨時的任用教諭・スクールサポートスタッフの配置状況(4月6日現在)

種類		臨時的任用教諭		会計年度任用職員			
		必要数	配置数	非常勤講師		スクールサポートスタッフ	
				必要数	配置数	必要数	配置数
小学校	定欠	4	4	20	20	16 教頭 マネジメント 2	16 教頭 マネジメント 2
	代替	25	25				
	加配	7	7				
中学校	定欠	6	6	9	9	7	7
	代替	4	4				
	加配	2	2				
事務養護栄養		7	7				
合計		55	55	29	29	23 教頭 マネジメント 2	23 教頭 マネジメント 2

※未配置 小学校 0 中学校 0

定欠・・・定数内欠補。県が定めた教職員数に対して正式採用の教職員が足りない場合、臨時的任用教諭を任用する。

代替・・・出産休暇・育児休業、療養休暇や退職等の代替をする臨時的任用教諭。

加配・・・国の予算によって配置できる教職員。少人数指導や日本語指導、不登校対策、小学校専科を担当する。

【参考】習志野市教職員数 小学校543名 中学校269名 合計812名

(令和7年5月1日現在)

これまで「講師」としていた職名は、令和7年度から「臨時的任用教諭」に変更となった。

3 令和7年度末教職員の異動者数

	令和6年度末	令和7年度末	令和7年度末の内訳
管外・県立等への異動者数 (習志野市⇒管外・千葉市・県立・国立)	4	7	東葛飾3 北総2 南房総1 千葉市1
管内異動者数 (習志野市⇒勸奨)	44	52	船橋29 八千代15 市川5 浦安3
市内異動者数(習志野市⇒習志野市) ※再任用者は除く	71	57	小学校32 中学校19 事務6
退職者数 ※再任用者は除く	16	13	60歳3 勸奨4 若年他6
新規採用者数	53	43	小学校29 中学校11 養護2 事務1
行政(県市)への異動総数 (習志野市⇒行政)	17	15	市行政10 県行政5
合計	205	187	

4 令和8年度管理職数

	葛南教育事務所管内		習志野市内	
	校長	副校長・教頭	校長	副校長・教頭
男性	149(25)	198(36)	16(5)	17(7)
【割合】	【68.7%】	【79.2%】	【69.6%】	【70.8%】
女性	68(11)	52(9)	7(2)	7(2)
【割合】	【31.3%】	【20.8%】	【30.4%】	【29.2%】
合計	217(36)	250(45)	23(7)	24(9)

()は新任者数

習志野市教育委員会 説明資料

	定年	年 齢 (歳)				
		昭和38年生まれ	昭和39年生まれ	昭和40年生まれ	昭和41年生まれ	昭和42年生まれ
R5末	61	60	59	58	57	56
R6末		61	60	59	58	57
R7末	62		61	60	59	58
R8末			62	61	60	59
R9末	63			62	61	60
R10末				63	62	61
R11末	64				63	62
R12末					64	63
R13末	65					64
R14末						65

○「新たな定年」まで勤務継続（フルタイム）給与 60歳時点の7割水準

○「定年前再任用」 勤務態様は短時間勤務のみ 新たな定年まで継続
定年前再任用の期間はフルタイムには戻れない

○「暫定再任用」 勤務態様は現行の再任用制度と同様 任期は1年以内

○管理職の場合、61歳になる年度から「新たな定年」まで主幹教諭・教諭等、管理職ではない職となる。但し選考により特例任用がある。また暫定再任用で管理職として任用する制度がある。

報告事項(3)

谷津幼稚園の園児数減少への対応について

谷津幼稚園の園児数減少への対応について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

谷津幼稚園の園児数減少への対応について

1. 市立幼稚園の統合

本市では、社会経済情勢の変化や少子化が進行する中で、保育需要が増加する一方、市立幼稚園では園児数が年々減少し、本市が目指す集団教育に課題が生じてきました。

そこで、本年3月に策定した「就学前教育・保育に係る市立施設のあり方」では、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」における方針を踏襲し、集団教育を維持する観点から、4歳児・5歳児ともに10人以下となる場合に、同一中学校区の市立こども園との統合を視野に検討を開始することとしています。

2. 谷津幼稚園の園児数の推移

本年4月1日時点における谷津幼稚園の園児数は、4歳児3人・5歳児4人であり、統合を視野に検討を開始するか否かを決定する基準日である5月1日時点においても、10人以下となることが見込まれる状況となっています。

そこで、5月1日時点の状況が変わらない場合は、「就学前教育・保育に係る市立施設のあり方」に基づき、同一中学校区の向山こども園との統合を視野に、検討を開始します。

学 齢	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
4歳児	42人	23人	30人	21人	11人	4人	3人
5歳児	40人	45人	26人	33人	20人	12人	4人
計	82人	68人	56人	54人	31人	16人	7人

(各年5月1日時点、令和8年は4月1日時点)

3. 今後の検討について

今後の検討の進め方については、令和6年度末に大久保こども園に統合した大久保東幼稚園、令和9年度末に藤崎こども園・杉の子こども園に統合することが決定している津田沼幼稚園・屋敷幼稚園と同様に、在園児の保護者との協議を5月下旬から開始し、具体的な内容に関する意見交換を行っていきます。

また、地域に対しても、まちづくり会議等において保護者との協議の状況を報告することとしています。

就学前児童の保護者が入園等を検討するに当たっては、十分な周知期間を設ける必要があることから、本年12月を目途に方針案を定め、あらためて教育委員会会議でご意見を伺います。

報告事項（４）

令和７年度いじめアンケート集計結果と令和８年度いじめ防止施策
について

令和７年度いじめアンケート集計結果と令和８年度いじめ防止施策について、
別紙のとおり報告する。

令和８年４月２２日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

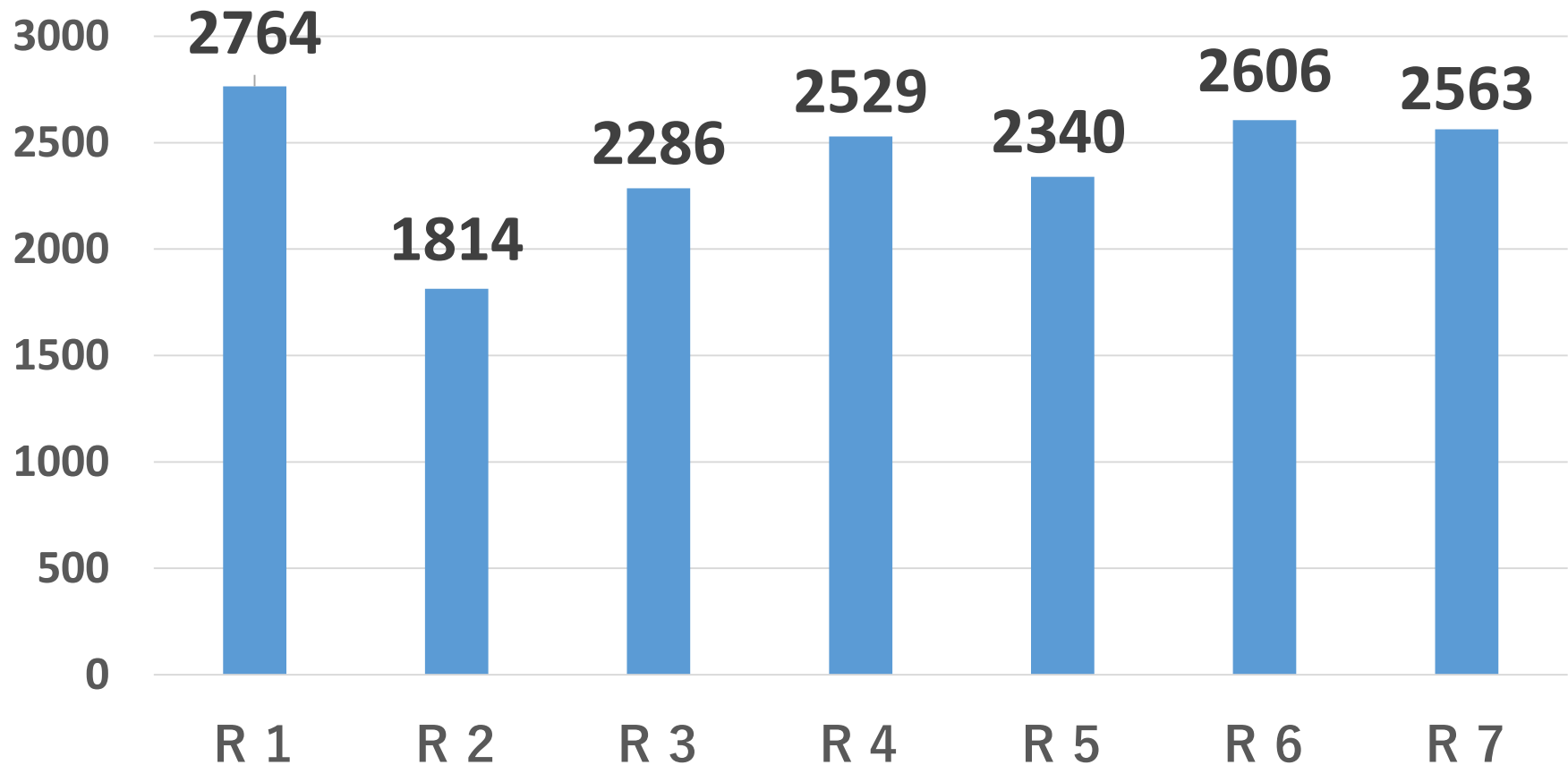
令和7年度いじめアンケート集計結果と 令和8年度いじめ防止施策について

令和8年4月22日(水) 教育委員会会議資料
習志野市 学校教育部 児童生徒指導課



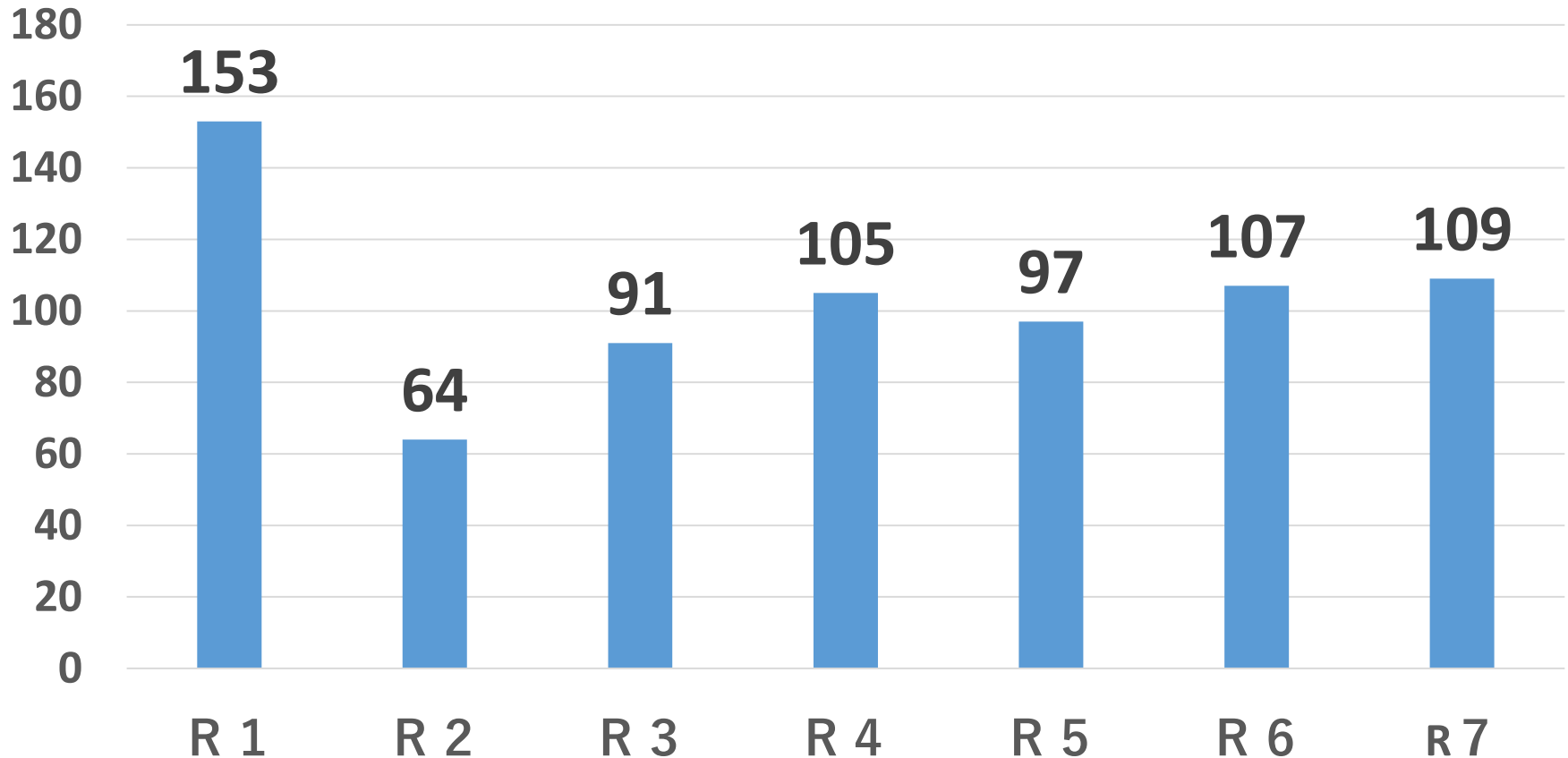
令和元年度から令和7年度までの いじめ認知件数経年変化（令和8年2月末現在）

（小学校）いじめの認知件数



令和元年度から令和7年度までの いじめ認知件数経年変化（令和8年2月末現在）

（中学校）いじめの認知件数



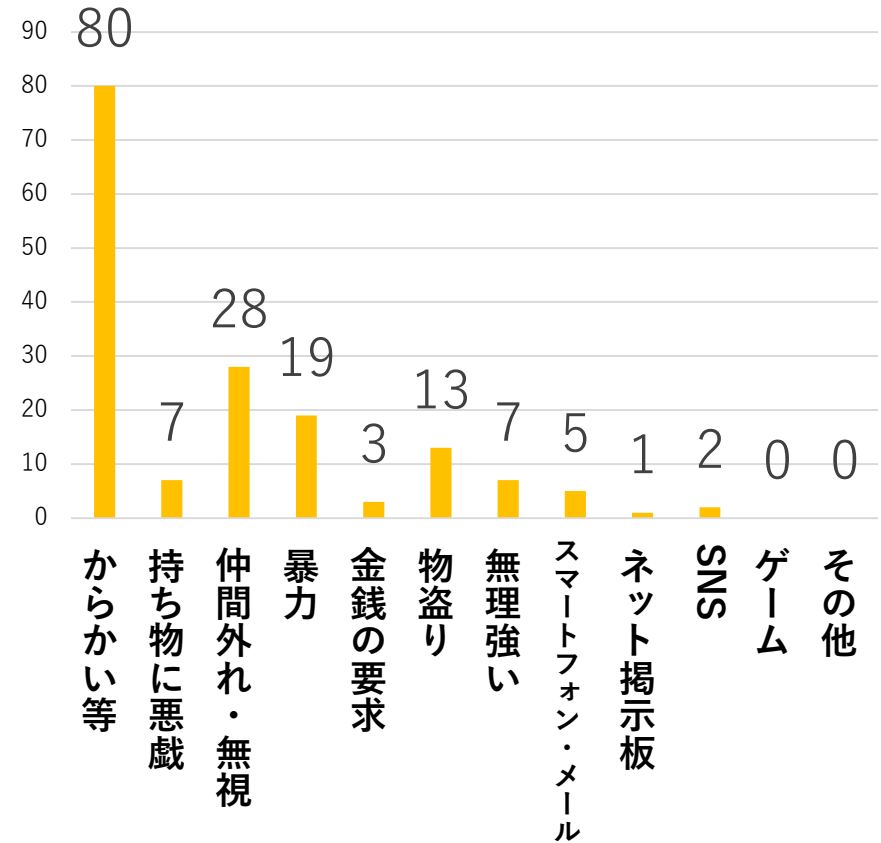
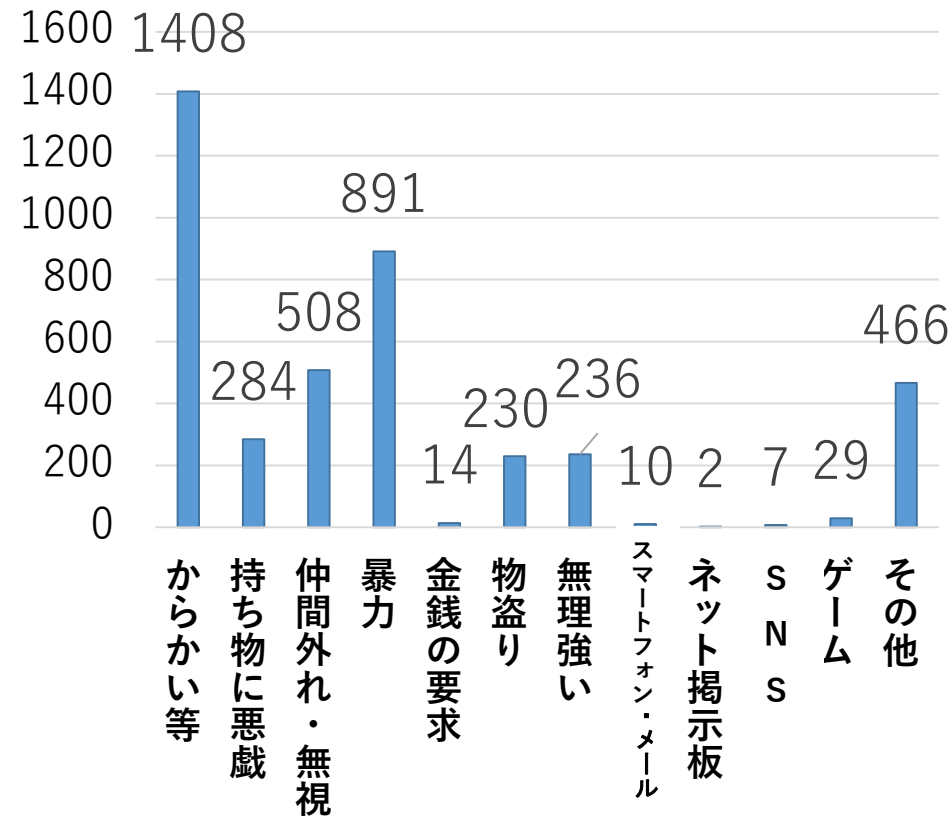
令和7年度いじめの解消状況（令和8年2月末現在）

	小学生	中学生
現在もいじめ継続 と回答している もの	14件 2563件	4件 109件

令和7年度いじめの態様

小学生

中学生



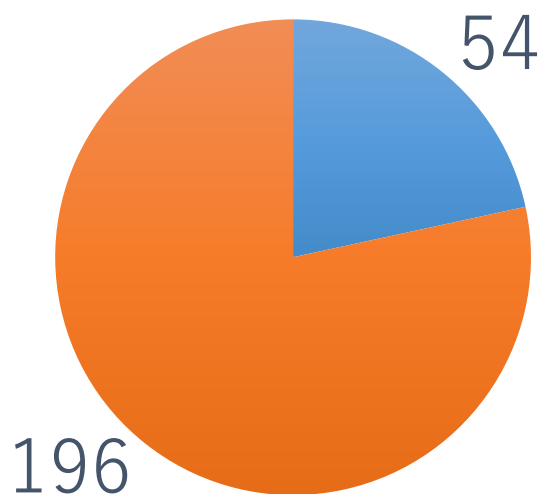
小・中共にからかい等が一番多い。

インターネットやSNS等のトラブルも少なくない。

匿名メール相談WEBアプリ

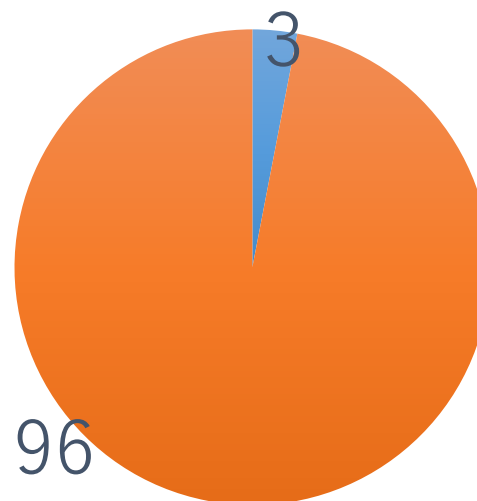
における相談状況（令和7年度）

小学生
(N=250)



■いじめ関係 (件) ■その他

中学生
(N=99)



■いじめ関係 (件) ■その他

令和8年度いじめ対策のポイント

いじめ未然防止に向けての取組

早期発見のための取組

迅速な初期対応のための取組

困難状況対処のための取組

安心感のある学級づくり

(ユニバーサルデザインの周知啓発)



- 安心感ある学級づくり啓発資料の作成周知
- 要請により児童生徒指導課職員が助言

【ユニバーサルデザインの視点の立った授業づくりのポイント（一例）】

- ☑ 授業者の指示は簡潔で明確か？
- ☑ 視覚的に分かる手立てを取っているか？
- ☑ 個の発言を全体に問い返したりしているか？
- ☑ グループ学習では一人一人の役割は明確か？
- ☑ 自分の理解状況を確認する場を作っているか？

いじめやネットモラルに関する授業



- 弁護士によるいじめ防止授業・研修
 - ・小学校2校、中学校1校
 - ・中学校区単位での職員向け研修
- 青少年センターネットモラル啓発授業
 - ※前年度は6件実施



共通の視点で児童生徒を「観る」ための チェックリストの作成



- ベテラン層も若年層も共通の視点で観ることを通して「違和感」への気づきを促す

いじめ「認知」に関する理解深化のための ミニ研修資料の作成



- 児童生徒指導課指導主事による要請訪問
- 職員会議後などに短時間で実施できるいじめ事例研修資料の作成

いじめの兆候を捉えてからの報告フローの策定・通知

いじめの兆候を捉える⇒集約担当⇒管理職
【重大事態の疑いがある場合は**即時一報**】

校内組織により方針を決定（24時間以内）
いじめ「認知」or 経過観察

いじめ「認知」⇒市教委へ一報（48時間以内）
要請により児童生徒指導課指導主事の派遣

いじめ事案「法務相談」活用ガイドの策定・周知



- ① 問い合わせに対する学校からの回答に法的な不備はないか？
- ② 学校の提供する安全配慮について法的に問題はないか？
- ③ 加害児童生徒への指導でできること、配慮しすべきことは何か？

こういうケースは法務相談にかけた方が解決しそうだ！

今年度のいじめ対策のまとめ

いじめ未然防止に
向けての取組

早期発見のため
の取組

エンゲージメント

全てのフェーズへの
主体的な関わり

迅速な初期対応の
ための取組

困難状況対処の
ための取組

令和7年度 いじめアンケート集計結果(報告)

1 「習志野市いじめアンケート」の概要

(1) 目的

- ①市内の全ての市立小・中学校に通う児童生徒に、確実にいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態把握をして、いじめの早期発見、問題への迅速な対応、さらには未然防止に生かす。
- ②教育委員会が、いじめアンケートの集計結果より、市内の小・中学校のいじめの実態を把握し、対応及びいじめ問題対策委員会等、関係機関との連携に生かす。

(2) 本アンケートの生かし方

- ①各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡等を行い、いじめ問題の解決を図る。
- ②教育委員会は、集計結果について市内の小・中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて、各学校へ伝達するとともに各関係機関へ情報提供を行い連携等に生かす。

(3) アンケート実施上の配慮事項

- ①記名式アンケート実施にあたっては、年3回小・中学生ともに家庭に持ち帰って実施する。小学生においては、学校で記入後自宅に持ち帰る等、児童や学校の実態に合わせて実施する。児童生徒が他者の目を気にせずに記入できるようにするとともに、保護者がアンケートの内容を確認できるように実施する。
- ②「いじめられた」と回答した児童生徒には、担任がアンケート実施後に、丁寧に個別の聴き取り調査を行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、全ていじめと認知し管理職に報告する。
- ③無記名式アンケートについては、年3回学校で実施をする。このことにより、いじめの解消を確認するとともに、記名式に書けなかった内容を把握する。
- ④各学校はアンケートの実施結果を年3回教育委員会に報告。(期限7月、11月末、2月末とする。)
- ⑤各学校において、アンケート用紙及び付属の資料等を含め、全てを5年間保管する。

2 アンケート集計結果について

令和7年度 いじめアンケート実施状況												
項目 校種	記名式アンケート						無記名式アンケート					
	回収数(人)			回収率(%)			回収数(人)			回収率		
	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期
小学校	8,703	8,647	8,878	99.82	99.79	99.89	8,590	8,516	8,039	98.52	98.26	92.97
中学校	4,055	4,052	4,053	99.75	99.8	99.7	3,549	3,469	3,192	87.3	85.44	78.52

※記名式アンケートの未回収に対して家庭等に連絡をし、いじめの有無を確認しているため最終的な数値と異なる。

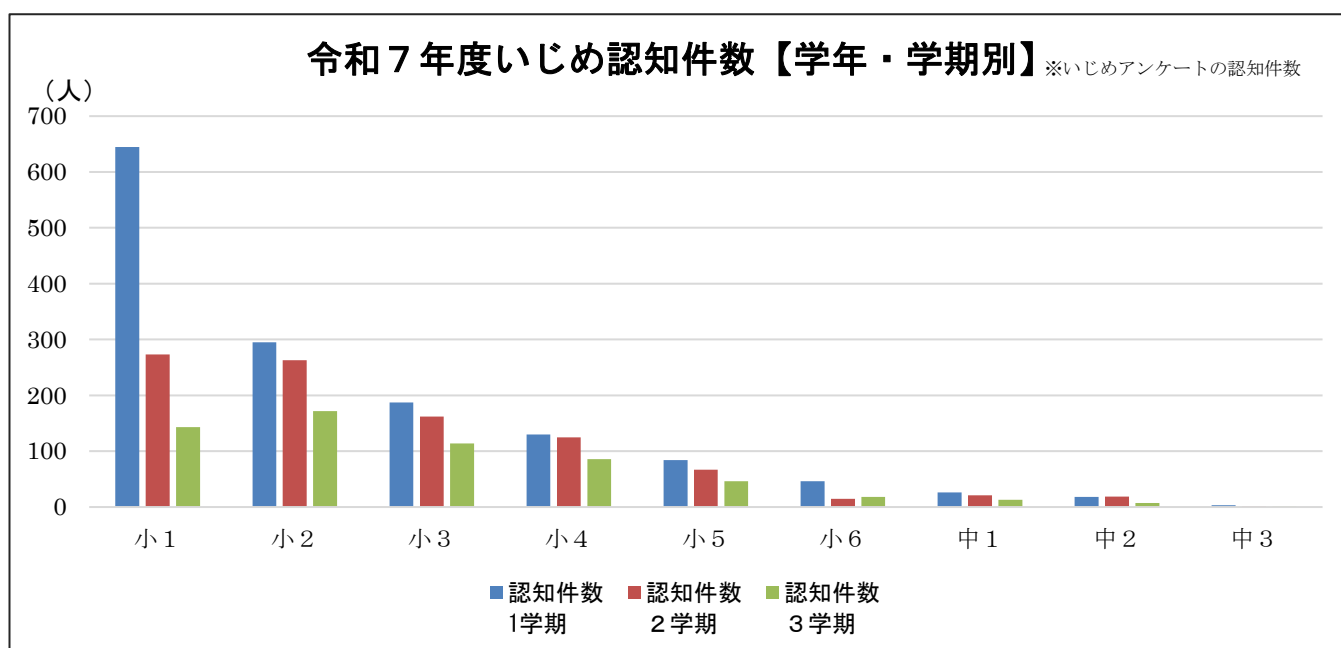
1学期実施期間: 令和7年 5月中旬～ 7月上旬(対象 小:8,719人 中:4,065人)
 2学期実施期間: 令和7年10月中旬～11月上旬(対象 小:8,666人 中:4,060人)
 3学期実施期間: 令和8年 1月中旬～ 2月中旬(対象 小:8,646人 中:4,065人)

【資料1】 学年別のいじめ認知件数

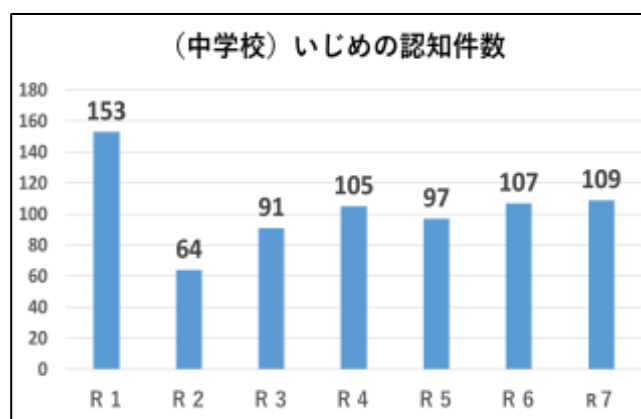
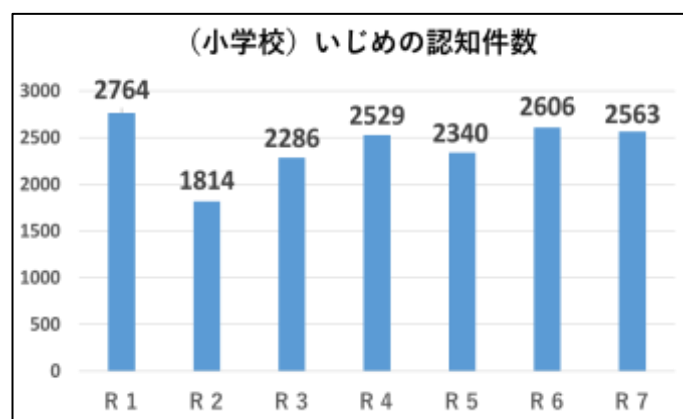
(1学期～3学期記名式アンケートより)

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
1学期	645	295	187	130	84	46	1089	26	18	3	47
2学期	273	263	162	125	67	15	895	21	19	1	41
3学期	143	172	114	86	46	18	579	13	7	1	21
合計	1061	730	463	341	197	79	2563	60	44	5	109



令和元年～令和7年度までの校種別いじめの認知件数の推移

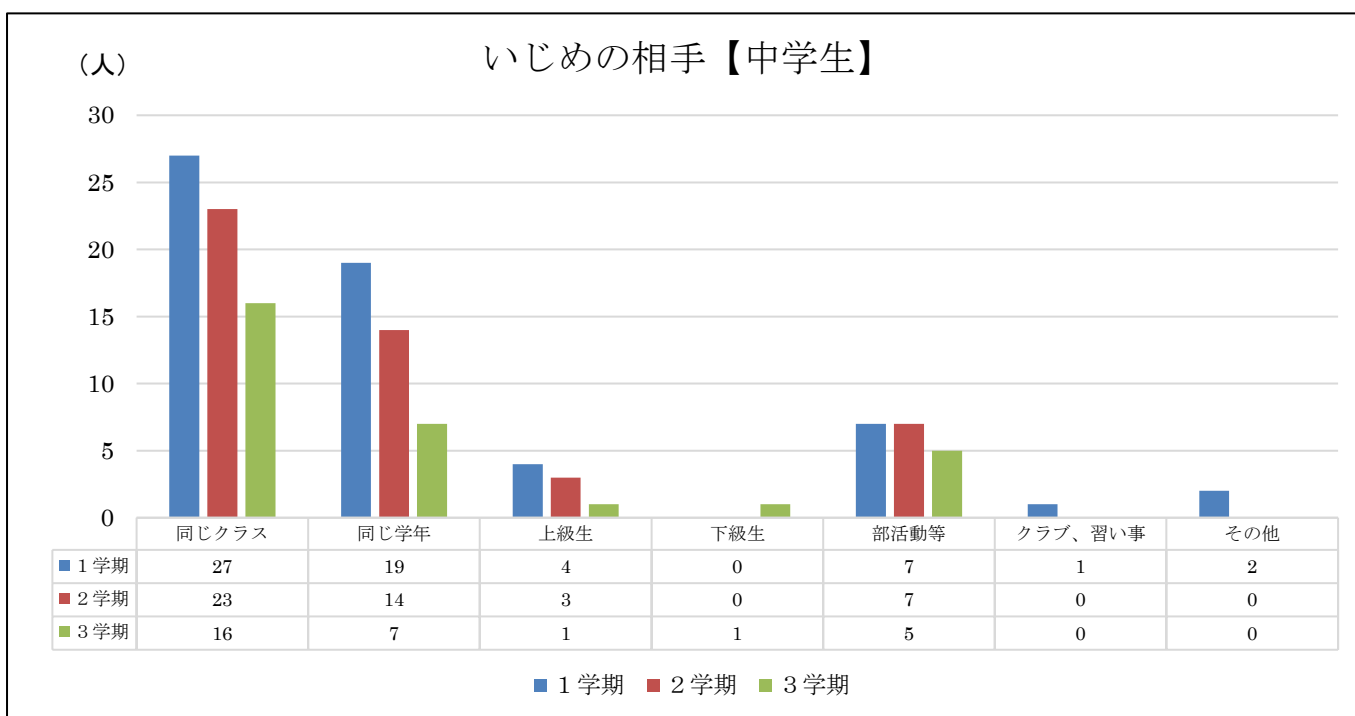
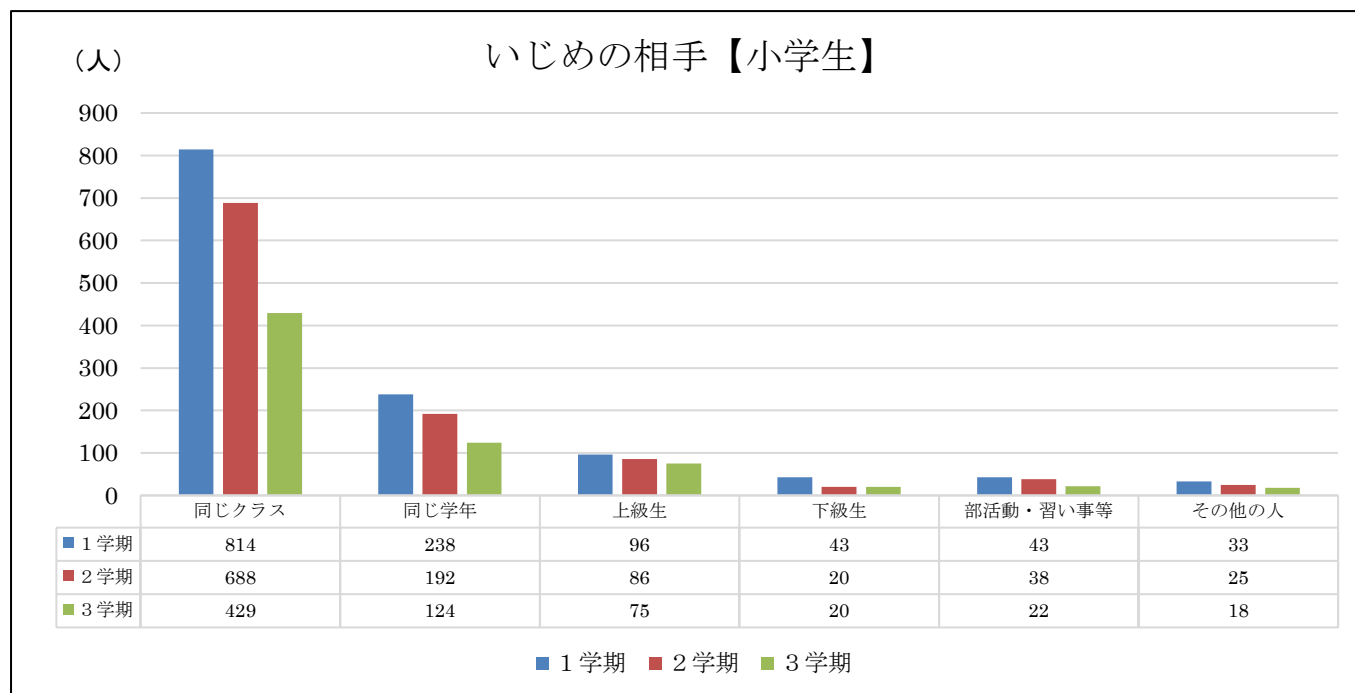


【結果】

- ① 学年が上がるにつれて減少傾向にある。
- ② 1学期の認知件数が最も多く、3学期が一番少なくなっている。
- ③ 認知件数の数値としては、例年と同様の傾向が見られる。

【資料2】 いじめられた相手

(複数回答可)

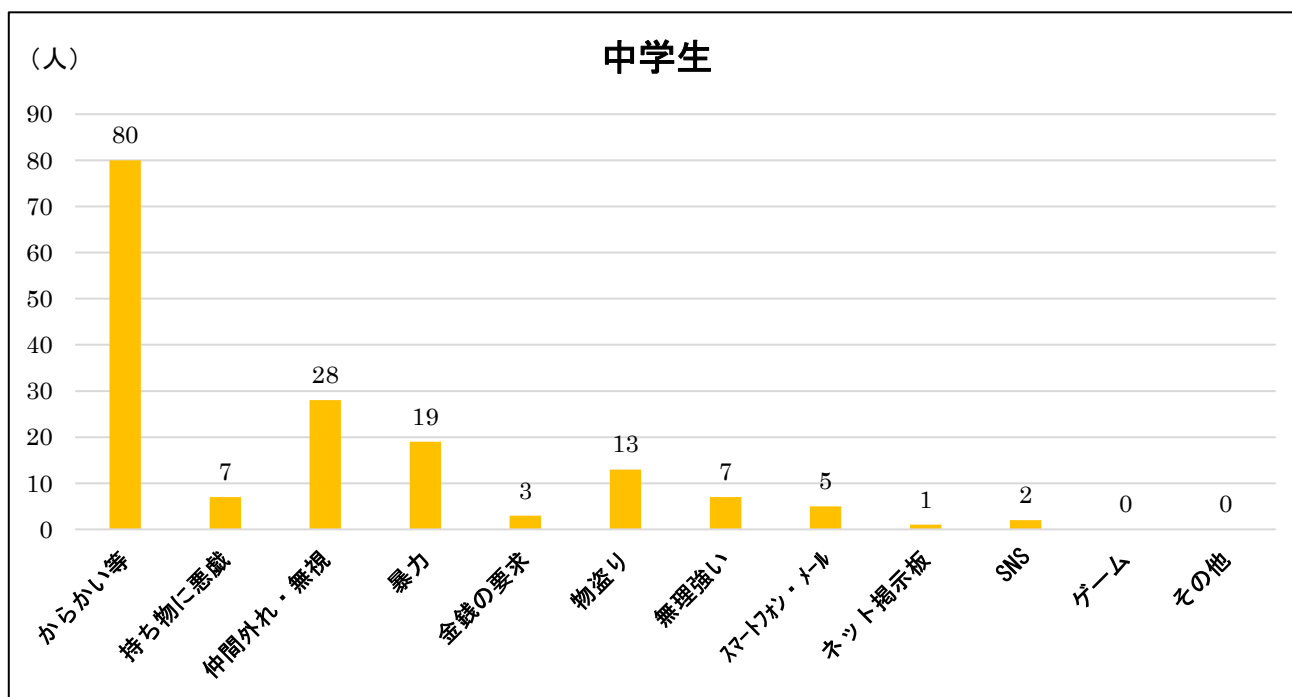
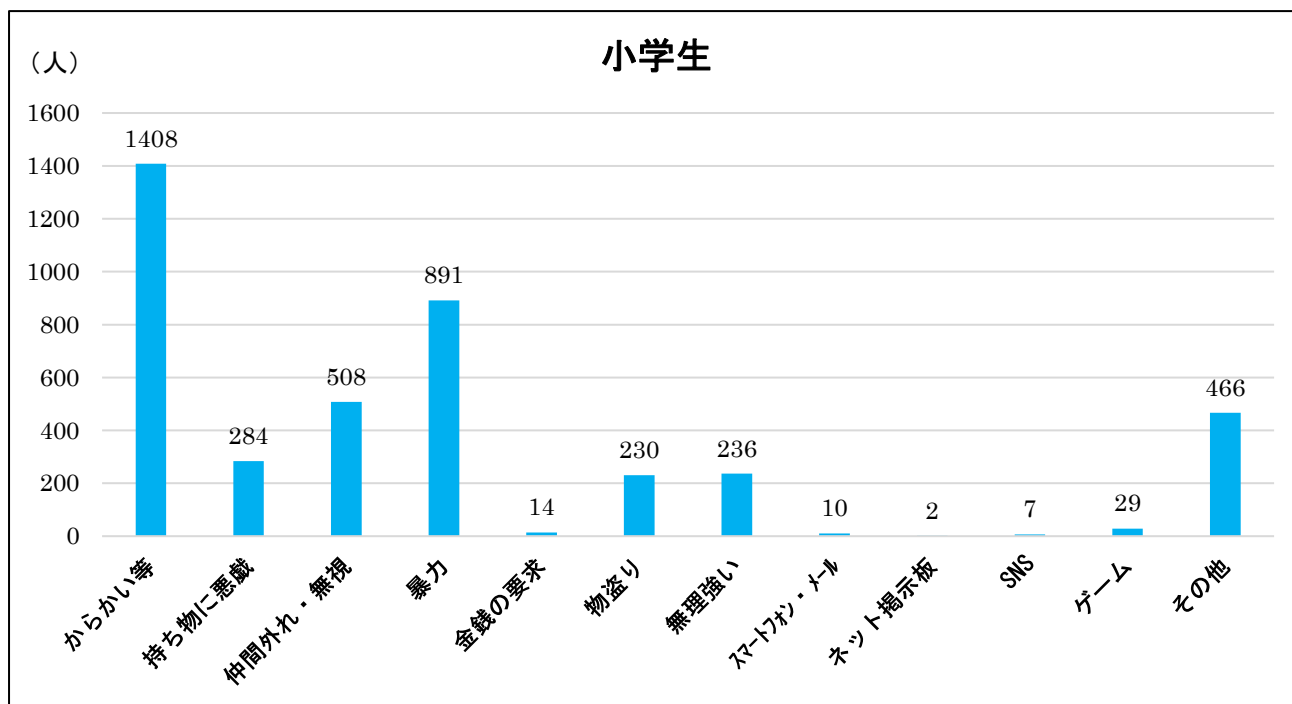


【結果】

- ① 小学生では、いじめられた相手は、「同じクラス」が最も多く、続いて「同じ学年」となっている。「同じクラス」、「同じ学年」ともにいじめの認知件数は学期ごとに減少している。
- ② 中学生でも、いじめられた相手は「同じクラス」、「同じ学年」が同様に多い。中学生は、3番目に「部活動」の認知件数も多い。

【資料3】 いじめの態様(令和7年度合計)

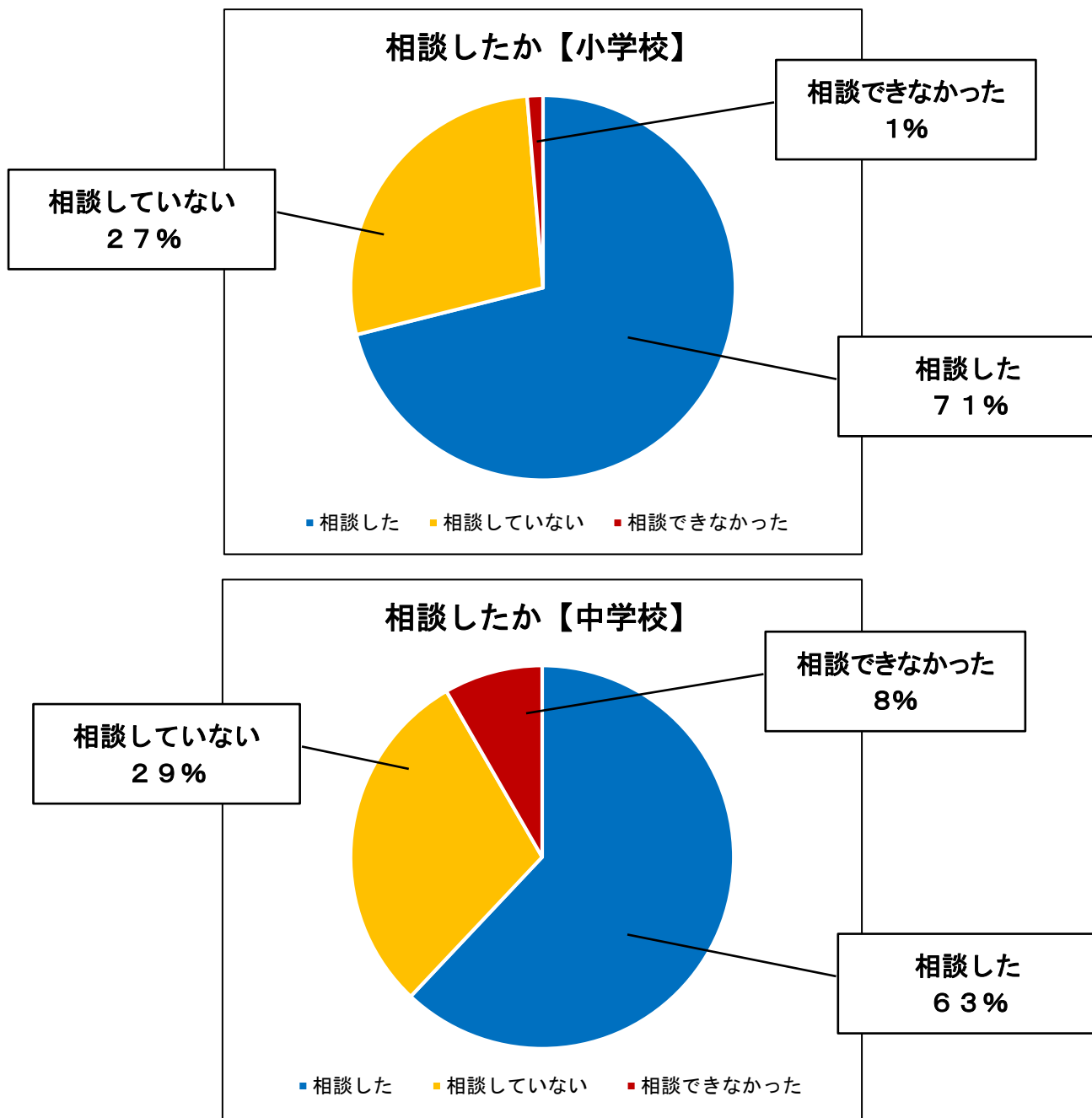
(複数回答可)



【結果】

- ① 小学生・中学生共に、いじめの態様として「からかい等」が特出して多い。
- ② 小学生のいじめの態様は、2番目に「暴力」、3番目に「仲間外れ・無視」が多い。
- ③ 中学生のいじめの態様は、2番目に「仲間外れ・無視」、3番目に「暴力」が多い。

【資料4】 いじめられたとき誰かに相談をしたか



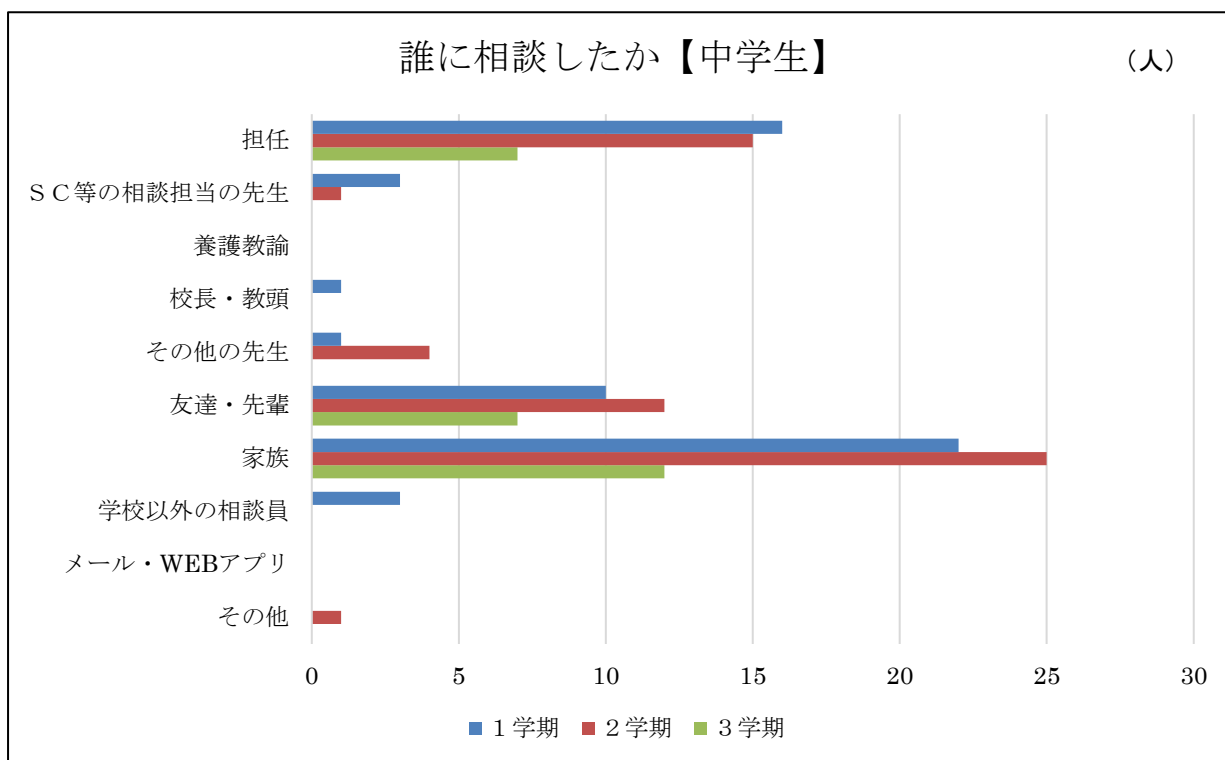
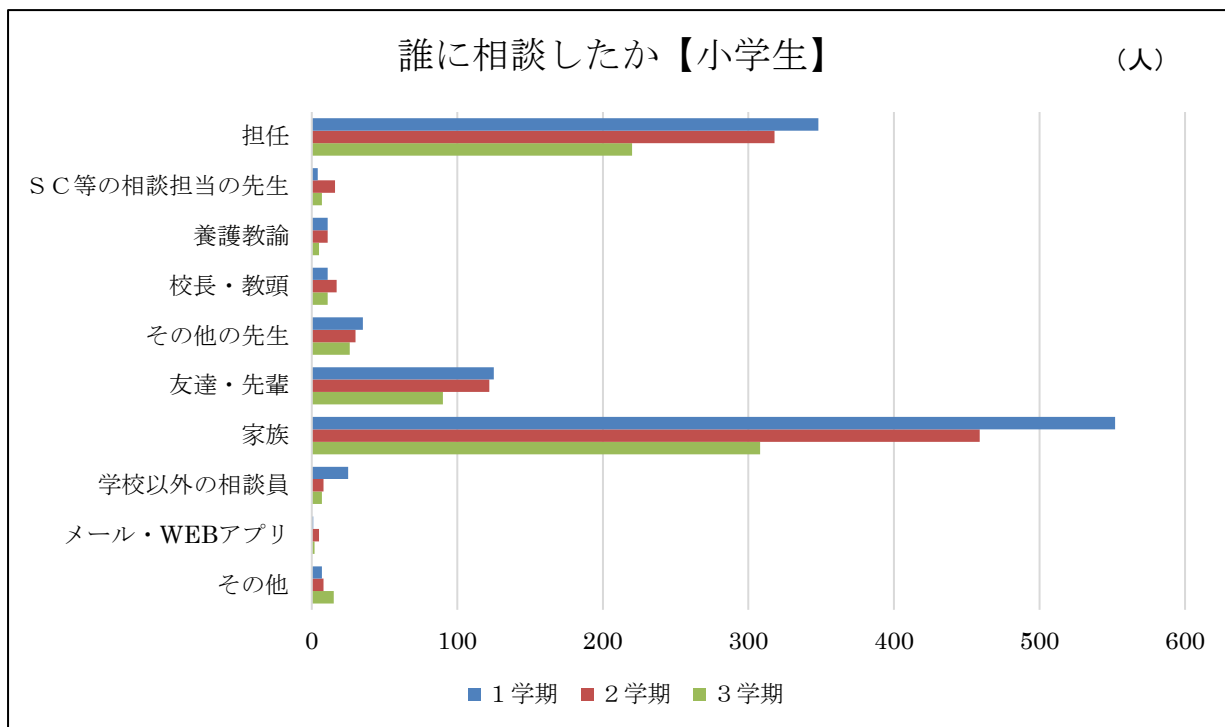
【結果】

いじめを認知した件数に対して、いじめアンケート実施時点での相談をした割合は、小学生が71%、中学生が63%の割合であった。「迷惑をかけたくない」や、「自力で解決できると思ったから」「恥ずかしい」という理由で相談していない児童生徒がいた。また、「相談したらいじめがひどくなりそう」という理由で相談を躊躇する児童もいたことから、相談しやすい環境を整えていくことが大切だと考えられる。

(※いじめアンケート実施後には、各学校で教育相談期間を設定し、全児童生徒との個別の教育相談を実施している。)

【資料5】 いじめられたとき、誰に相談をしたか

(複数回答可)

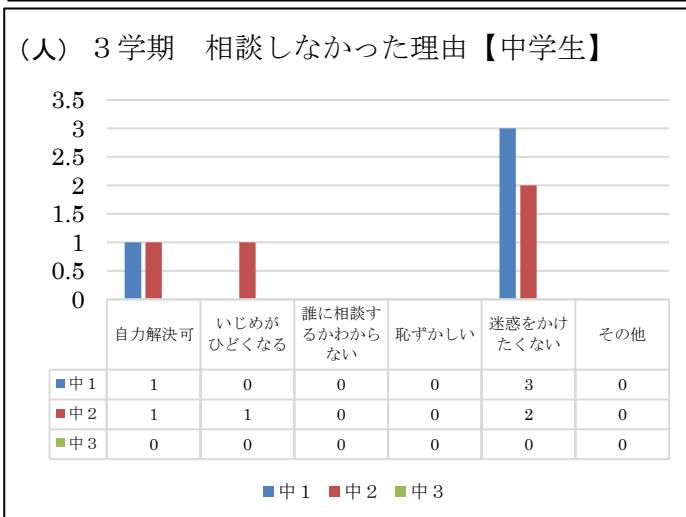
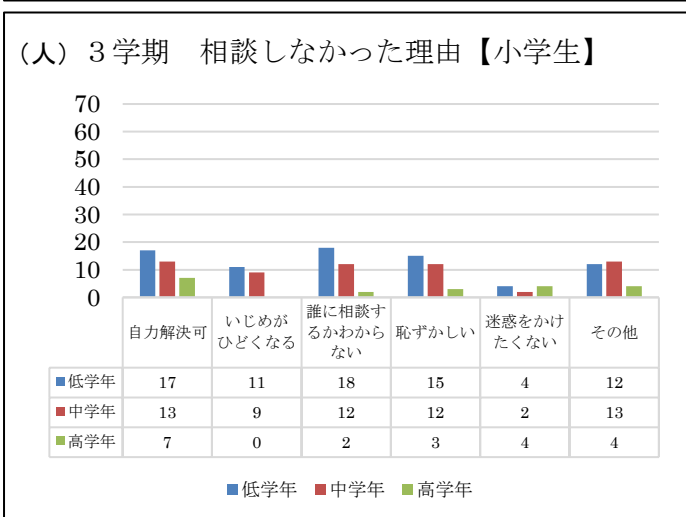
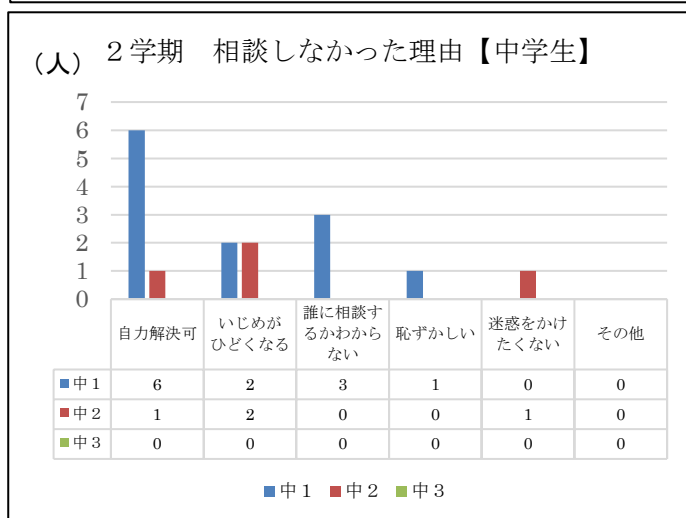
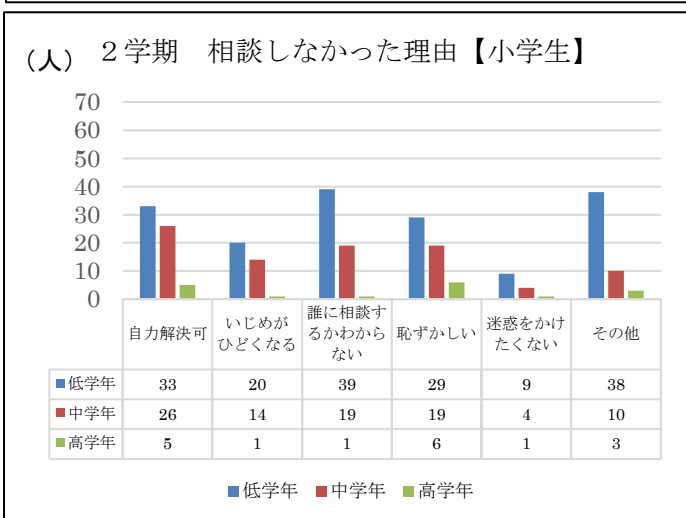
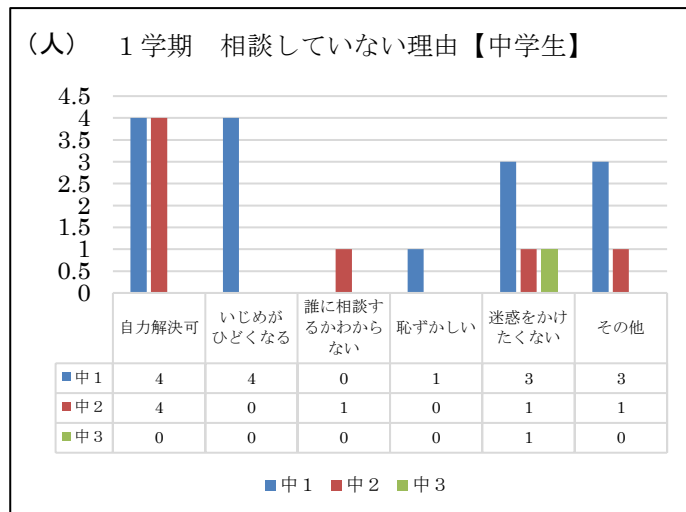
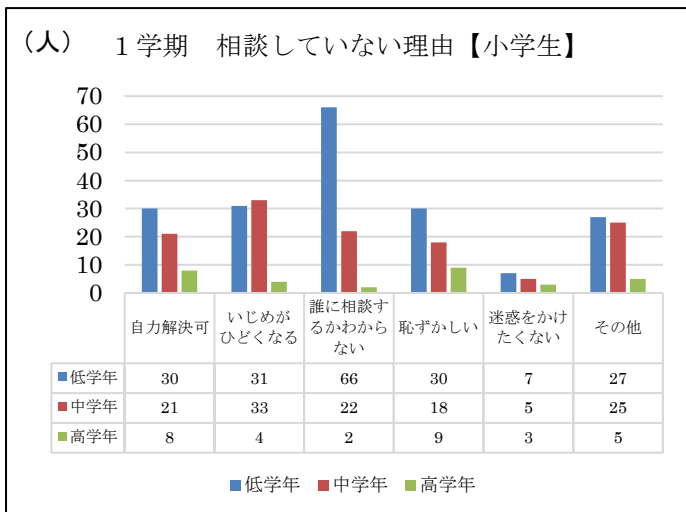


【結果】

- ① いじめられたときに、誰に相談をしたかという質問に対しては、小学生、中学生共に「家族」、「担任」が相談する相手として多い。
- ② 一番身近な家族や担任以外にも、教職員や友達、スクールカウンセラーなど、多方面に相談していることがわかる。

【資料6】 なぜ相談しなかったか

(複数回答可)





【結果】

- ① 相談をしていない理由に関しては、小・中学生ともに「誰に相談するかわからない」が多い。
- ② 小学校中学年に関して、「いじめがひどくなる」項目について1学期と2学期は横ばいだったが、3学期には減少した。
- ③ 1学期から3学期にかけて、小学生の「誰に相談するかわからない」の項目についての割合は減少している。

【資料7】 いじめアンケートに関する事後確認

(件)

	小学校	中学校
令和7年度1学期のアンケート いじめの認知件数	1089	47
令和7年度2学期のアンケート いじめの認知件数	895	41
令和7年度3学期のアンケート いじめの認知件数	 579	 21
上段の件数のうち現在もいじめ 継続と回答しているもの (3学期調査)	(99%解消) 14	(96%解消) 4

※1 未解消のいじめについては、既に教育相談等とおして聴き取りを行い、現在指導対応である。

※2 3学期のいじめに関するアンケート後の解消状況については、来年度1学期の「いじめアンケートに関する事後確認」に表される。

【結果】

- ① 令和7年度1学期、令和7年度2学期実施のアンケートで認知されたいじめに関して、2月末日時点(3学期のいじめアンケートで確認)では、小学校で14件(99%解消)、中学校で4件(96%解消)が継続と回答している。
- ② いじめアンケートで認知されたいじめに関しては、早期解決に向けて学校が組織的に動いていることから、高い解消率になっている。しかしながら、認知後3ヶ月を経過しても解消に至らない事案もあることから、継続的な対応が必要である。

報告事項(5)

令和7年度コミュニティスクールの実施状況について

令和7年度コミュニティスクールの実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

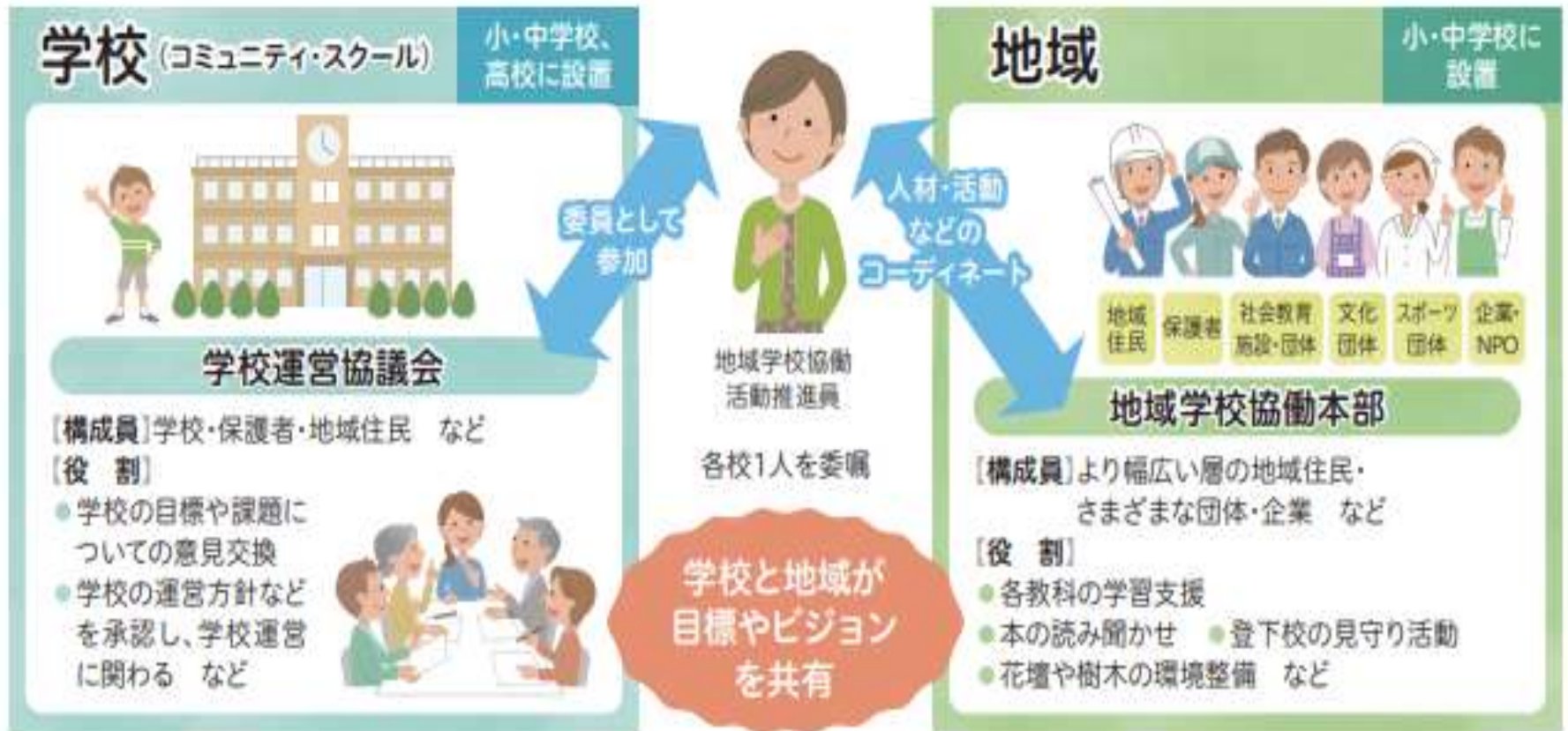
令和7年度コミュニティスクールの実施状況について



令和8年4月22日(水)
習志野市 学校教育部 学習指導課
生涯学習部 社会教育課

習志野市コミュニティスクールについて

令和5年度より市内の全ての
小・中・高等学校で学校運営協議会を設置した。



学校運営協議会の議題

必須

- ① 会長及び副会長の選出
- ② 学校運営方針の承認
- ③ 地域学校協働活動について
(情報交換や報告、人材発掘等)
- ④ 使用教材についての協議
- ⑤ 学校関係者評価について

任意(例)

- ① 学校運営や学校施設についての意見
- ② 「教職員の任用」に関する意見など

取組事例について(実籾小学校)



<取組の主な内容>

①今年度の学校経営の成果と課題について

②次年度の教育課程について

⇒行事の実施時期の変更、授業時数の適正化に向けての取組

③学校評価について

取組事例について(第七中学校)



<取組の主な内容>

- ① 授業参観
- ② 制服の改定について
- ③ 学校評価より成果と課題の報告
- ④ 給食試食会

令和7年度の教育委員会の取り組みについて



学校・推進員の理解促進

- ① 学校運営協議会担当者と地域学校協働活動推進員による合同会議
- ② 千葉県CSアドバイザーを招いての研修会

地域学校協働活動の活動内容

学習支援



味噌作り体験(香澄)



SDGs学習ゲーム(袖ヶ浦東)

地域学校協働活動の活動内容

学校・地域行事等の連携



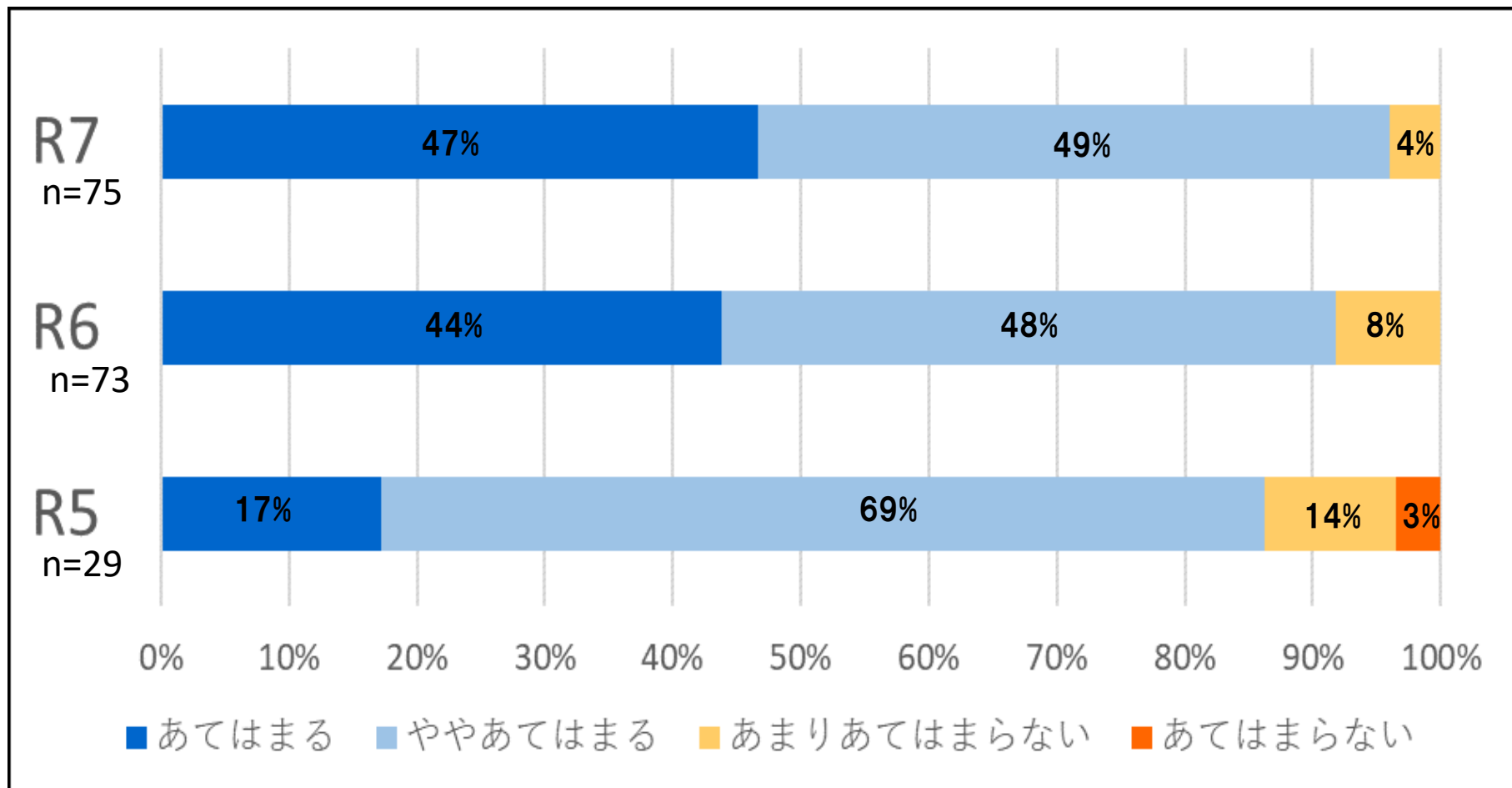
絆祭(二中)



けやきフェスタ(四中)

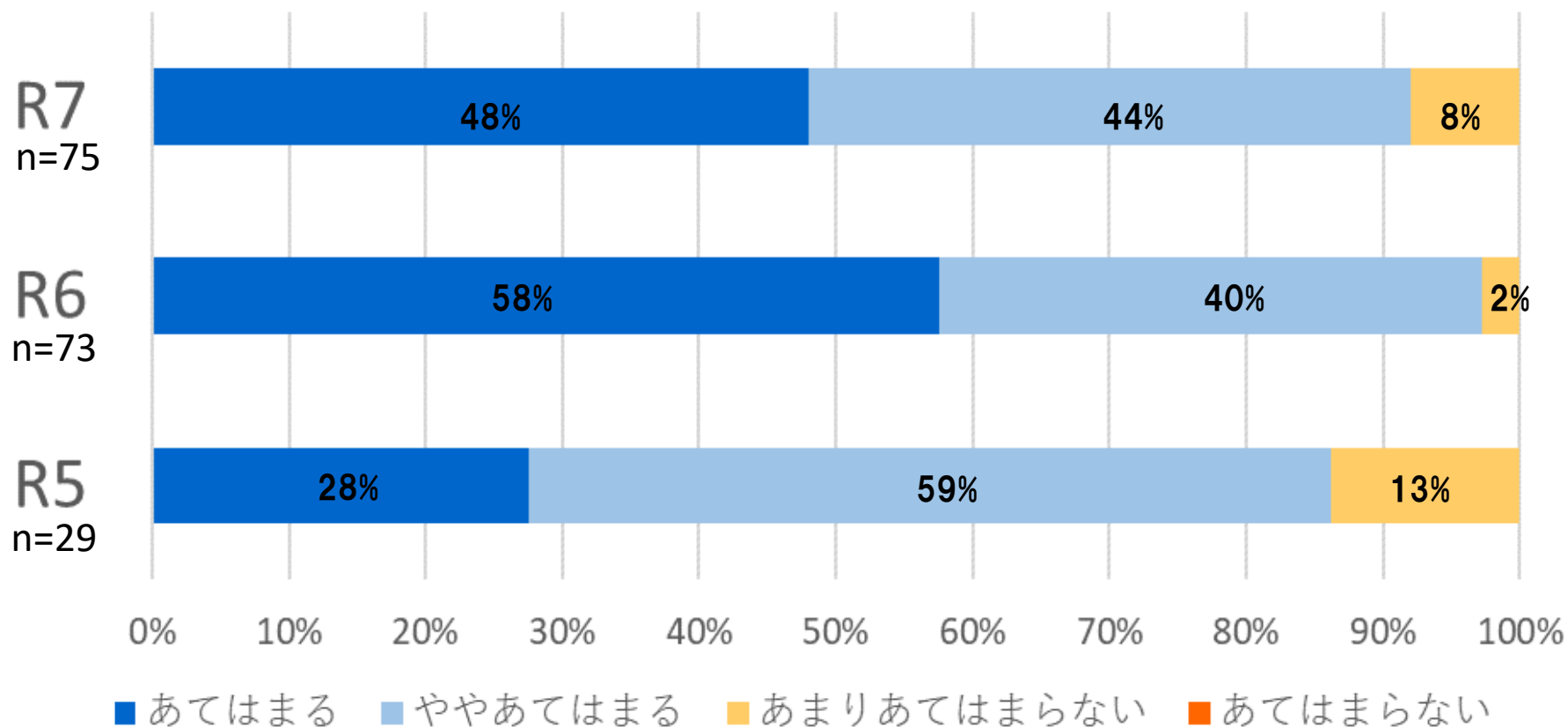
学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会を通して、保護者・地域の学校への協力・支援体制が充実した。(学校職員回答)



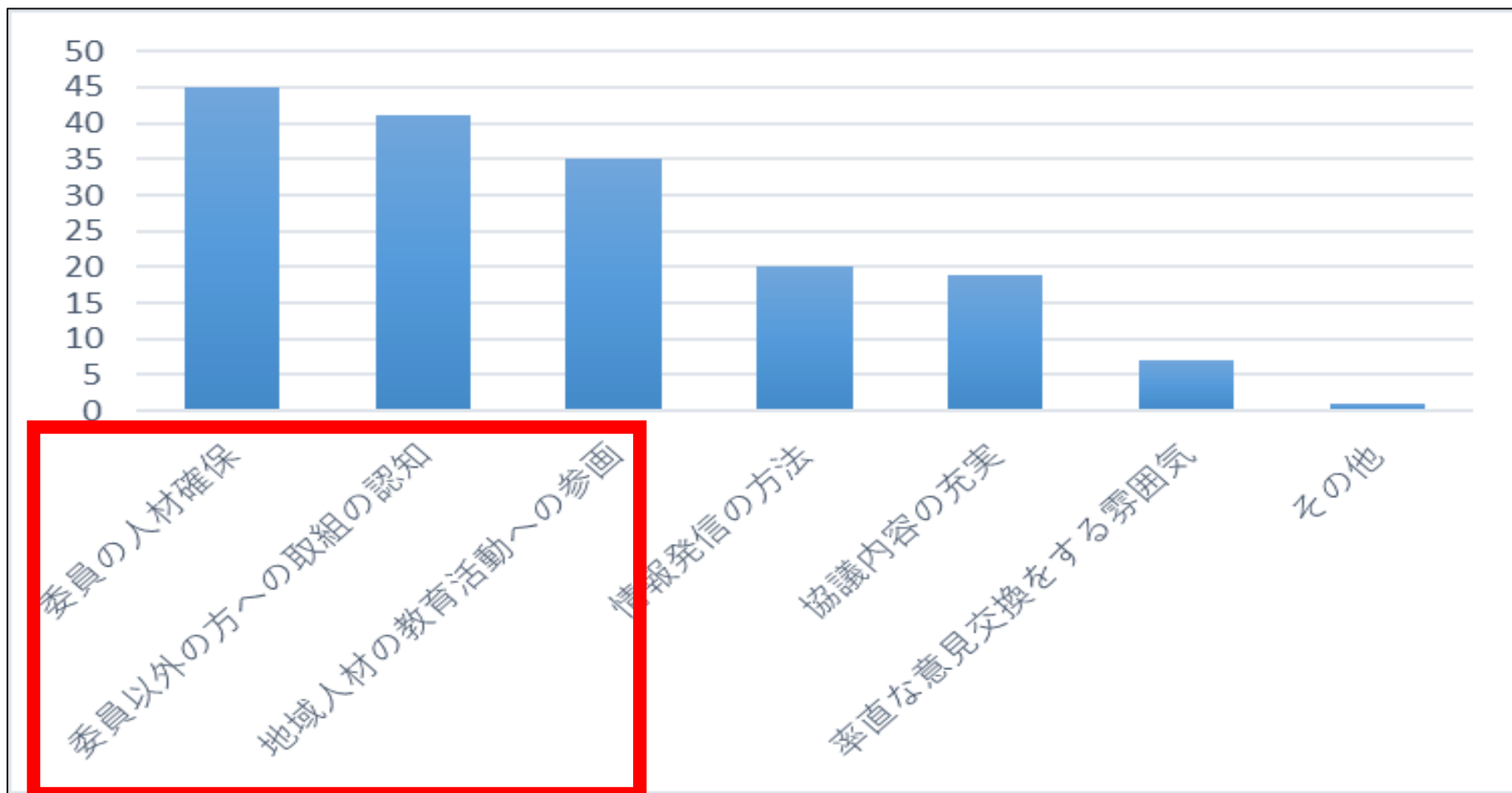
学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議ができた。(学校職員回答)



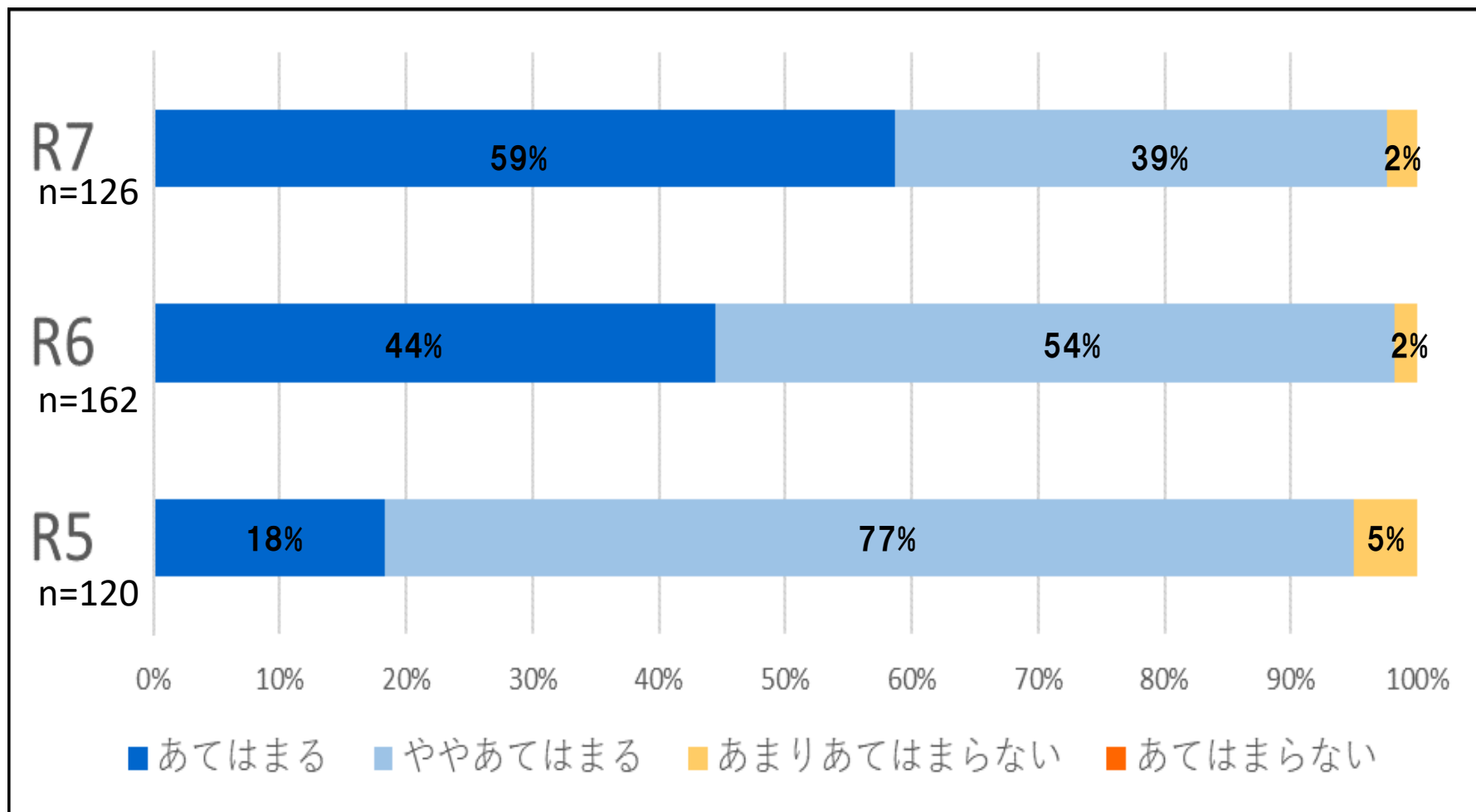
学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか。(学校職員回答)



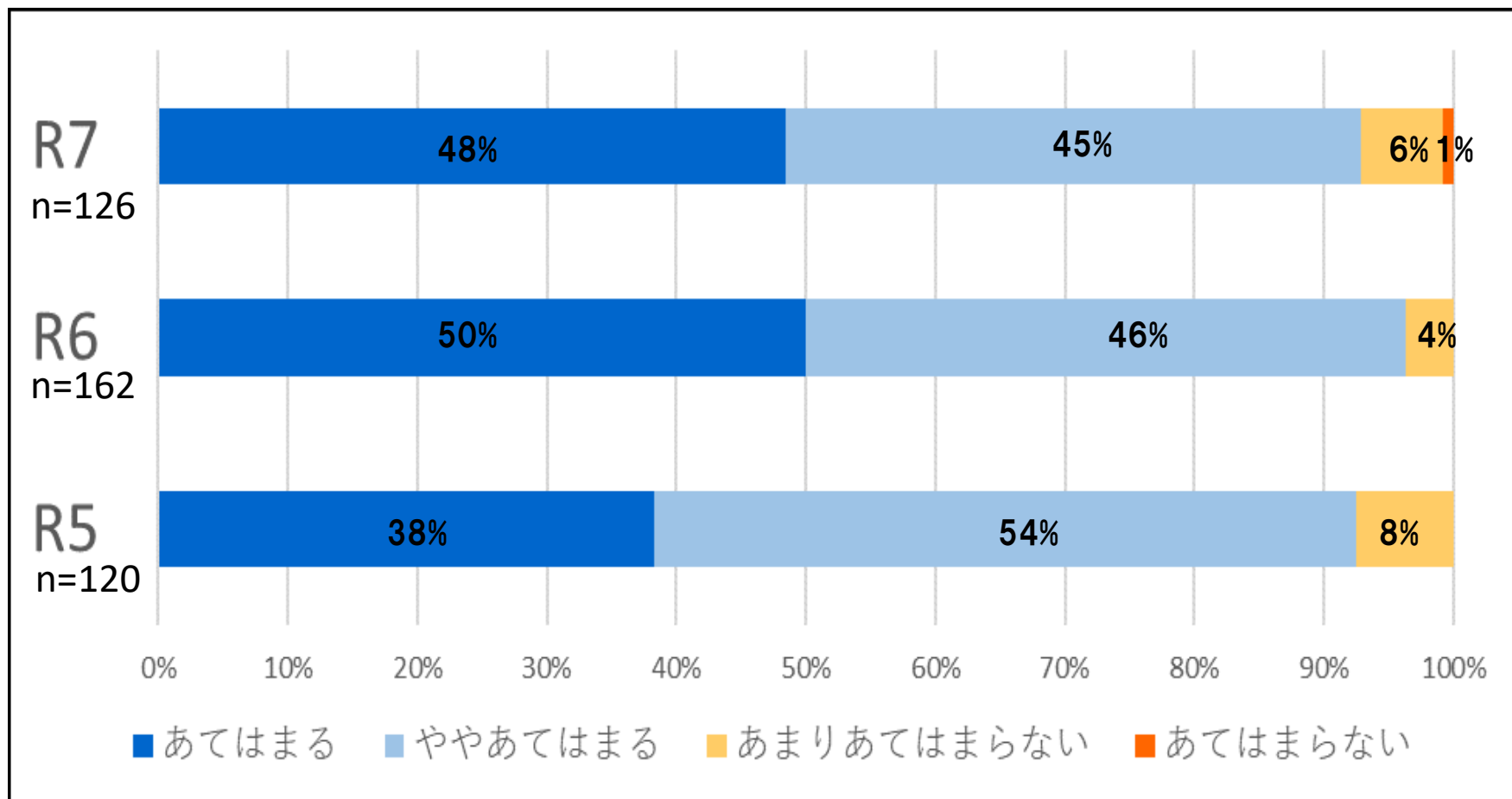
学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会を通して、学校の活動や児童生徒の様子、学校が抱えている課題などを把握できた。(学校職員以外回答)



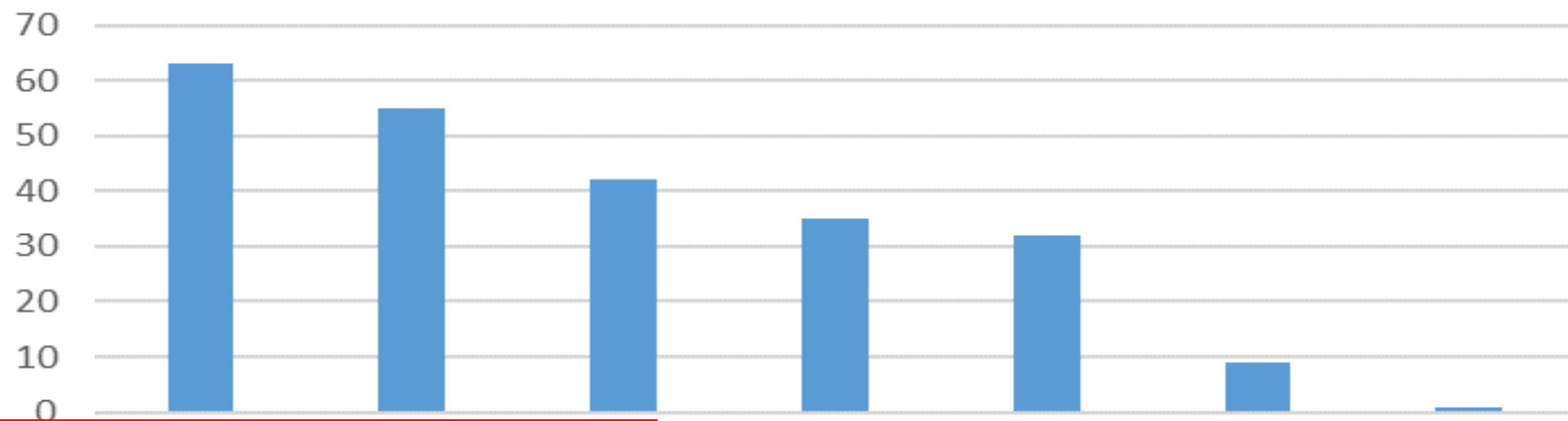
学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになった。(学校職員以外回答)



学校運営協議会に関するアンケート

Q 学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか。(学校職員以外の回答)



委員の人材確保

委員以外の方への取組の認知

地域人材の教育活動への参画

情報発信の方法

協議内容の充実

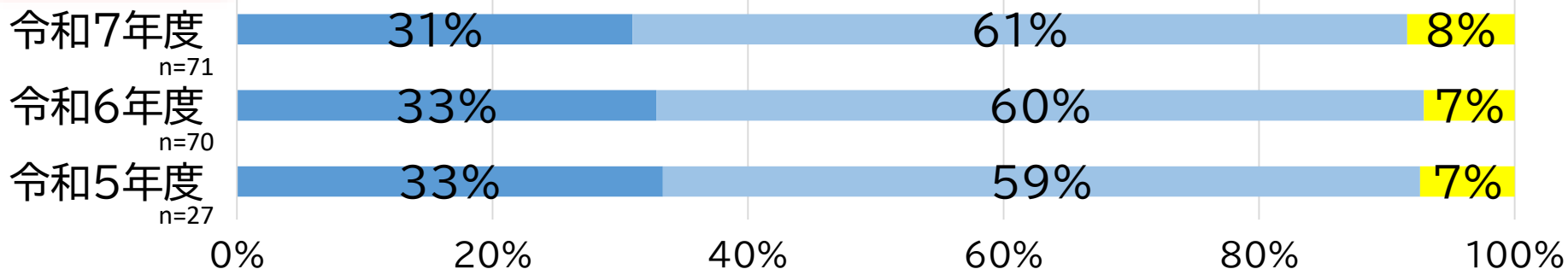
率直な意見交換をする雰囲気

その他

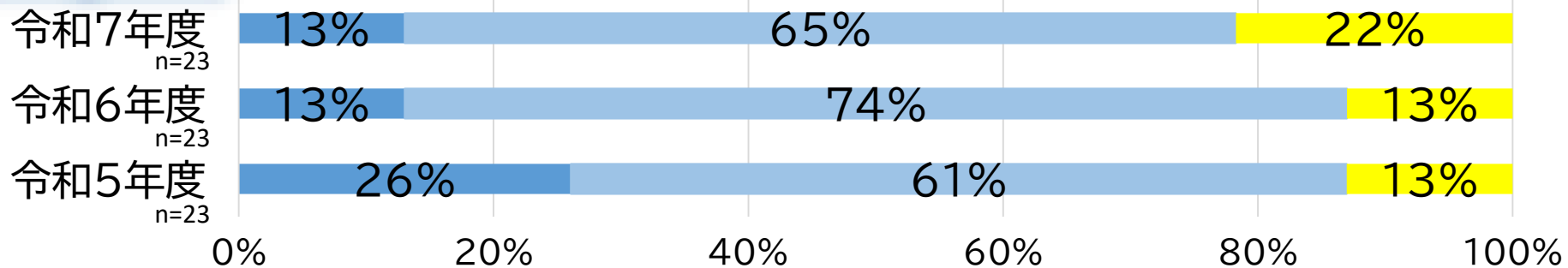
地域学校協働活動に関するアンケート

Q 地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課程の解決に効果があると思いますか。

教職員回答



推進員回答



■ 十分効果が得られると思う

■ ある程度効果があると思う

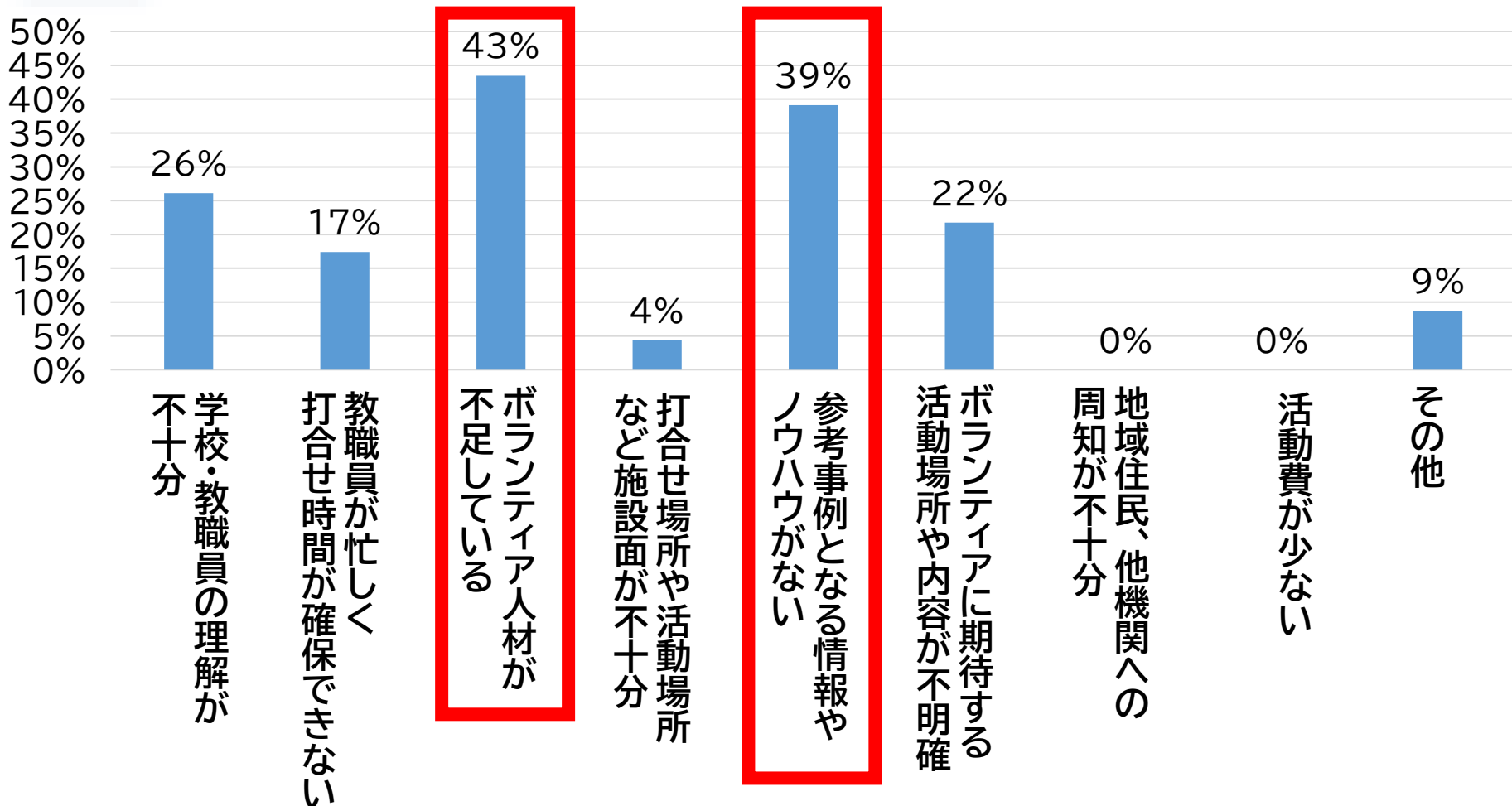
■ あまり効果は得られないと思う

■ 効果は得られないと思う

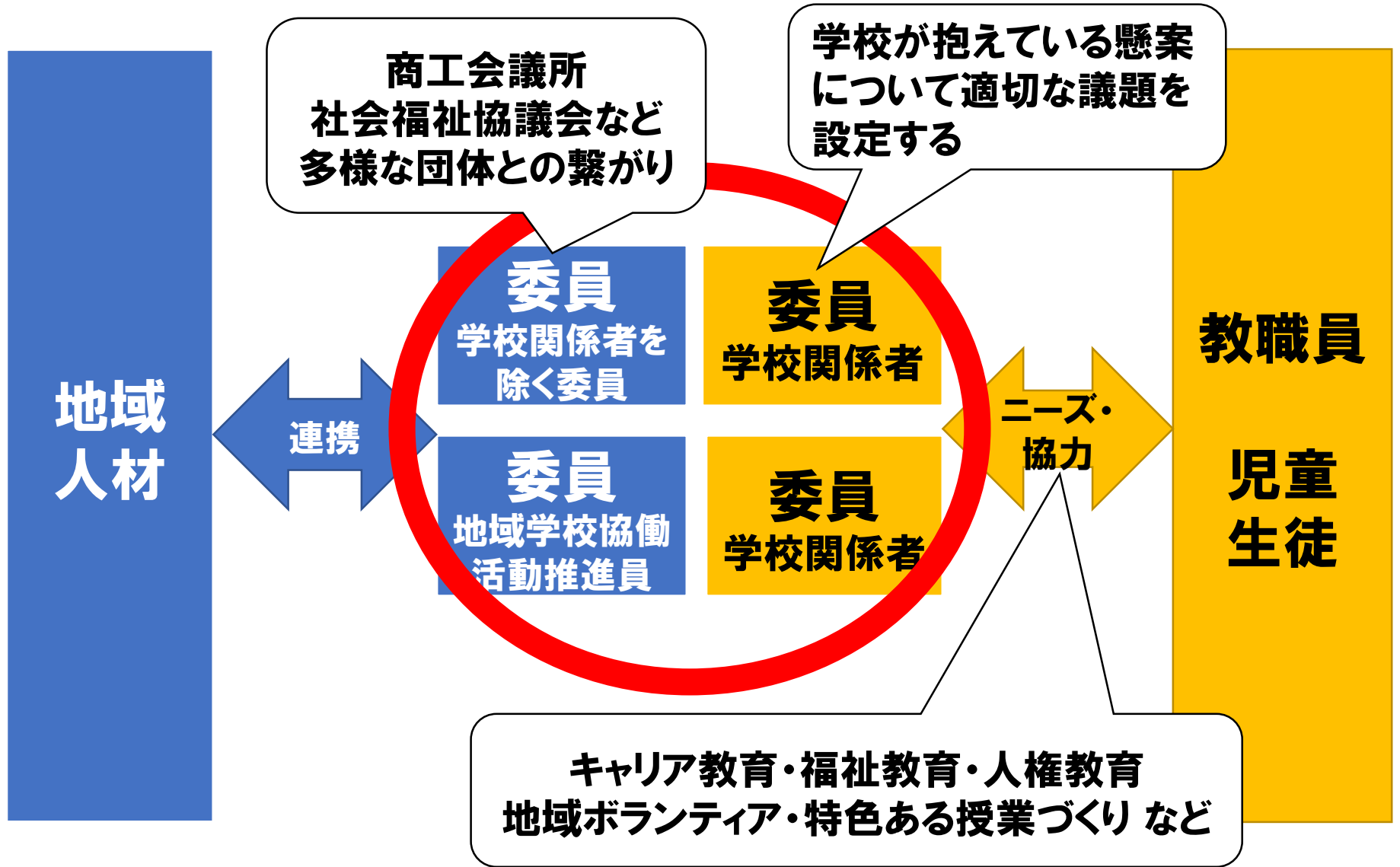
地域学校協働本部に関するアンケート

推進員 回答

地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。



令和8年度の重点



<令和7年度コミュニティスクールの実施状況について>

1. 令和7年度の学校運営協議会について（報告）

(1) 委員の選定について

①各学校で委員10名を任期1年として選定し、教育委員会から辞令を交付し、任命した。

②構成委員

①学校職員	②放課後子供教室コーディネーター	③地域学校協働活動推進員
④学識経験者（元校長、大学教授）	⑤地域住民	⑥保護者
⑦その他		

(2) 実施状況について

①全小・中・高等学校において、各学校年間4回実施した。

②委員の中から会長、副会長を選出し、会議を開催した。

(3) 学校運営協議会の議題内容

①会長、副会長の選出

②学校運営方針の承認

③使用教材について→使用教材の説明や保護者負担軽減のための対策に関して意見交換

④学校評価について

⑤全国学力状況調査結果分析について

⑥授業参観、学校行事（運動会、合唱コンクール等）の参観と児童生徒の様子について意見交換

⑦周年行事について

⑧学校行事（運動会、職場体験、キャリア教育）

⑨児童生徒の学校生活上のルール、または制服や体操服に関すること

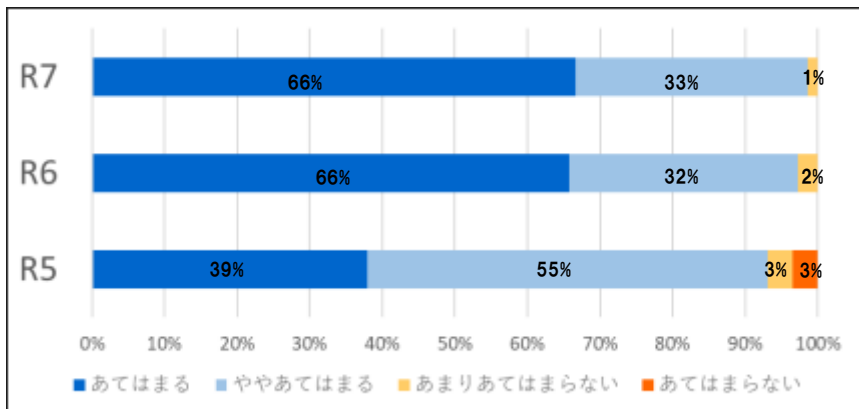
⑩校舎の安全管理（死角に関する点検）や通学路の安全等について

(4)【学校職員向け】学校運営協議会に関するアンケート結果(令和7年9月～12月で実施)

①実施対象：学校職員（学校長・教頭・教務主任 計75名）

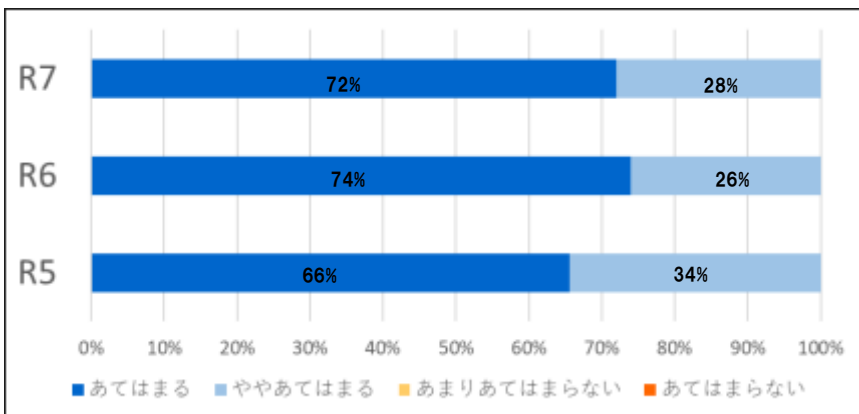
②グラフは割合（%）を示し、右の表は実数を示している

項目1 学校運営協議会を通して、学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションがとりやすくなった。



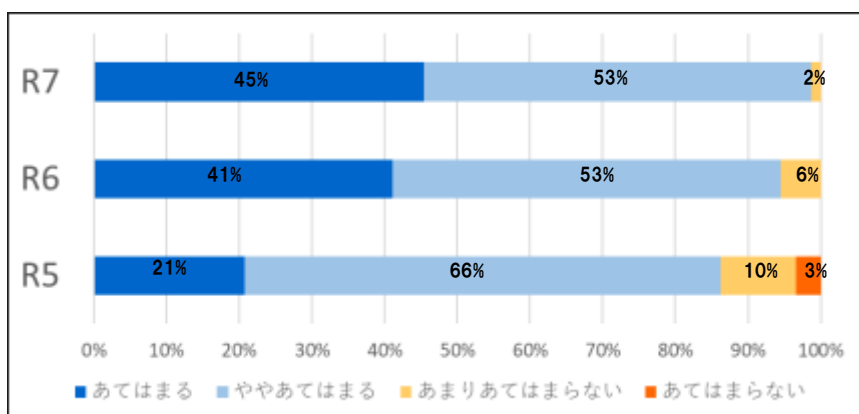
	R5	R6	R7
あてはまる	11	48	50
ややあてはまる	16	23	24
あまりあてはまらない	1	2	1
あてはまらない	1	0	0

項目2 学校運営協議会を通して学校教育目標や学校運営の基本方針への理解が図れた。



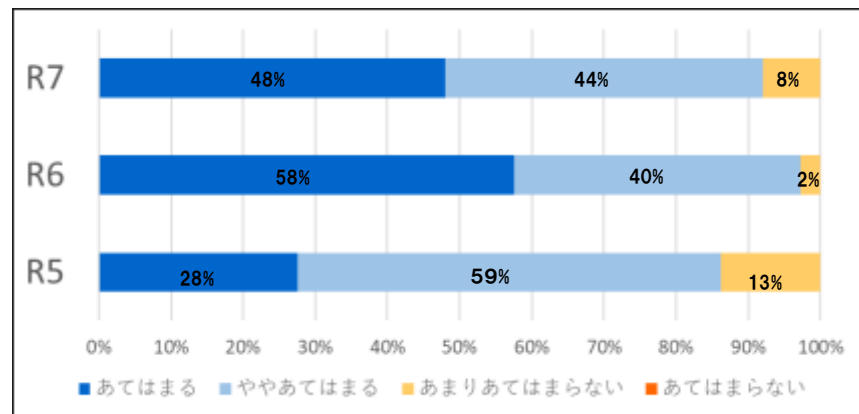
	R5	R6	R7
あてはまる	19	54	54
ややあてはまる	10	19	21
あまりあてはまらない	0	0	0
あてはまらない	0	0	0

項目3 学校運営協議会を通して、学校に対する保護者・地域の理解が深まった。



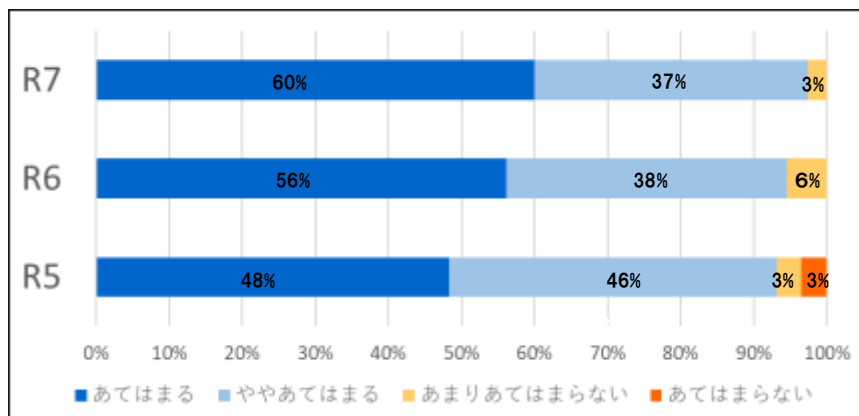
	R5	R6	R7
あてはまる	6	30	34
ややあてはまる	19	39	40
あまりあてはまらない	3	4	1
あてはまらない	1	0	0

項目4 学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議ができた。



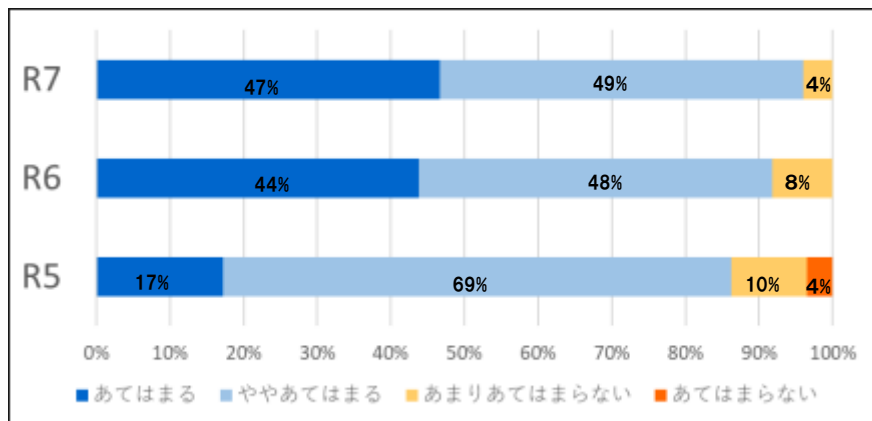
	R5	R6	R7
あてはまる	8	42	36
ややあてはまる	17	29	33
あまりあてはまらない	4	2	6
あてはまらない	0	0	0

項目5 学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになった。



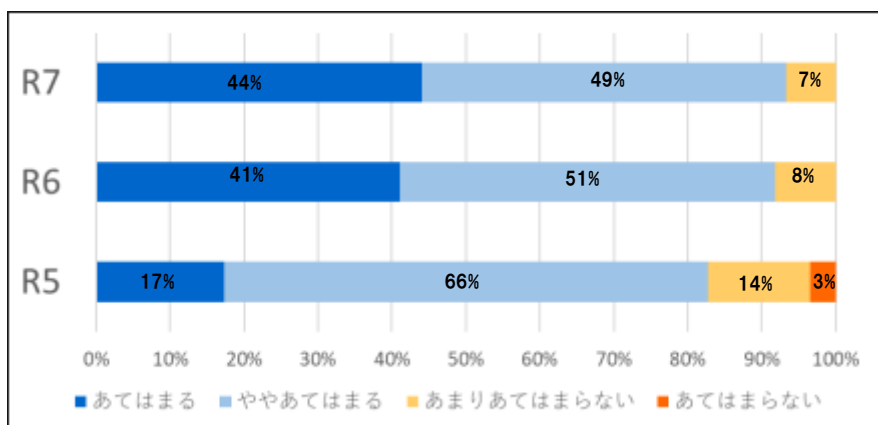
	R5	R6	R7
あてはまる	14	41	45
ややあてはまる	13	28	28
あまりあてはまらない	1	4	2
あてはまらない	1	0	0

項目6 学校運営協議会を通して、保護者・地域の学校への協力・支援体制が充実した。



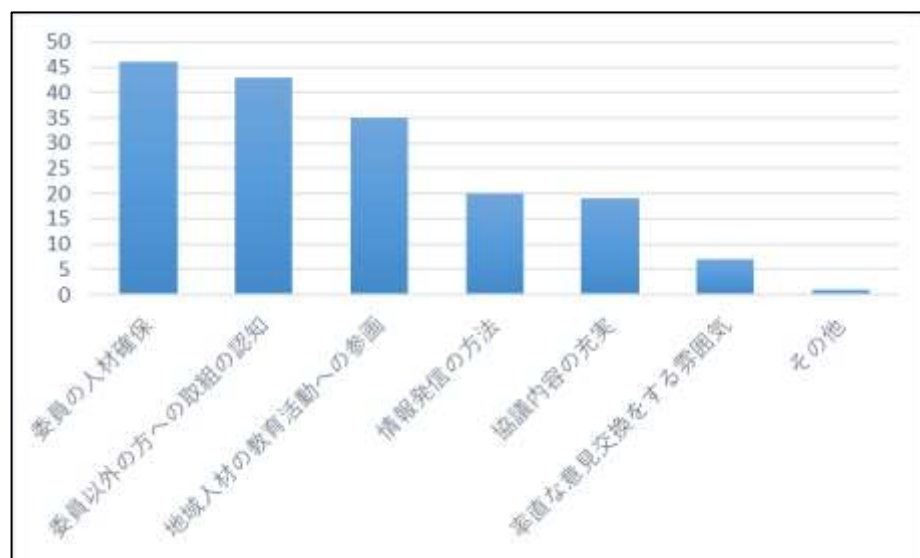
	R5	R6	R7
あてはまる	5	32	35
ややあてはまる	20	35	37
あまりあてはまらない	3	6	3
あてはまらない	1	0	0

項目7 学校運営協議会を通して、学校と地域の連携した取組が行うことができた。



	R5	R6	R7
あてはまる	5	30	33
ややあてはまる	19	37	37
あまりあてはまらない	4	6	5
あてはまらない	1	0	0

項目8 学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか(複数回答)。



項目9 「学校運営協議会の取組を充実させるために」という視点で御意見をお書きください。

<主な意見>

- ①良い取り組みの周知があると、その取り組みを参考にしていけると思う
- ②委員の年齢層を幅広くとっていく必要があると感じている。
- ③学校教職員、学校運営協議会委員がお互いに気兼ねなくそれぞれの意見を伝え合える関係性が肝要であるとする。
- ④協議会なので、実質的な活動ではなく、方向性や内容の適否を議論し、判断し、決定承認していくという、本来の目的を達成できるように、委員への周知や学校が協議会への準備

をしていくことが肝要だと考えている

- ⑤協議会が持続可能なものとなるように幅広い方々に委員になっていただける体制づくりのありかたについて、学校の行事や活動などに協力する姿勢を第一にもってもらいたいことと、「運営協議会」が負担になることのないようにやっていければいいと思う。
- ⑥年4回の会議では、推進出来ない。中心になって活動する方が、必要です。
- ⑦委員としてどのような方を選定していくかが学校としての方向付けにつながる。地域に商店街があるか、工場があるか、商業施設があるかなど、関係者をメンバーに取り入れることで教材化の面でも効果的だと感じる。
- ⑧地域の方が協力して下さる姿勢で助かります。もっと児童や保護者に地域の方を知っていただいたり、共に活動できたりすると学校と家庭地域の連携ができると思います。
- ⑨毎年または毎回同じではなく、現在の取組を基礎にして、協議会の内容の工夫改善は必要である。
- ⑩委員になってもらえる人材が少なく、学校で探すと学校運営に理解いただける方ばかりになるので、活性化しない。行政が主導し、数名の委員を派遣する取組があるとよい。
- ⑪学校運営協議会の委員を例年固定化するのではなく、学校運営の改善（学校の経営方針等）を目指した新しい意見や取り組みを後押ししていただけるようにしていきたい。学校には様々な児童生徒が在籍しており、学校生活においては配慮すべき事柄がたくさんある中で、地域の要望や理想論だけを学校運営協議会で伝えられても実現は困難さを深めるだけである。人手不足や財政的な課題は地域だけでなく学校も同じであり、お互い様の精神をもって取り組むという前提をなしにしては、学校運営協議会の取組を充実させることは難しい。
- ⑫学校運営協議会委員の高齢化が進む中、より広い年代の参画が必要だと感じています。
- ⑬学校運営協議会委員と学校が密に情報共有することが不可欠で、学校事情を鑑みながら改善策や解決策などを話し合えるとよいです。議題内容も事前に伝えておいたりするとスムーズに会議ができました。
- ⑭学校側から話し合いたいことの視点をしっかり持つておくことが大事だと思います。また、本校はパートナー会議等でも話し合いができていますので地域の方の協力をお願いしやすいと感じました。
- ⑮委員の人選が本当に大切だと思います。学校のことや、この事業の意図や目的がよくわかって頂く方にお願ひできれば、学校にとって、とても良い組織になれると思います。
- ⑯学校と地域が「目的を共有する」視点 そのために、学校は「本校の課題」「今年度の重点」「求める地域の役割」を明確に提示する必要がある。また、協議会はそれに基づいて建設的な意見・助言を行っていくことが重要だと思います。
- ⑰会議体として軌道に乗ってきたので、協議内容の充実が今後は重要だと考える。
- ⑱学校と委員との間で、教育活動上の成果や課題の共有は進んでいる。さらに取り組みを充実させるために、地域人材の更なる参画を促すことが必要だと考える。そのために、学校では教職員への研修を進めるとともに、地域人材に求める内容を明確にする必要がある。また、市全体の研修等において、どのようにして地域に発信していくか、成功事例を知りたいと考える。
- ⑲学校運営協議会および地域学校協働活動推進員の周知、認知が必要だと感じています。実際、学校職員はこの取り組みは分かっているものの、理解しているかは不明です。

それぞれが、それぞれの立場で積極的な関りをもつことが大事になると思います。
 ⑳様々な視点で、協議ができる人材の確保が必要。話し合いの内容をより充実させる必要がある。

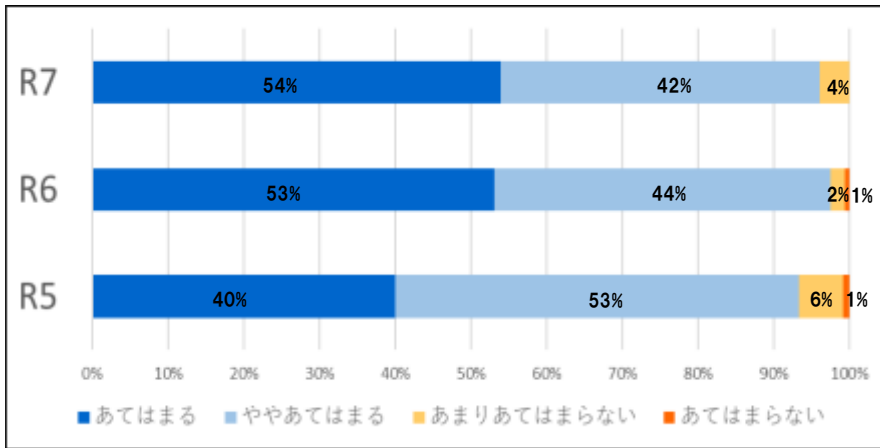
(5) 【学校職員以外】学校運営協議会に関するアンケート結果（令和7年9月～12月で実施）

①実施対象：学校職員を除く学校運営協議会委員（回答数126名）

※令和5年度回答数120名、令和6年度回答数162名

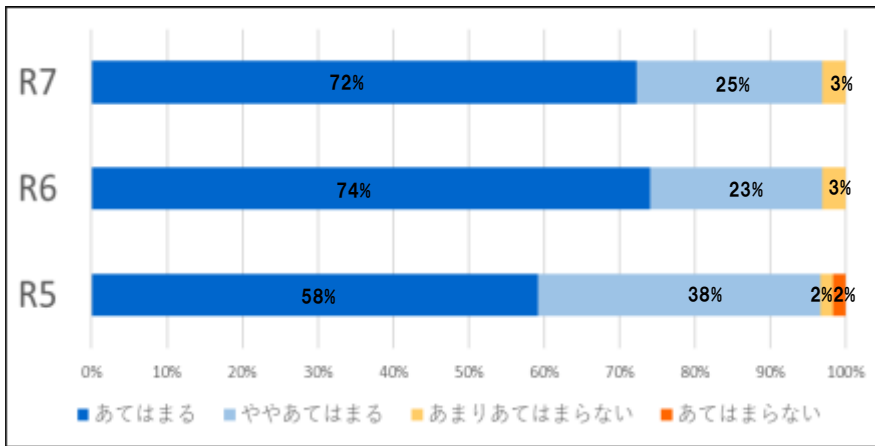
②グラフは割合（%）を示し、右の表は実数を示している

項目1 学校運営協議会委員の任命を受けて、やりがいを感じている。



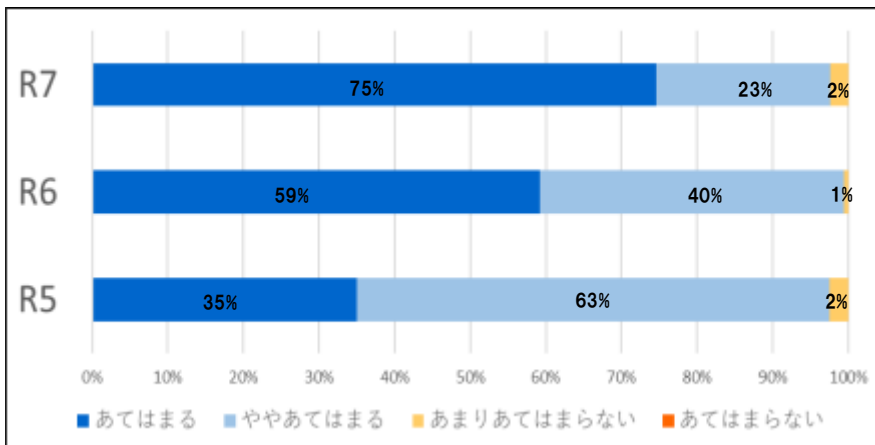
	R5	R6	R7
あてはまる	48	86	68
ややあてはまる	64	72	53
あまりあてはまらない	7	3	5
あてはまらない	1	1	0

項目2 学校運営協議会の委員になり、校長、教頭、教職員と連携やコミュニケーションをとりやすくなった。



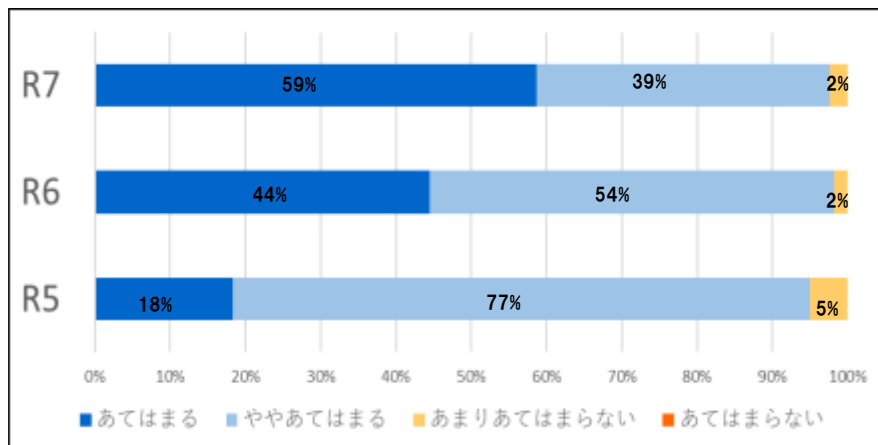
	R5	R6	R7
あてはまる	71	120	91
ややあてはまる	45	37	31
あまりあてはまらない	2	5	4
あてはまらない	2	0	0

項目3 学校運営協議会を通して、学校教育目標や学校運営の基本方針を把握できた。



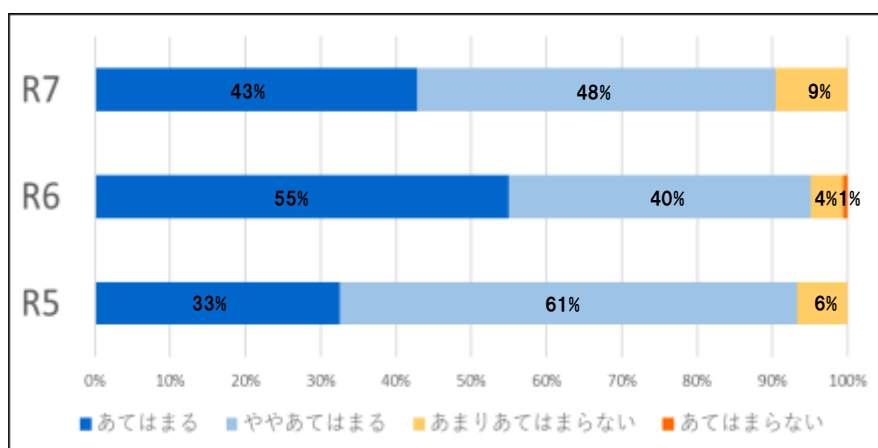
	R5	R6	R7
あてはまる	42	96	94
ややあてはまる	75	65	29
あまりあてはまらない	3	1	3
あてはまらない	0	0	0

項目4 学校運営協議会を通して、学校の活動や児童生徒の様子、学校が抱えている課題などを把握できた。



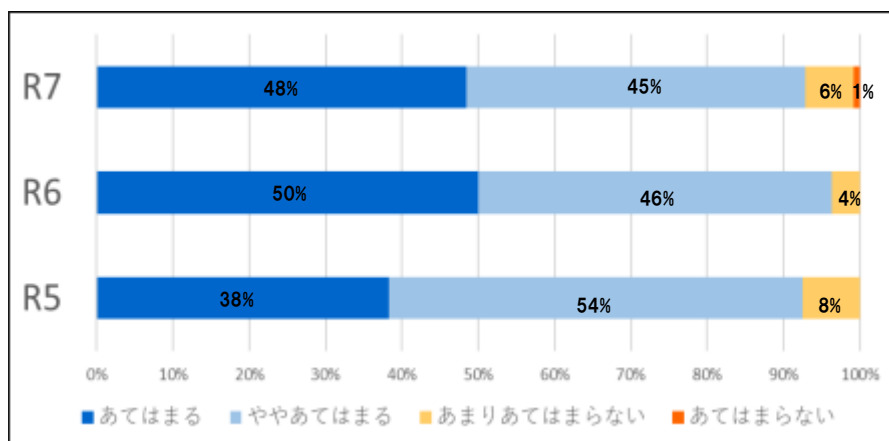
	R5	R6	R7
あてはまる	22	72	74
ややあてはまる	92	87	49
あまりあてはまらない	6	3	3
あてはまらない	0	0	0

項目5 学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議が行われた。



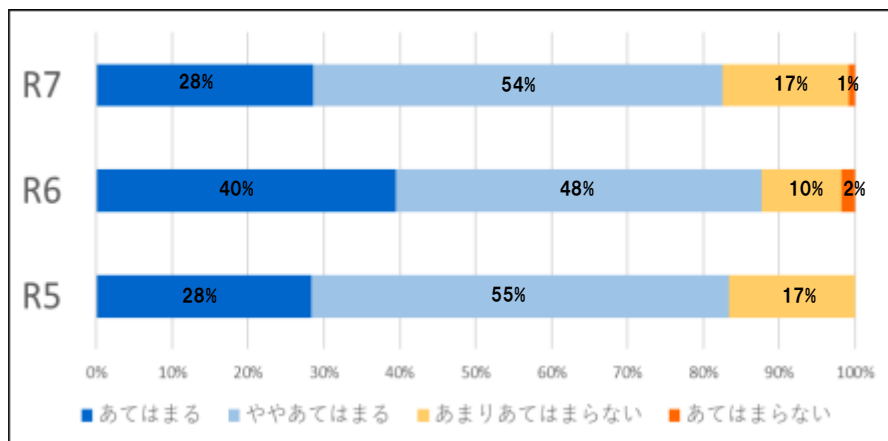
	R5	R6	R7
あてはまる	39	89	54
ややあてはまる	73	65	60
あまりあてはまらない	8	7	12
あてはまらない	0	1	0

項目6 学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになった。



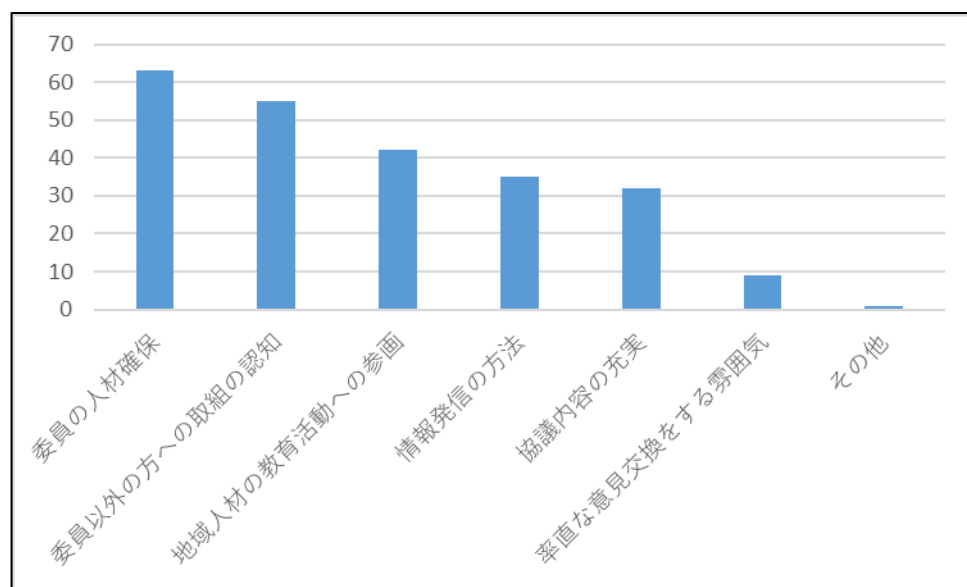
	R5	R6	R7
あてはまる	46	81	61
ややあてはまる	65	75	56
あまりあてはまらない	9	6	8
あてはまらない	0	0	1

項目7 学校運営協議会を通して、学校教育活動への参加や子ども達への学習指導支援がしやすくなった。



	R5	R6	R7
あてはまる	34	64	36
ややあてはまる	66	78	68
あまりあてはまらない	20	17	21
あてはまらない	0	3	1

項目8 学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか(複数回答)。



項目9 「学校運営協議会の取組を充実させるために」という視点で御意見をお書きください。

<主な意見>

- ①現場の先生方の意見をしっかりと吸い上げて反映させてあげることが必要かと思ひます。
- ②協議会を通して、学校現場にどのような形で地域が学習や環境に協力出来るのか今後も意識して関わっていきたい。
- ③正直、この委員になるまで学校運営協議会のことをよく知りませんでした。もっと保護者に分かりやすく情報を届けていただければ、関心や理解が広がると思ひます。その上で、地域の方の知識や経験を学校生活に取り入れる取り組みが増えると、生徒にとって新しい学びや安心感につながっていくのではと思ひました。私自身も保護者の一人として、できる形で協力しながら、学校・地域と一緒に子どもたちを支えていければと思ひます。
- ④運営協議会や活動に参加して、丁寧な説明や充実した活動内容に感銘しました。私からは非の打ち所が無いので、これからも持続可能な協議会になるように先生方のご負担を減らせるような工夫があれば良いと思ひました。
- ⑤校長先生、教頭先生、教務主任の先生と地域との繋がりが深まるいい制度だと思ひていますが、今後更に発展するためには現場の先生たちの声や考えを聞いていくことも大切だと

考えます。若い先生が早い時期から地域と関わることで学校内での教育だけでなく、社会を見据えた教育が子供達に浸透していくように思います。

- ⑥地域の方達へ情報発信できる場や方法を検討していく必要があるとおもいます。
- ⑦学校運営協議会になる前の学校評議員の時から学校に携わってきましたが、正直変わり映えしない私の意見が学校運営にプラスになるのかと、ここ何年も思い悩んでおります。できれば何年かしたら人を代えた方が有意義な協議会になりそうな気がします。代替りの人を見つけるのが大変だとは思いますが…
- ⑧今年度協議会委員として委嘱され、学校長を中心とした積極的な取り組みを協議会の中で提案して頂き、学校が抱える課題やこれからの方向性を一緒に確認することが出来ました。その意味で地域のメンバーが定期的に学校運営協議会に参加することは大切なことだとあらためて確認することが出来ました。残念ながら、仕事の関係上出席が出来ない委員さんがいることは残念でした。
- ⑨運営協議会で話し合う前に事前に議題について詳しくお意見をだしておいた方がよい
- ⑩教育委員会からも参加して各学校の学運協の様子や課題を把握されたら良いかと思いません。
- ⑪新しい人材確保が急務
- ⑫学校と地域の連絡、連携を密にし、児童が安全に楽しく通学し、学校では教職員が教育目標実現に向け十分に教育活動が出来るよう支援するためにあると考えます。私ども委員は地域の代表として学校への要望、地域の現状等何でも自由に気軽に話し合います。地域に伝えるべきことをどう伝えるべきかが課題です。
- ⑬基本的には、現状で良いと思います。つまり学校関係の情報、そして地域住民との交流の情報等々又、それらに必要とあれば議論を交わされたら良いと思う。
- ⑭協議した事項を教育委員会にも報告をしている事と思います。その協議した事がその後になくなったのかの報告があると繋がるのではないのでしょうか。また、そのタイムラグを無くす為に教育委員会からも会議に出席して頂きその学校の抱える生の声を聞いたら如何でしょうか。
- ⑮年間に4回の会合で自主的で具体的な取り組みをするのに難しく感じています。学校からの提案に意見するという程度の関わりしかできず、活動の意義がわかりにくいと感じています。
- ⑯運営協議会を広く地域で認知される事が先ず必要と思います。目的、計画、実行を宣伝して行く事が重要です。よろしく。
- ⑰課題の発見、解決に向けての場が少ない、あるいはほとんど無いように感じます。先生方の多忙ぶりから、無理なのかな。
- ⑱授業参観、運動会、ニュースポーツ、ミシン補助、太鼓指導など多くのことに関わらせていただき、また先生方や子ども達も地域行事にご参加いただいております。双方の積極的な関わりが学校運営協議会の充実に繋がると思います。
- ⑲学校の抱える課題はすぐに解決できるものではなく長期的な取り組みが必要となります。経験豊富な他の委員のお話しは大変参考になりました。課題について経緯などを整理し委員に示していただけると、協議会でより深め話し合いができると思われます。
- ⑳年々一緒に行っていくという話し合いになってきたと感じています。話し合う内容について、学校の課題などしっかり精査して準備しておくのが大切だと感じています。

- ⑲人材の確保と地域住民ボランティアに情報の伝達方法が難しいです!
- ⑳少しずつ新しい委員が加入することで、組織の硬直化を防ぐとともに活性化を図ることが必要だと思います。
- ㉑学校からも適切な情報が提供され、多くの行事への参画もでき、開かれていることを実感している。協議体であるため開催日が固定されているのでタイムリーに協議に載らないこともあり、本当に役立っているのかという忸怩たる思いもある。今後は必要があればリモート開催や SNS を活用した意見集約等も検討してみても如何だろうか。
- ㉒現在も連携はしていますが、児童会・地域学校協働本部・PTA がそれぞれの立場から対等に意見交換しながら連携し、その中核として学校運営協議会が機能することで、学校・家庭・地域が一体となった真のコミュニティスクールの実現につながると考えます。
- ㉓生徒たちの声が会議に入ることによって具体的な課題がわかるのではと思います（学校、生徒が抱えている課題を見える化していく）

(6) アンケート結果より（成果について）

①学校と地域のつながりの強化

「学校運営協議会を通して、学校運営協議会委員や地域の方々との連携やコミュニケーションがとりやすくなった（学校職員回答、学校職員を除く委員回答）」という回答や、「学校運営協議会を通して、学校の活動や児童生徒の様子、学校が抱えている課題などを把握できた（学校職員を除く委員回答）」の回答結果より、学校と地域の風通しが良い状況にあることが見て取れる。引き続き協議会において学校経営方針や児童生徒の様子、学校が抱える課題を共有することで、課題解決や教育活動の充実につなげる場としての機能を果たしていく。

②学校への支援体制の充実

「学校運営協議会を通して、保護者・地域の学校への協力・支援体制が充実した（学校職員回答）」という回答より、学校にとって、学校運営協議会の協議や地域学校協働活動推進員を中心とした支援は肯定的に捉えられていることがわかる。その一方で、「学校運営協議会を通して、学校教育活動への参加や子どもへ達への学習指導支援がしやすくなった（学校職員を除く委員回答）」の肯定的回答がやや減少していることから、より良い支援のあり方について模索していく必要がある。また、学校職員を除く委員からは、「現場の先生たちの声や考えを聞くことの大切さ」について指摘が挙げられた。学校への支援体制をより良いものにしていくためにも、児童生徒と向き合う教職員の支援ニーズを吸い上げ、共有していくことも今後必要である。

(7) アンケート結果より（今後の課題について）

①委員の多様化と参加の促進

「学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか」という項目において、学校職員、学校職員以外の委員ともに「委員の人材確保」を課題として挙げている回答が多い。また、委員としてどういう人を起用するかは、地域と連携した行事等の取組や授業における教材開発の充実の面からも重要性が指摘されている。さらには、児童生徒の声が会議に入ることによって、より具体的な課題も見えるのではないか

との指摘もあり、多様な人材の参画による協議体としての議論の充実が求められている。現在、人権擁護委員に参画していただいている学校もあるが、商工会議所や社会福祉協議会など多様な団体とも連携して委員の確保に努めていく。

②協議会における議論のさらなる充実

「学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議ができた」という項目における肯定的な回答が、学校職員、学校職員以外の委員ともにやや減少している。背景として、協議事項が報告や連絡といった形式的な取組になっている面が考えられる。学校職員以外の委員の意見にある「事前に議題について意見を出しておく」ことや「話し合う内容について、学校の課題など精査して準備しておくことが大切」などに見られるように、事前に議題を周知するなど、実りある協議に向けた工夫改善に努めていく。

③情報発信の充実

「学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何ですか」という項目において、学校職員、学校職員以外の委員ともに「委員以外の方への取組の認知」を課題として挙げている回答が多い。現在各学校において、学校HPで議事録を公開したり、傍聴案内をしている所であるが、引き続き情報発信に努めるとともに、より良い情報発信のあり方について研究に努める。

2. 令和7年度地域学校協働活動について(報告)

(1)地域学校協働活動推進員の選定について

市立小・中学校の校長より各校1名ずつ推薦いただき、教育委員会から委嘱。任期は1年。

(2)主な活動

- ・学校運営協議会、地域学校協働本部連絡会議への参加
- ・ボランティア活動に関して各校と調整し、活動を実施
- ・国、県が開催する研修への参加

(3)地域学校協働活動アンケートに関するアンケート結果(令和7年9月～令和7年12月実施)

学校教職員へのアンケート

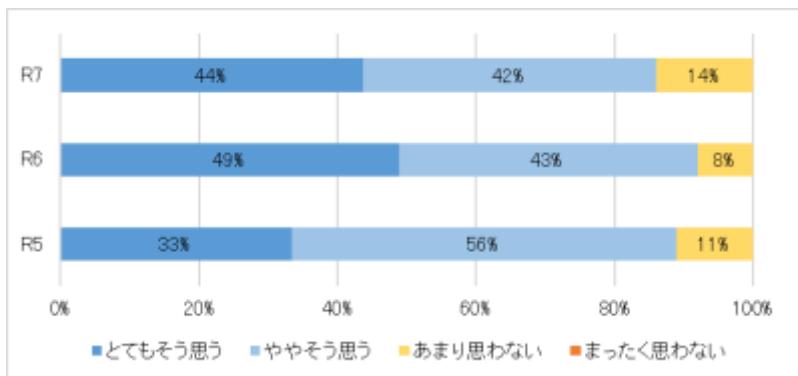
【対象:学校教職員(学校長・教頭・教務主任)】

各校の校長、教頭、教務主任(計71名)からご回答いただきました。

※令和5年度は27名、令和6年度は70名からご回答いただいております。

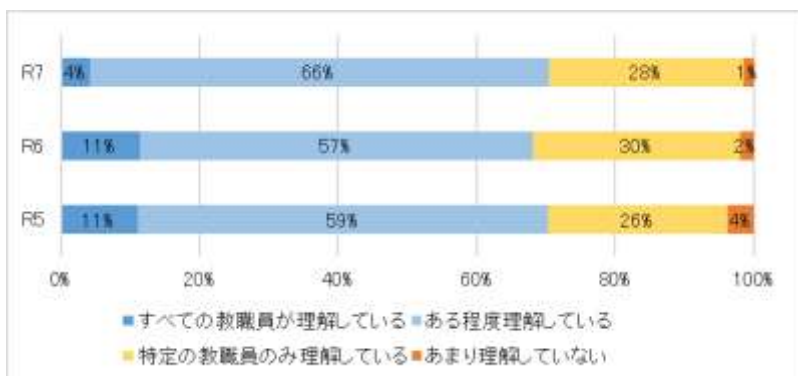
グラフは割合(%)を示し、右の表は回答人数で表示しています。

項目1 地域学校協働活動推進員を配置してよかったですか。



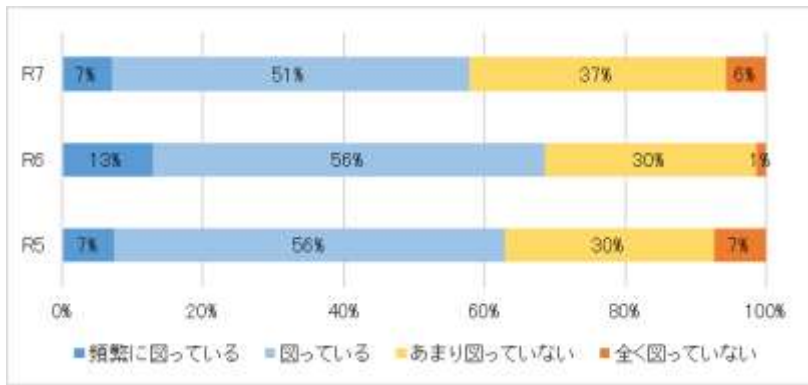
	R5	R6	R7
とてもそう思う	9	34	31
ややそう思う	15	30	30
あまり思わない	3	6	10
まったく思わない	0	0	0

項目2 教職員は地域学校協働活動の概要や取り組みについて、理解していますか。



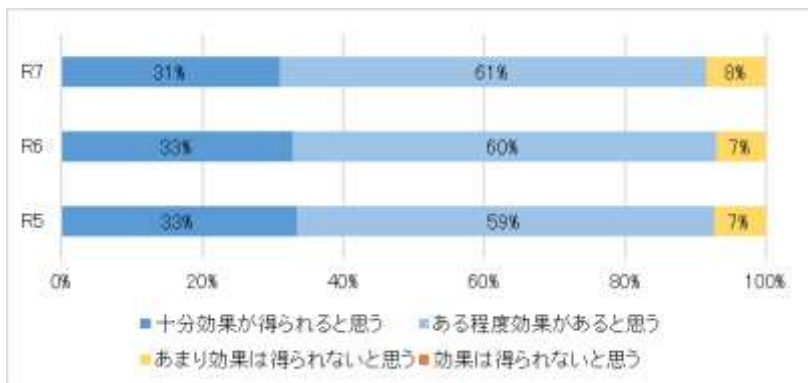
	R5	R6	R7
すべての教職員が理解している	3	8	3
ある程度理解している	16	40	47
特定の教職員のみ理解している	7	21	20
あまり理解していない	1	1	1

項目3 教職員は地域学校協働活動推進員と連携を図っていると思いますか。



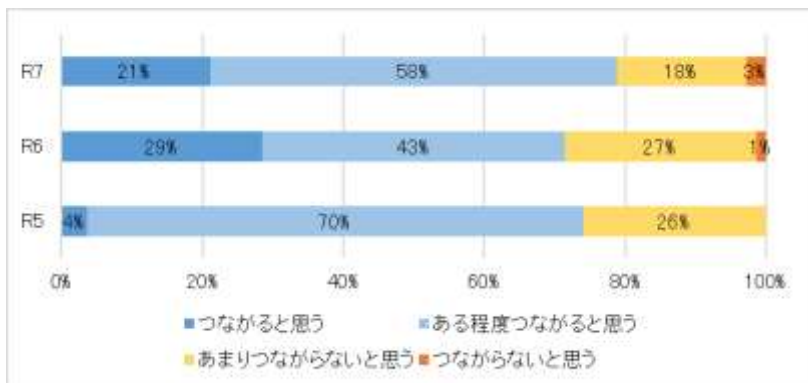
	R5	R6	R7
頻繁に図っている	2	9	5
図っている	15	39	36
あまり図っていない	8	21	26
全く図っていない	2	1	4

項目4 地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思いますか。



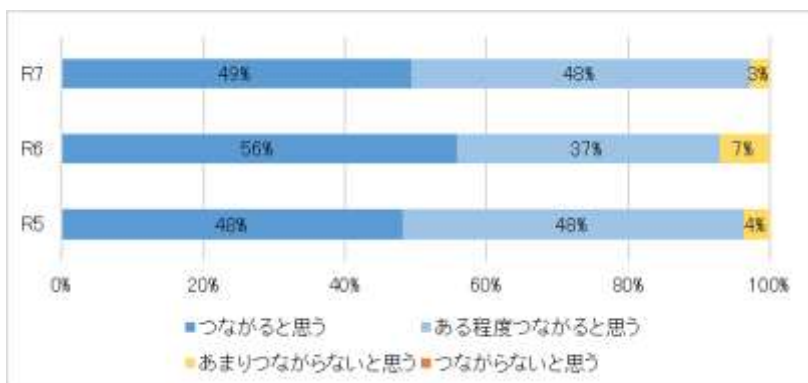
	R5	R6	R7
十分効果が得られると思う	9	23	22
ある程度効果があると思う	16	42	43
あまり効果は得られないと思う	2	5	6
効果は得られないと思う	0	0	0

項目5 地域学校協働活動を推進していくことで、学校における働き方改革につながると思いますか。



	R5	R6	R7
つながると思う	1	20	15
ある程度つながると思う	19	30	41
あまりつながらないと思う	7	19	13
つながらないと思う	0	1	2

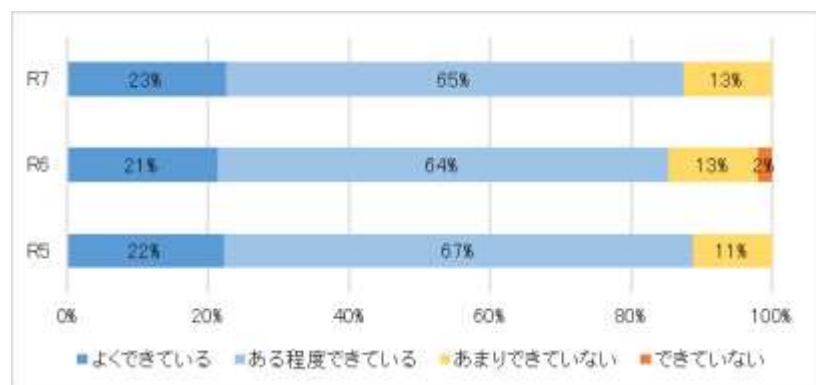
項目6 地域住民と交流することにより、子どもたちのコミュニケーション能力の向上につながると思いますか。



	R5	R6	R7
つながると思う	13	39	35
ある程度つながると思う	13	26	34
あまりつながらないと思う	1	5	2
つながらないと思う	0	0	0

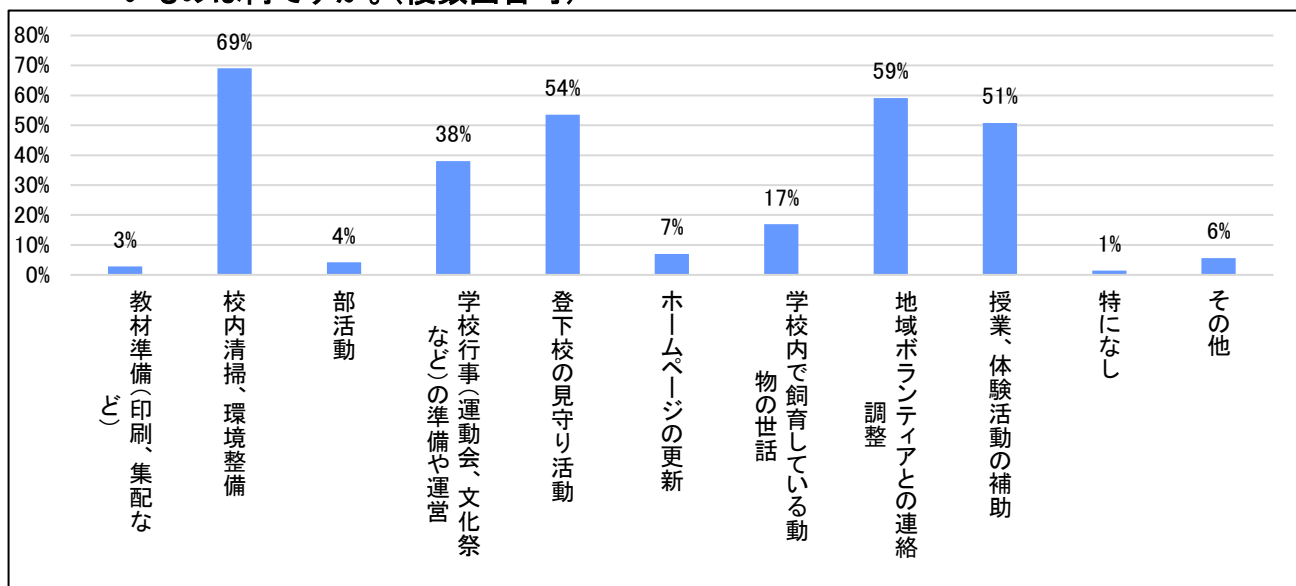
項目7 学校運営協議会では、地域学校協働活動について議論したり、活動の成果をフィードバックしたりできていますか。

(令和6年度:学校運営協議会では、地域学校協働活動について議論していますか。)



	R5	R6	R7
よくできている	6	15	16
ある程度できている	18	45	46
あまりできていない	3	9	9
できていない	0	1	0

項目8 地域学校協働活動として実施し、効果があったもの、引き続き地域学校協働本部に依頼したいものは何ですか。(複数回答可)

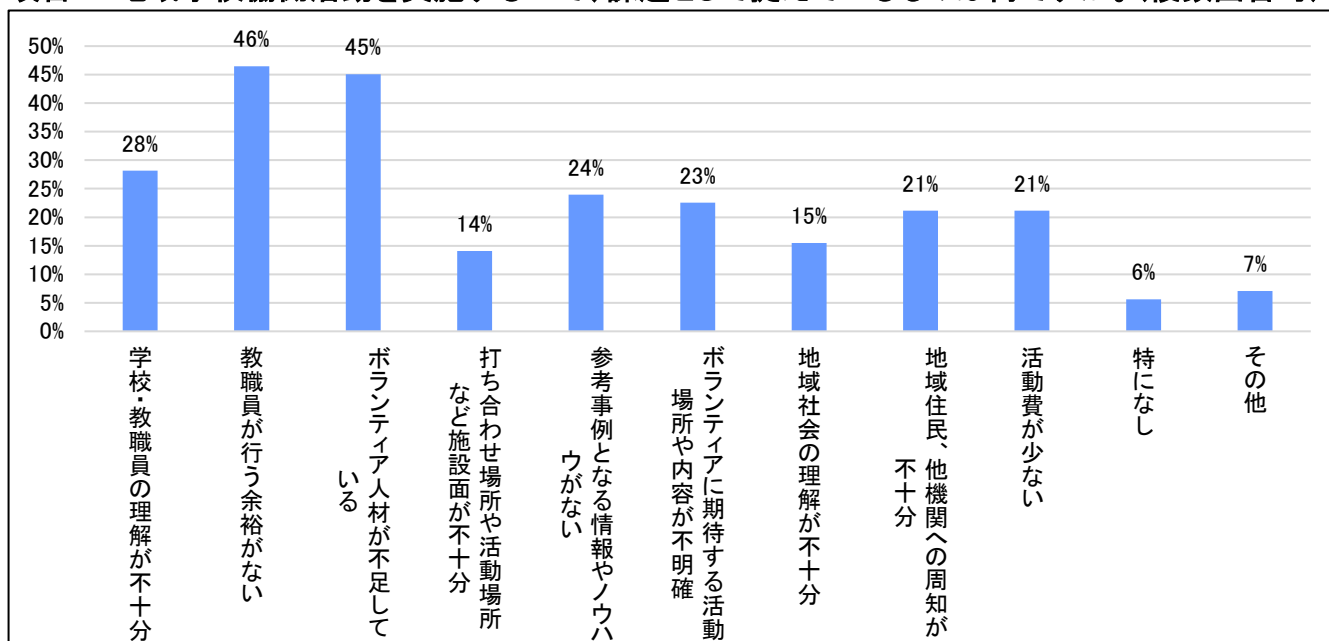


その他

・地域学校協働本部としての個人参加は0人である。前述の団体や保護者に行事ごとに学校から呼びかけて参加していただいている面が多い。本当の意味で学校教職員よりも推進員がコーディネートし、働き方改革が進む体制を作るには、今の体制では学校の負担がいまだ大きい。

- ・英検、漢検の試験監督
- ・検定等の試験監督

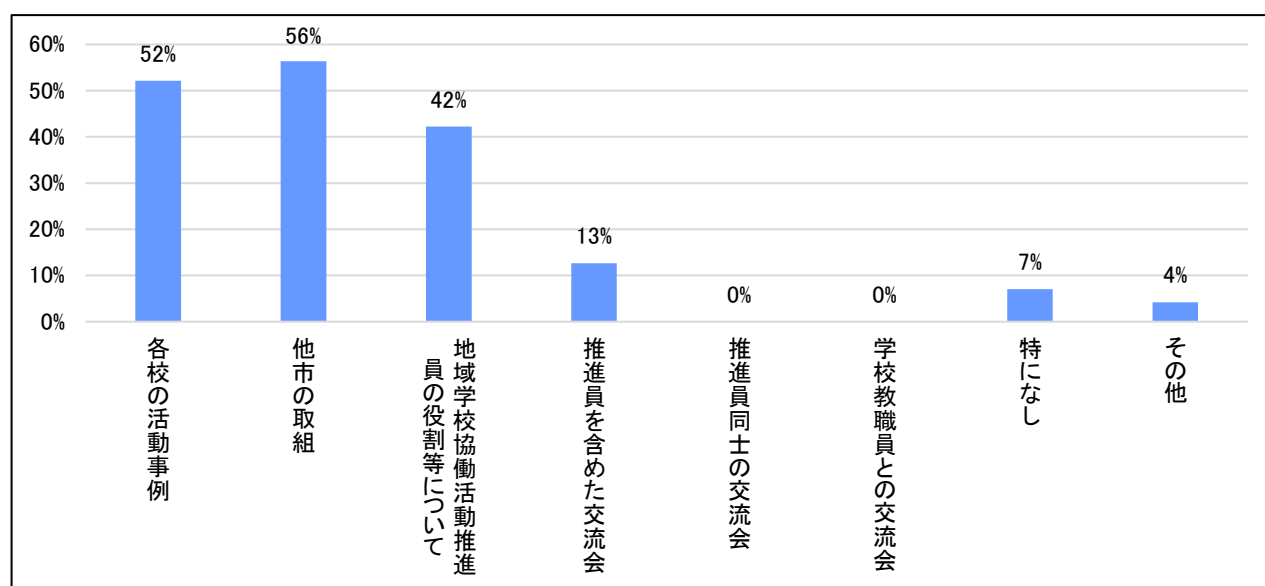
項目9 地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。(複数回答可)



その他

- ・推進員が機能的に働くような仕組みや補助
- ・PTA 活動との共存
- ・連絡調整を推進員が行ってくださると助かる
- ・地域の高齢化が進んでいて、子育て世代は共働きが多くなっていて、活動への新たな参加者を増やすこと
- ・行うための連絡調整の負担が大きい。

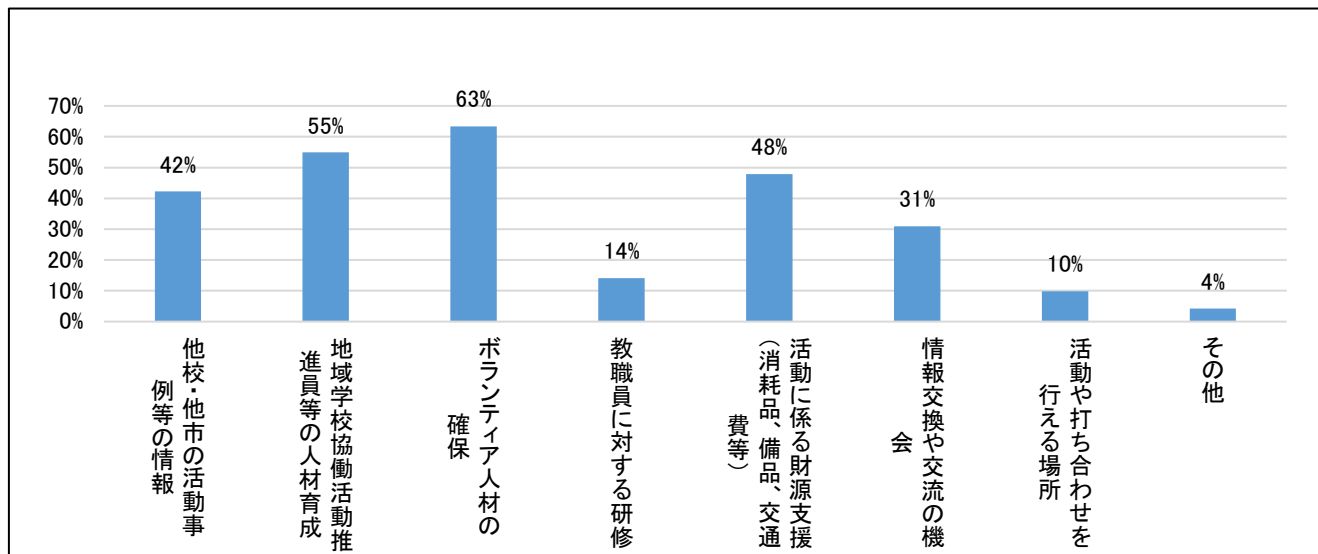
項目10 地域学校協働本部連絡会議で取り上げてもらいたい内容等についてお聞かせください。(複数回答可)



その他

- ・地域コーディネーターの横の連携を生かした取組
- ・市(コミュニティスクール専用の課)で人材バンクを持っていただく発想

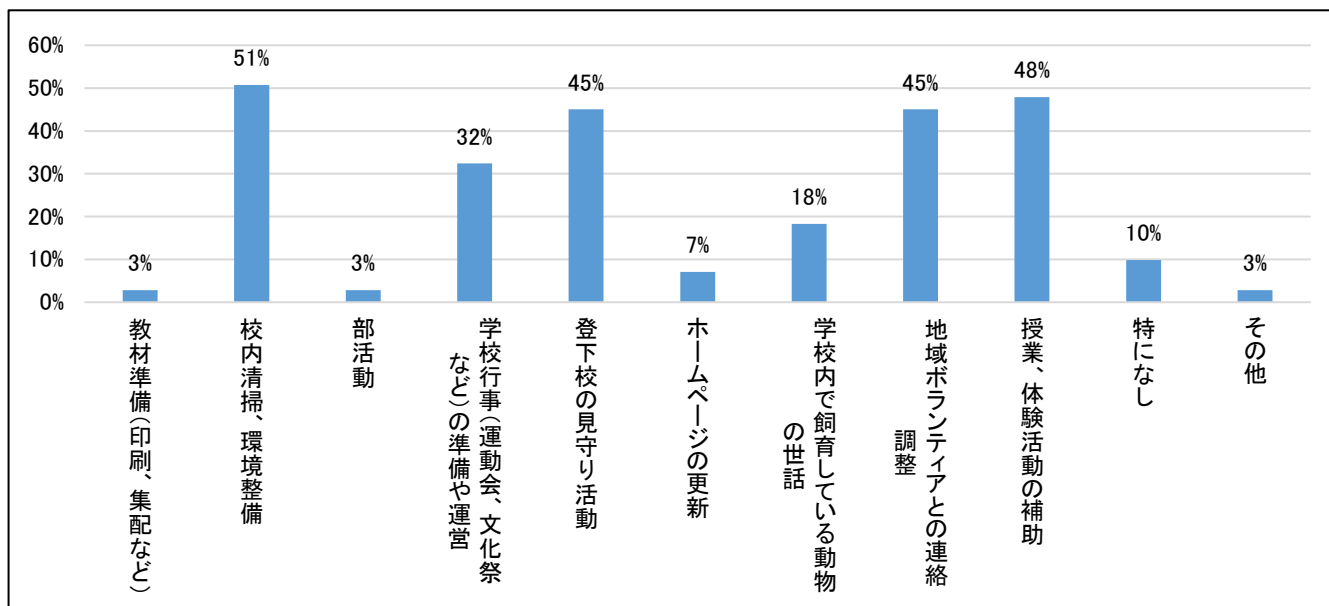
項目11 地域学校協働活動を実施する上で必要だと考えるものをお聞かせください。
(複数回答可)



その他

- ・コミュニティスクール専用の課の発足
- ・推進員の補助

項目12 現在、教職員が実施している作業で、今後地域学校協働本部へ依頼しようと考えているものは何ですか。(複数回答可)



その他

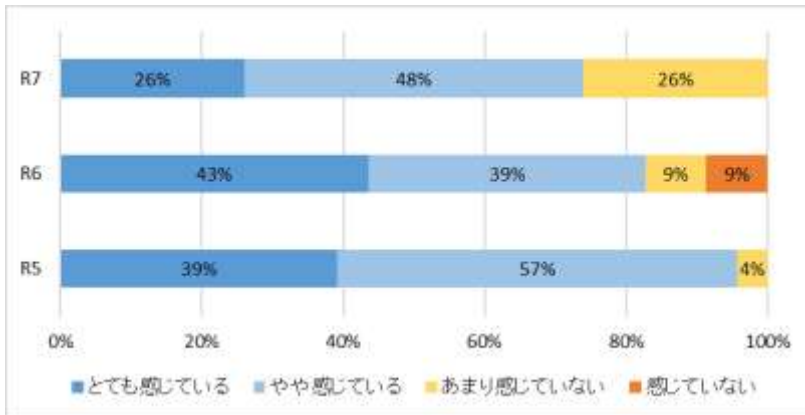
- ・推進員や協働本部とコミュニケーションがまだ不十分のため、明確になっていない。

②地域学校協働活動推進員より回答

各校の地域学校協働活動推進員(計23名)からご回答いただきました。

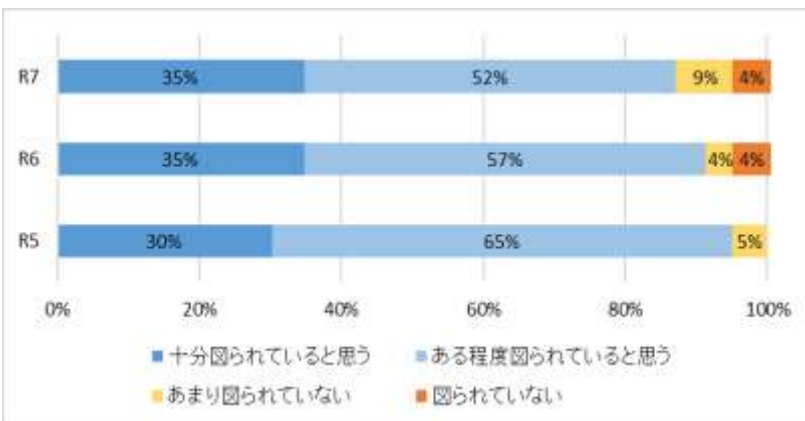
※令和5・6年度も23名からご回答いただいております。

項目1 地域学校協働活動推進員の委嘱を受けて、やりがいを感じていますか。



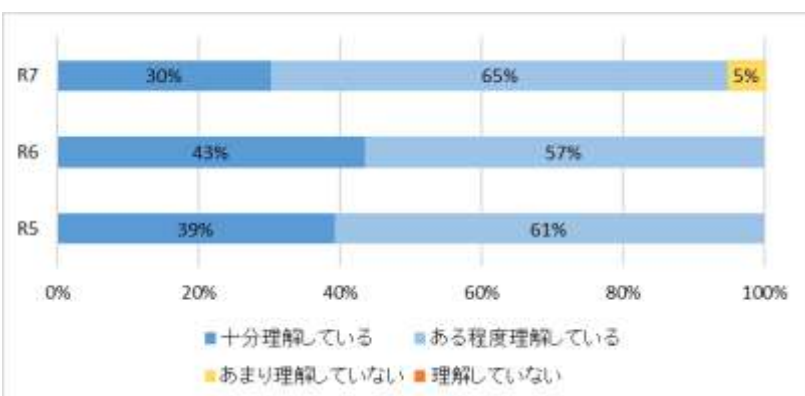
	R5	R6	R7
とても感じている	9	10	6
やや感じている	13	9	11
あまり感じていない	1	2	6
感じていない	0	2	0

項目2 学校とのコミュニケーションは図られていると思いますか。



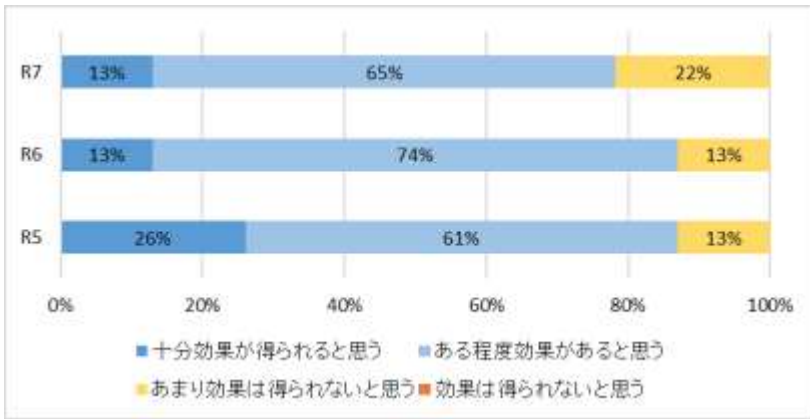
	R5	R6	R7
十分図られていると思う	7	8	8
ある程度図られていると思う	15	13	12
あまり図られていない	1	1	2
図られていない	0	1	1

項目3 当該学校の教育目標や学校経営目標を理解していますか。



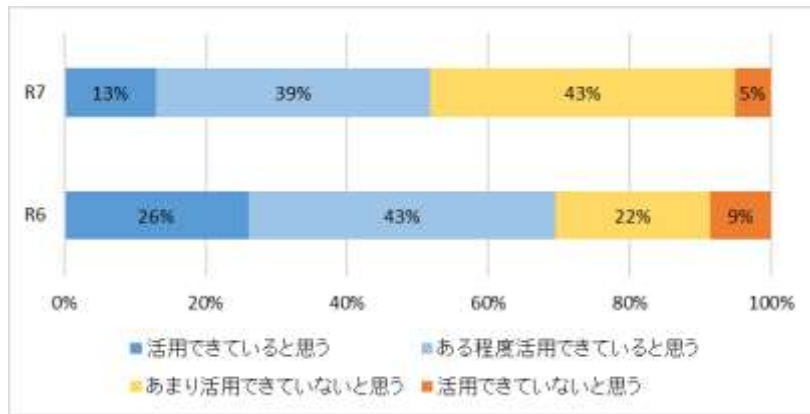
	R5	R6	R7
十分理解している	9	10	7
ある程度理解している	14	13	15
あまり理解していない	0	0	1
理解していない	0	0	0

項目4 地域学校協働活動は、学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思いますか。



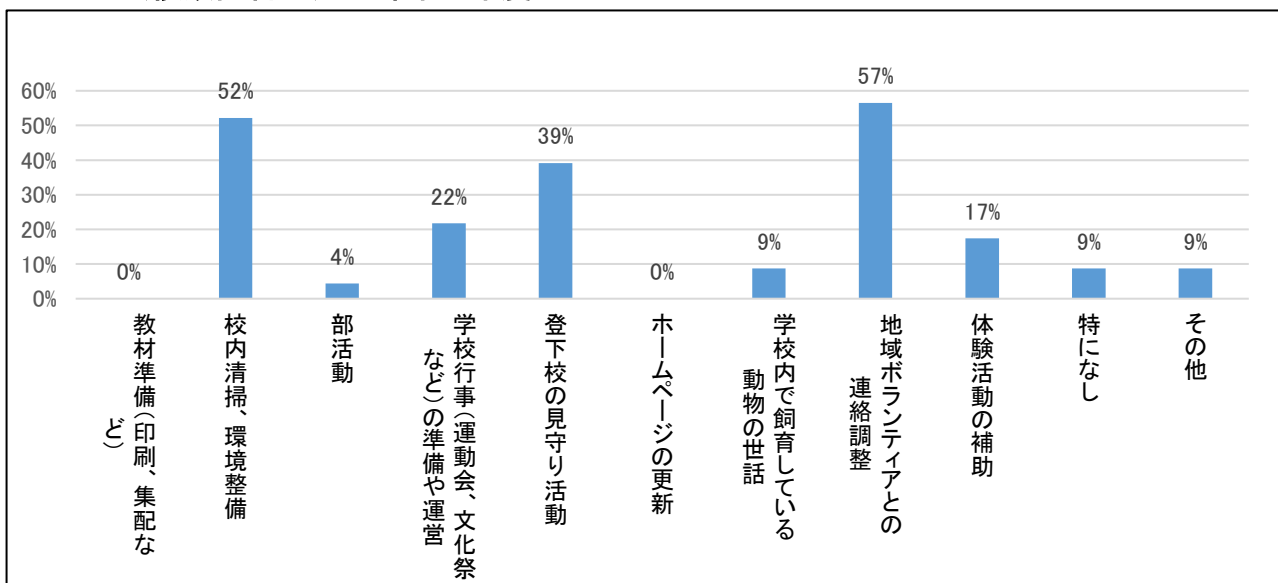
	R5	R6	R7
十分効果が得られると思う	6	3	3
ある程度効果があると思う	14	17	15
あまり効果は得られないと思う	3	3	5
効果は得られないと思う	0	0	0

項目5 地域学校協働活動を実施する中で、地域の人的・物資資源を活用できていると思いますか。
※令和6・7年度のみ



	R6	R7
活用できていると思う	6	3
ある程度活用できていると思う	10	9
あまり活用できていないと思う	5	10
活用できていないと思う	2	1

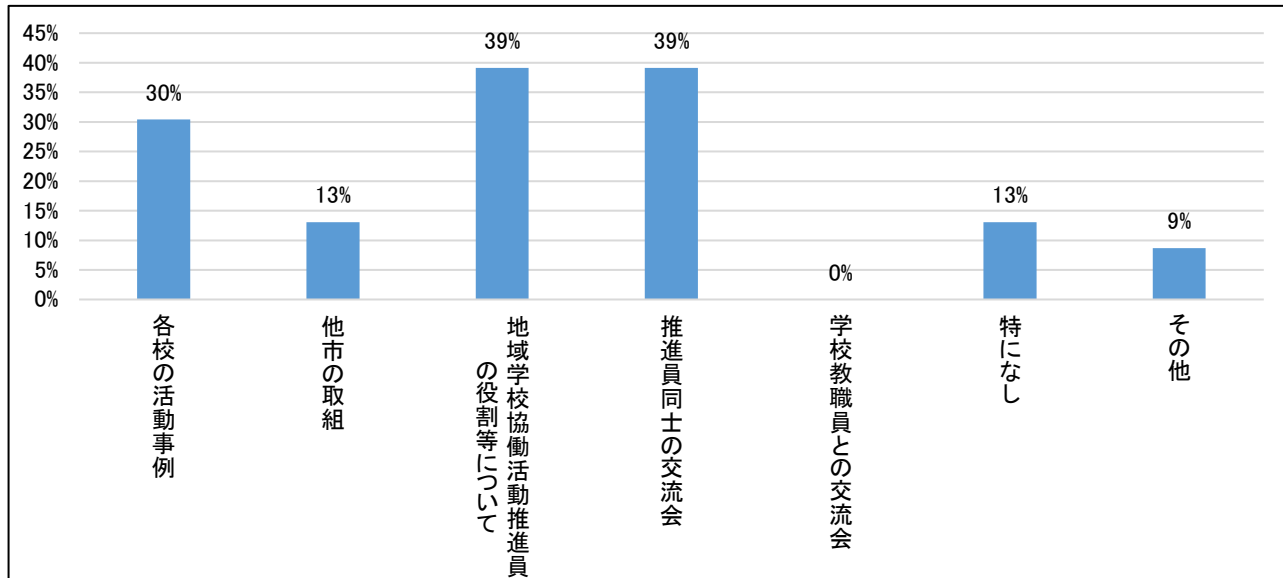
項目6 地域学校協働活動として実施し、効果があったと感じられたものは何ですか。
(複数回答可) ※令和7年度のみ



その他

- ・学校敷地内で開催した地域交流イベント
- ・委員会活動の支援

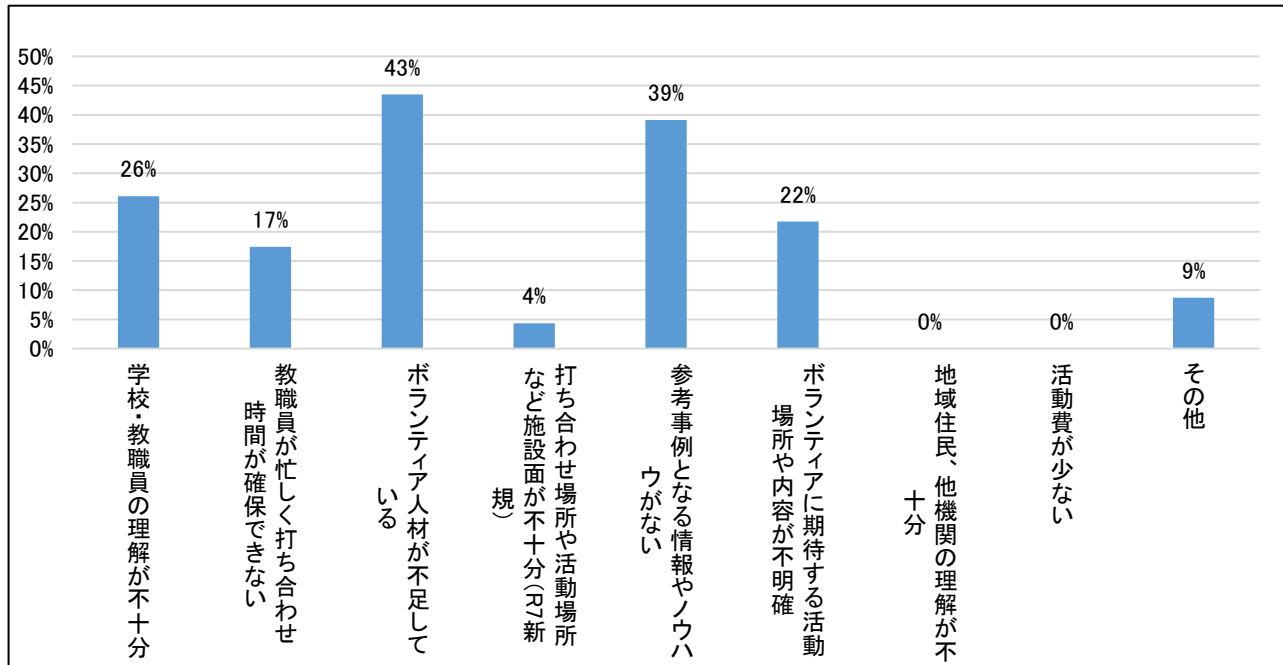
項目7 地域学校協働本部連絡会議で取り上げてもらいたい内容等についてお聞かせください。
(複数回答可)



その他

- ・空き教室の有無、ある場合はその活用方法
- ・研修で見させていただきましたが、他の方にも知っていただきたいです(他市の取組について)

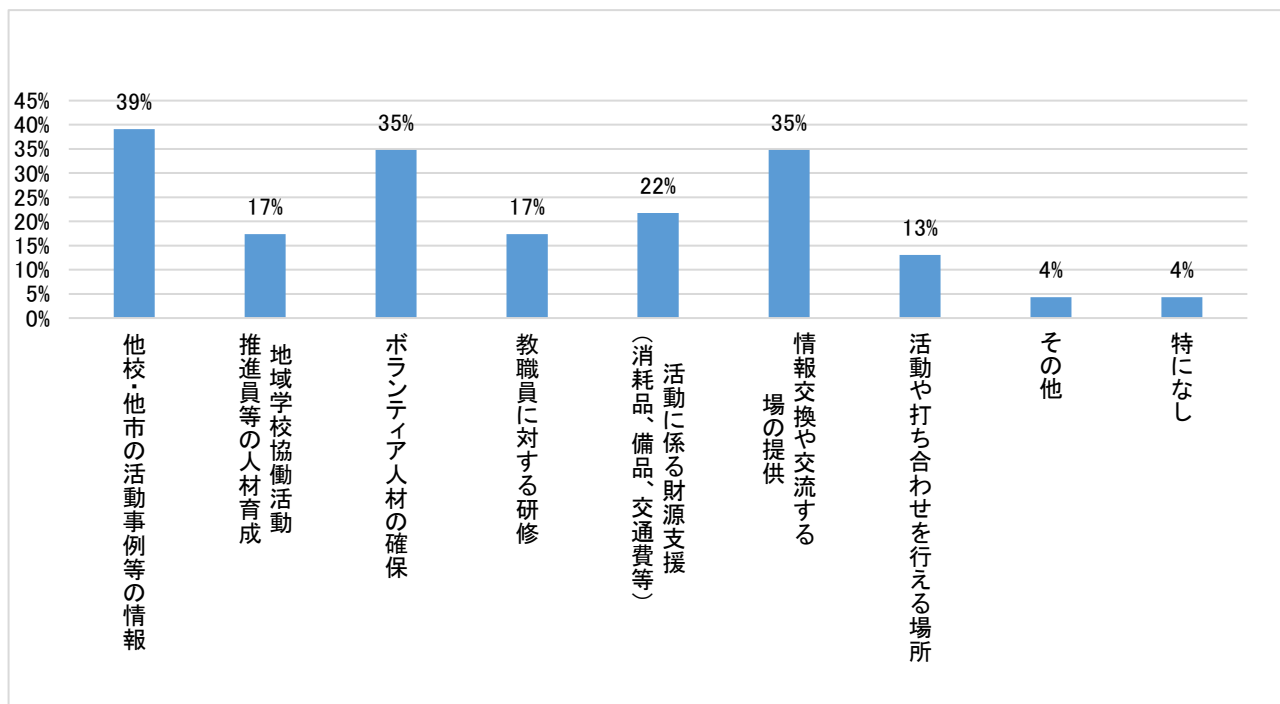
項目8 地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何ですか。
(複数回答可)



その他

- ・地域ボランティアの高齢化により今後の人材確保が課題になると捉えている。

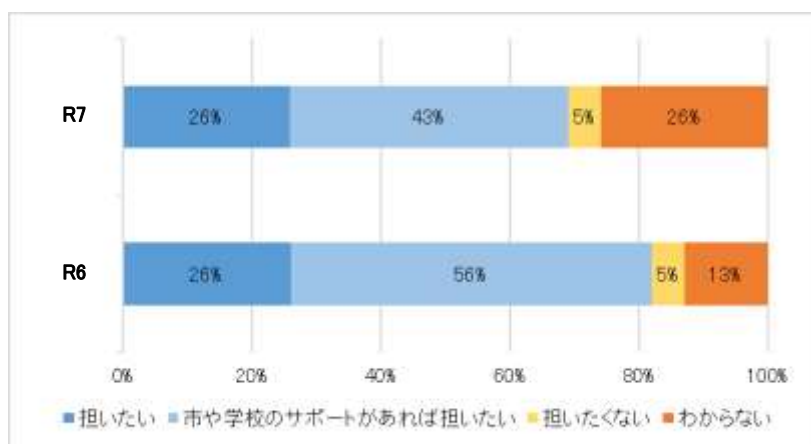
項目9 地域学校協働活動を実施する上で、希望する支援策をお聞かせください。(複数回答可)



その他

・活動に支給して頂いている資源(3万円分)の使用に関して学校事情を反映できるようにして頂きたい。

項目10 地域学校協働活動推進員を今後も継続して担っていきたいと思いますか。



	R6	R7
担いたい	6	6
市や学校のサポートがあれば担いたい	13	10
担いたくない	1	1
わからない	3	6

項目11 地域学校協働活動推進員を担いたくないのはなぜですか。

(項目10で担いたくないと答えた方のみ)

・学校との連携が取れていない

自由意見 ※一部抜粋

○活動内容について

学校

- ・地域学校協働活動推進員が横の連携を強化し、地域の特性を生かした取組を広げてもらえたらうれしい。
- ・先生方の業務の中で代わりにやってもらえる事がありがたいと思います
- ・本校における地域学校協働活動は、地域の皆様のおかげで充実した取り組みができていると考えています。
- ・地域人材を生かした探究・キャリア教育の深化なども今後の取組として課題となると感じた。
- ・校庭が広く、樹木が多いため校庭の環境整備が追い付かない状況です。地域の方の協力を得られると助かります。

○金銭面について

地域学校協働活動推進員

活動費に関して毎年要望を出しておりますが、改善されておりました。担当教諭のみならず、市内教員に地域学校協働活動推進員の説明をしていただく場を設けていただきたいと思います。担当教諭が説明するのは負担が大きいですので、社会教育課の皆さままで説明をしていただければと思います。

○人材確保について

学校

- ・人材の選定が特別大変であった。一部の人に長期で引き受けてもらわなければならないことが現実問題としてあると考える。

○地域と学校の連携について

学校

- ・学校支援ボランティアとは概念が異なるので、それを踏まえて、自立できる組織体制を行政主導で作ってほしい。
- ・定期的な情報交換をもとによりよい活動ができるように今後も継続した取組を行っていきたいです。
- ・管理職以外の教職員に、この事業や取組をしっかりと理解させていかななくてはならないと、反省しています。今後は、校内で研修等も考えていけたらと思っています。
- ・教頭が窓口となるため、調整等でとにかく負担が多いです。
- ・管理職が2.3年で変わる中で、持続可能な活動の模索に苦慮しています。

地域学校協働活動推進員

- ・学校側が望む事をして行きます。
 - ・学校側がこの制度についてもっと理解し何が課題なのかを正直に明確にし、話し合う機会を設けて欲しい。
 - ・もっと身近になるように職員室の一角に席をもうけても良いのでは。
 - ・技労士さんともっと接点があっても良いのでは。(設備面から取り組む事業等多々多いと思います。)
- 学校との接点が校長、教頭先生のみでは学校の全体像が掴めない。

・地域ボランティアの活用を増やす。例えば、部活種目を増やすと共に地域へ支援依頼を行う。スポーツや文化(むかし遊び)等、支援出来る人材は、我々が紹介させていただき、学校と地域の交流を活発に行えば良いと思います。

○その他

地域学校協働活動推進員

- ・以前の『学校支援ボランティア』の方が、内容がわかりやすく言い易かった。
 - ・推進員の名札(ネームホルダー)があれば良いと思います。(学校名と名前だけのもの)
- 平日であれば学校の会議室等をお借りできるのですが、土日祝などで活動したい場合、公民館の利用に使用料がかかります。地域学校協働活動でも公民館などが利用できるとありがたいです。

報告事項(6)

令和7年度中学校部活動地域展開に関わる生徒・保護者・教職員アンケートの結果報告について

令和7年度中学校部活動地域展開に係る生徒・保護者・教職員アンケートの結果報告について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和7年度

中学校部活動地域展開に関わる
生徒・保護者・教職員アンケートの
結果報告について

アンケート対象者及び回答率について

実施方法：インターネット(Forms(フォーム))

実施期間：令和7年12月9日から12月25日(小中学校全教職員・講師)

令和8年 1月5日から 1月21日(生徒・保護者)

対象：運動部活動地域連携型

地域クラブ型(習志野市管楽器講座)

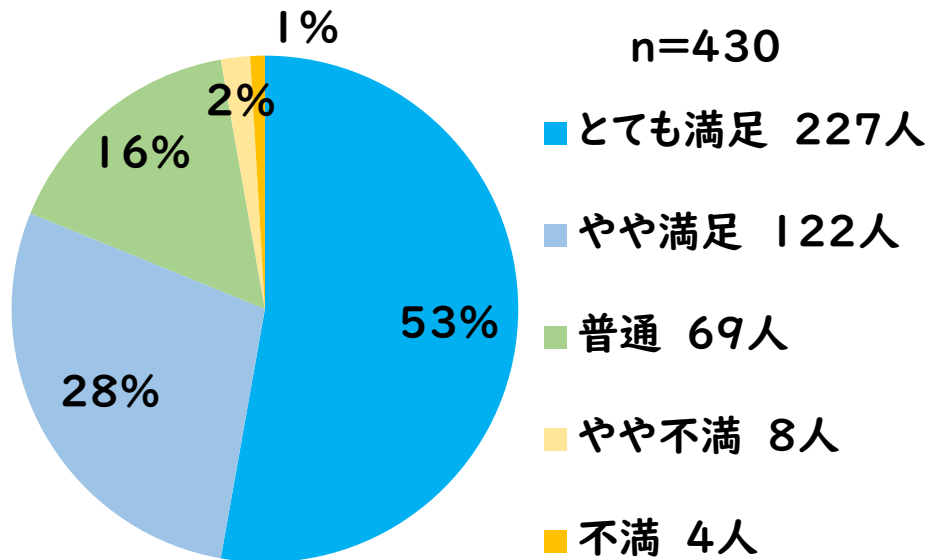
地域クラブ型(習志野市中学校陸上競技クラブ)

民間委託型

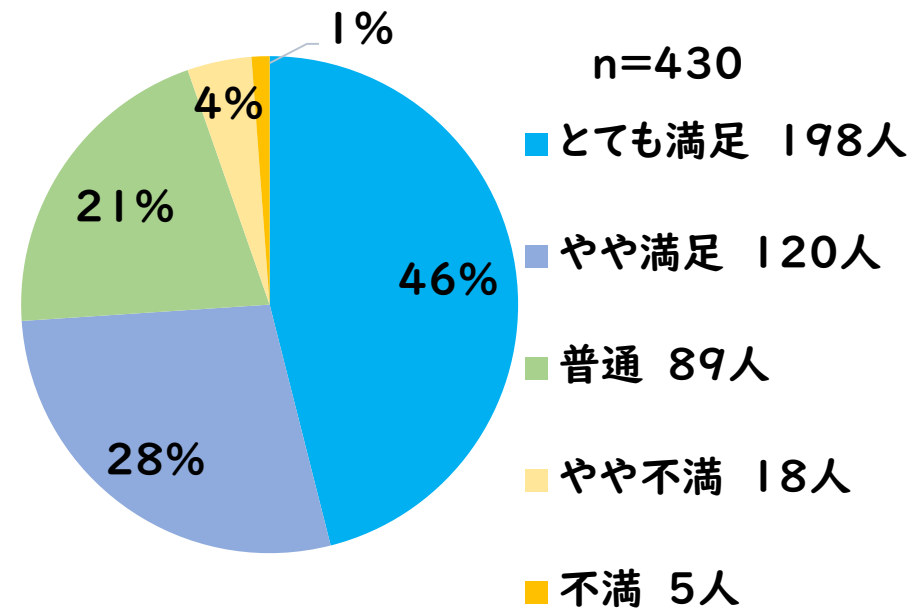
- 対象部活動生徒アンケート 430/560人 回答率 76.8%
- 対象部活動保護者アンケート 319/560人 回答率 57.0%
- 小学校全教職員・講師 287/444人 回答率64.6%
- 中学校全教職員・講師 192/225人 回答率85.3%

指導について

Q1. 指導員の指導技術、知識について



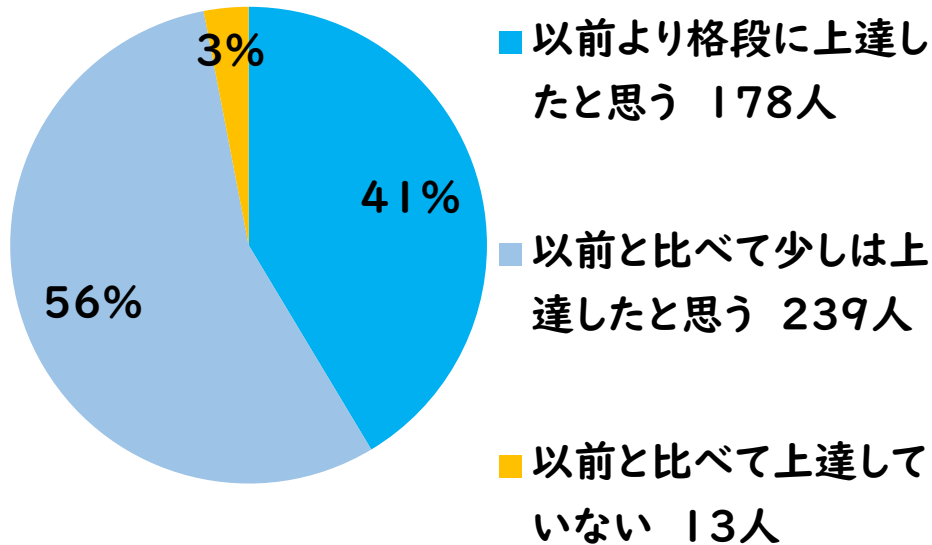
Q2. 指導内容、練習プログラムについて



活動成果・充実度について

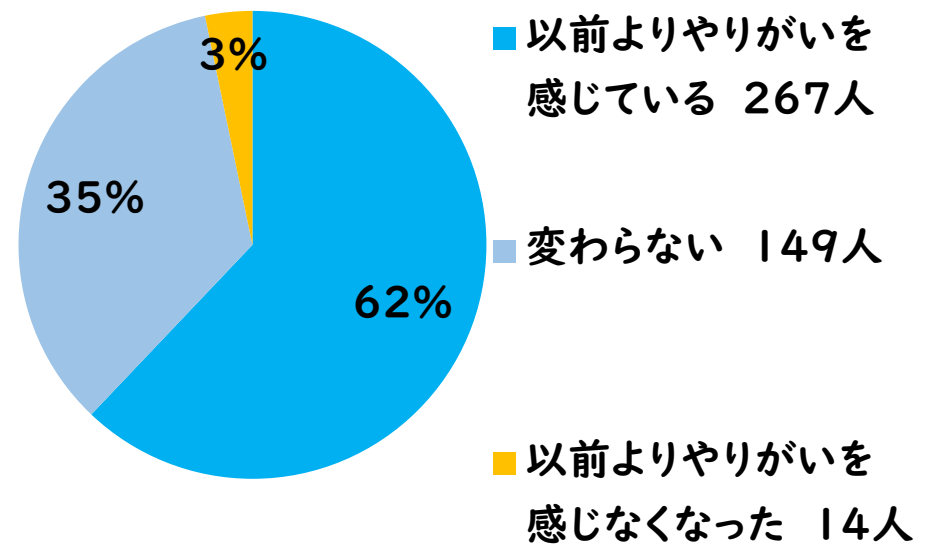
Q3. 自身の種目の技能は上達したかどうか。

n=430



Q4. 部活動にやりがいを感じるかどうか。

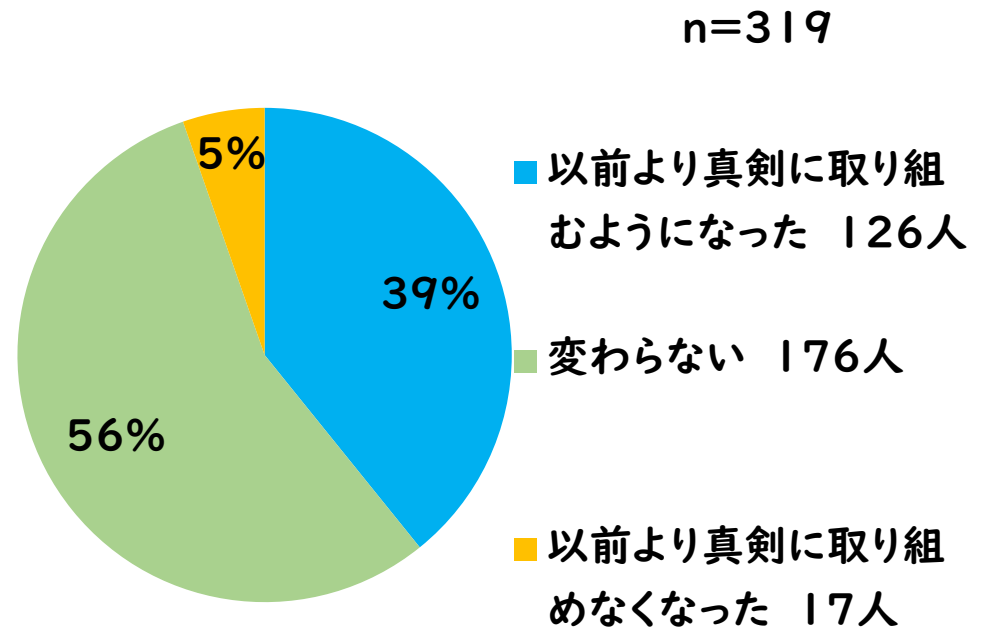
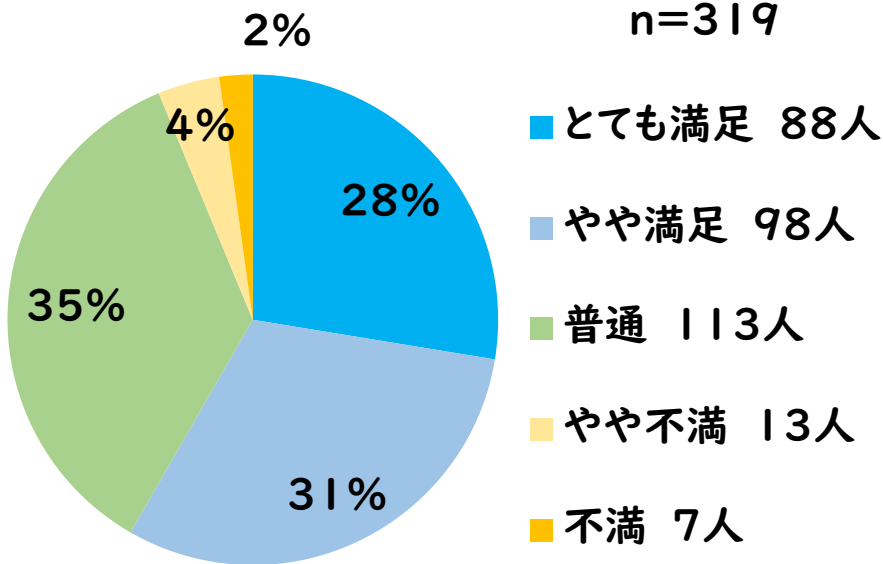
n=430



取組について

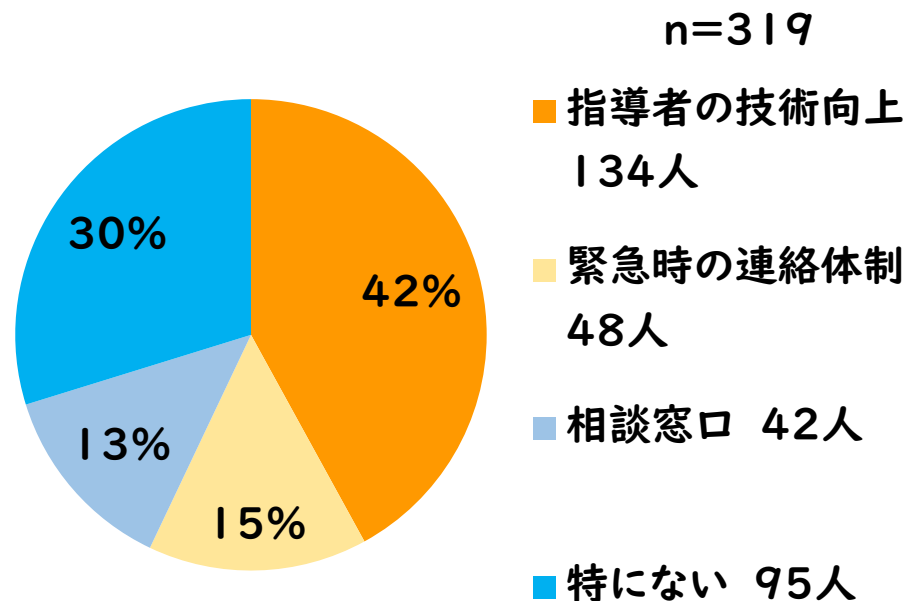
Q1. 地域部活動の取り組みについて

Q2. お子様が部活動に取り組む姿勢について

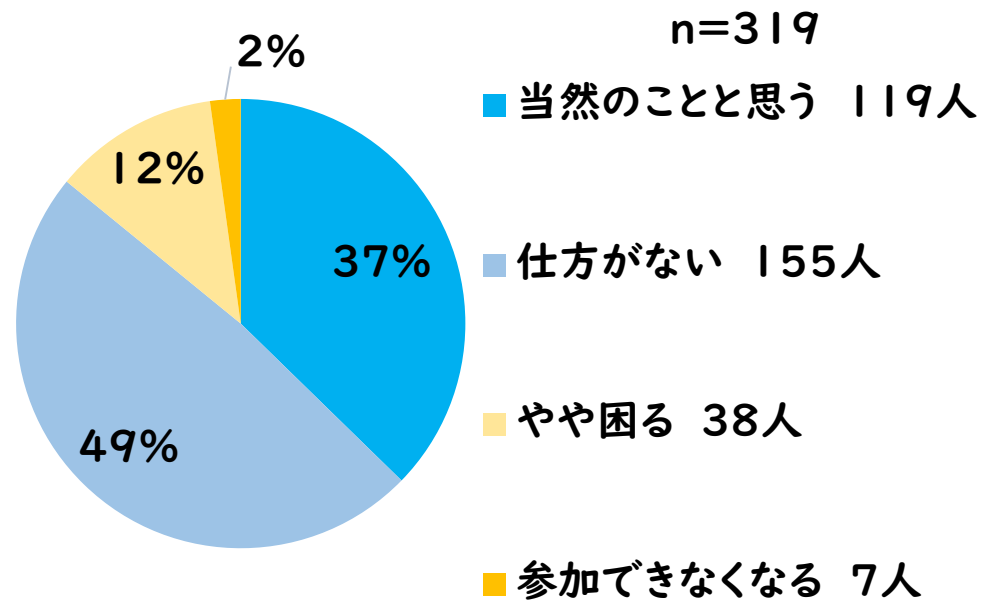


今後について

Q3. 今後の部活動の地域展開に望むことについて

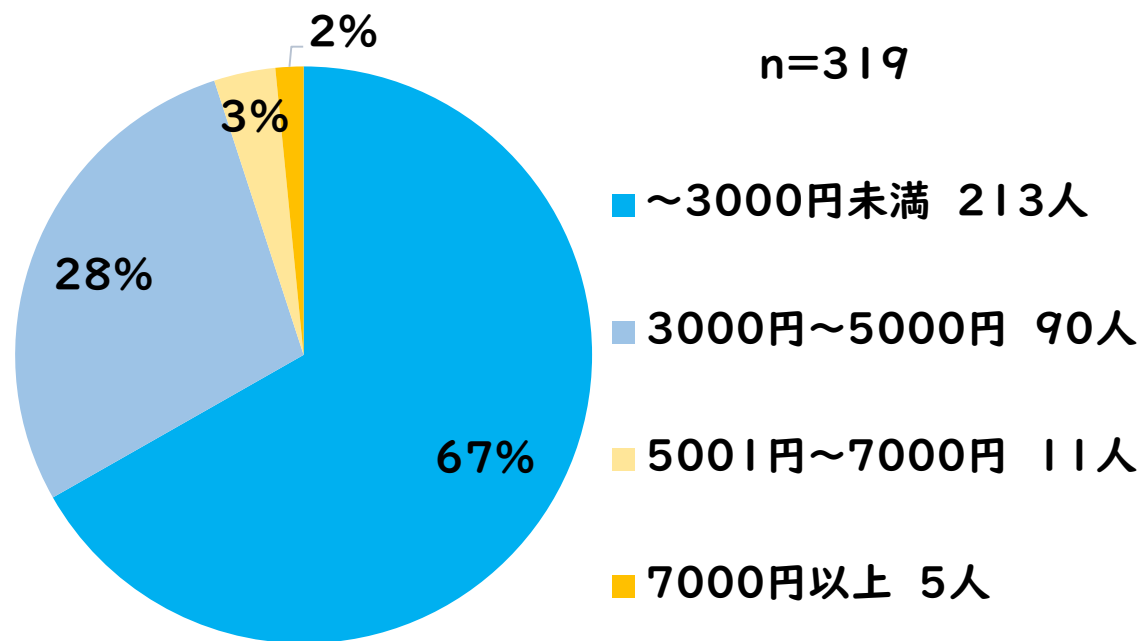


Q4. スポーツ庁からは、活動費(月謝)については、原則受益者負担と示されています。この活動費(月謝)が発生することについてどのように思いますか。



受益者負担について

Q5.活動費(保険料を含む)が受益者の負担になることが想定されます。
1ヶ月あたり1人どれくらいであれば活動可能だと思いますか。(月謝)



自由記述①

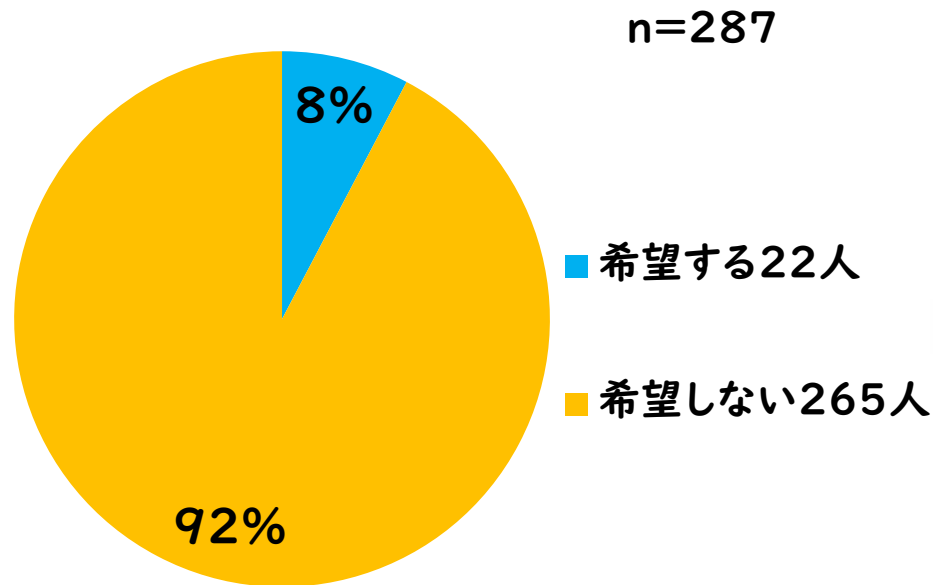
- よりもっと上達し、高め合うために、他の学校とも合同練習してみたいです。(生徒)
- 土日の活動が中学校の先生方のご負担にならないようにしつつ、生徒達がのびのびと前向きに活動出来る環境であって欲しいと思います。(保護者)
- 子ども達に沢山の知識、経験の機会を与えていただき感謝しています。強制や理不尽の無い良い関係の中で、技術以外にも、コミュニケーションの方法や自分とは違う先輩友人の考え方など多くの事を学んで来ています。(保護者)

自由記述②

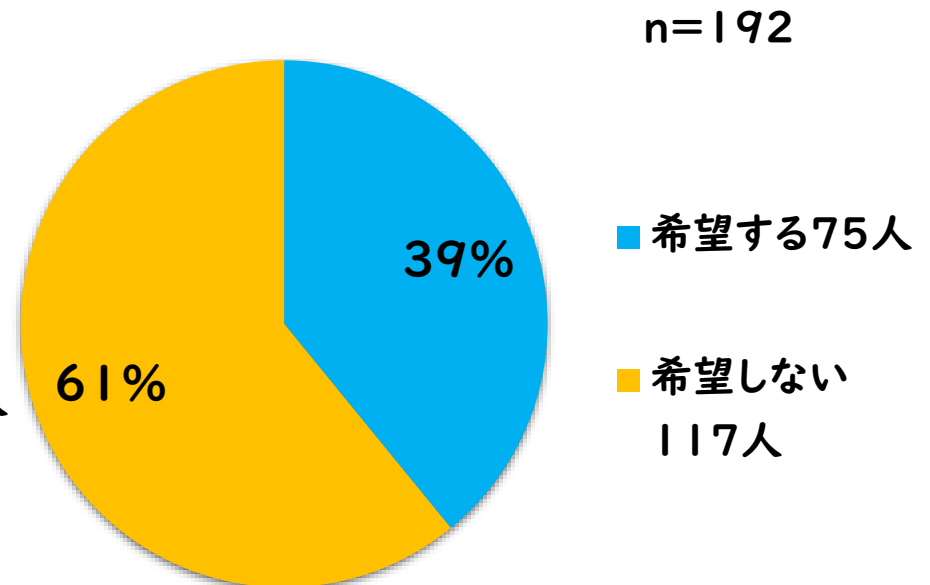
- もっと競技場練習をしてほしい。(生徒)
- 平日と休日で指導者が変わらないこと。仮に別であっても指導方針は合わせてほしい。(保護者)
- 部活動の地域展開をしていることを知らなかった。保護者への情報開示をきちんとしてほしい。地域連携をして活動することに反対はないが、活動場所までの行き帰りの安全面や外部コーチがつかなら人柄が気になる。
(保護者)

休日の指導について

小学校教職員

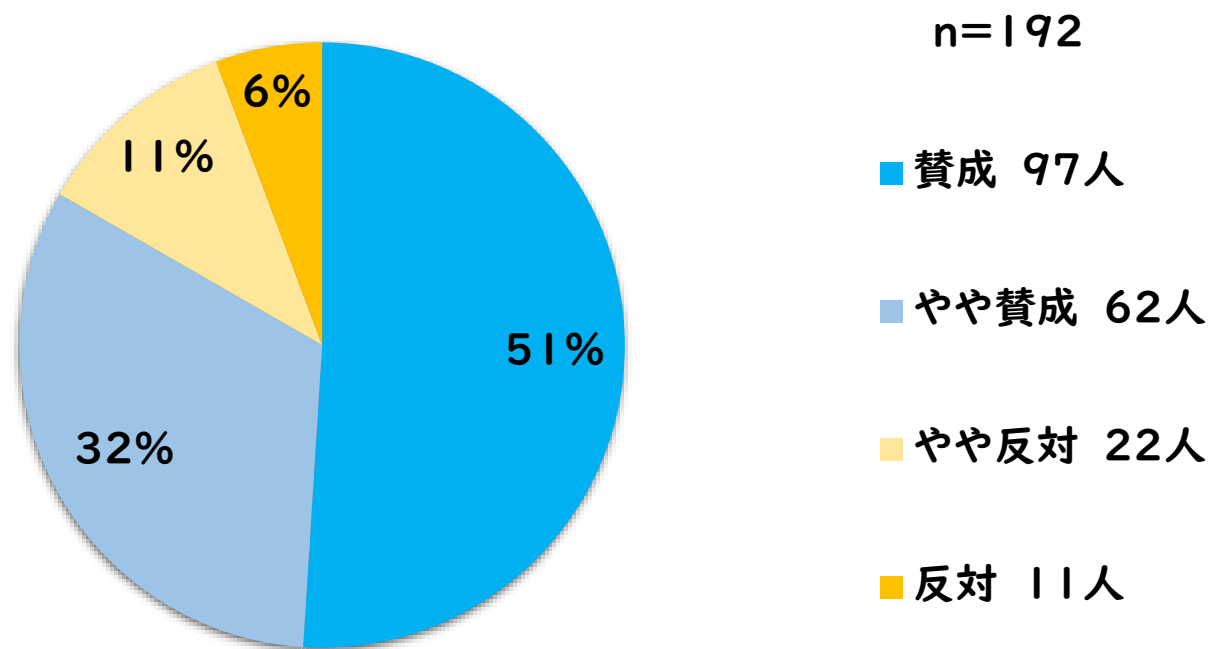


中学校教職員



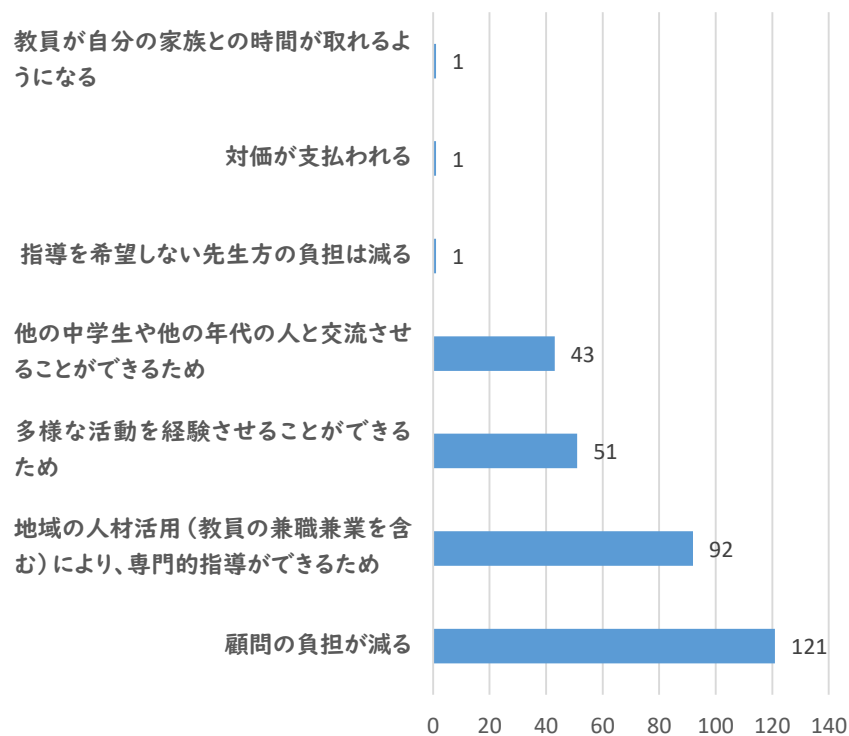
部活動地域展開について①

学校部活動の活動について、休日を中心に地域のスポーツクラブ・文化系クラブ等（地域の指導者や指導を希望する教員等）が担うことについて、どのように考えますか。

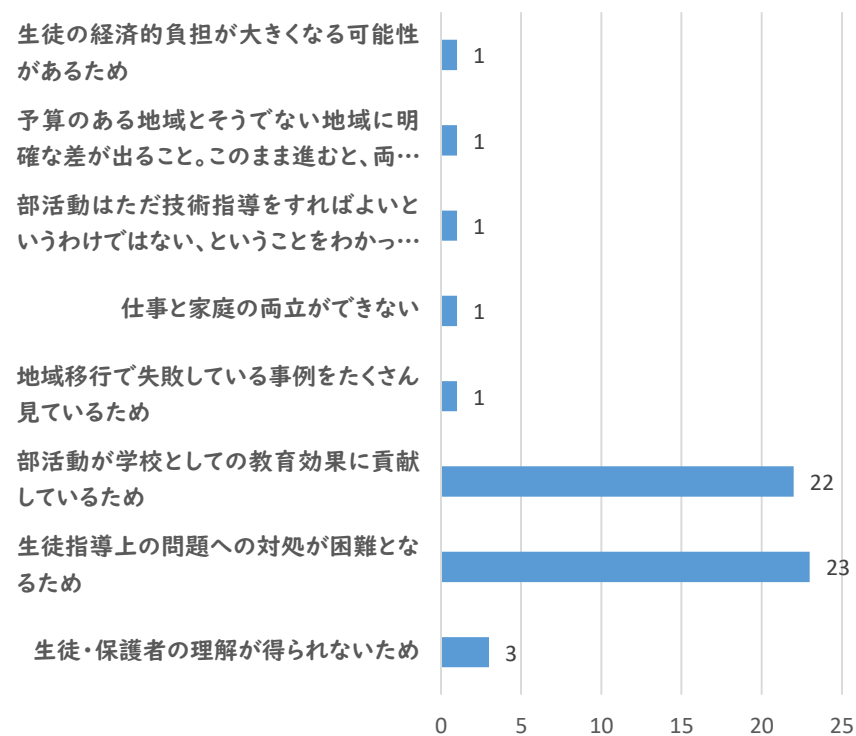


部活動地域展開について②

賛成する理由(複数選択可)



反対する理由(複数選択可)



成果・課題

<成果>

- 指導者の指導の質の向上と技能の伸長
- 生徒のやりがい・意欲の維持向上
- 保護者の理解と評価の広がり
- 保護者への受益者負担への一定の理解

<課題>

- 安全・安心な体制整備
- 保護者等への情報提供の強化
- 指導方針や指導内容の共有

学校部活動を基盤とした 地域部活動の推進

～安心・持続・連携～

議案第18号

習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和8年4月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

体育館空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を徴収することに伴い、改正するものである。

習志野市教育委員会規則第 号

習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則

習志野市学校体育施設開放に関する規則(昭和51年教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 体育館の空調設備を使用した利用者は、使用の都度、その使用実績を教育委員会に報告するとともに、当該空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を教育委員会が定める期日までに支払わなければならない。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

習志野市学校体育施設開放に関する規則（昭和51年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(利用の条件)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>追加</p>	<p>(利用の条件)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 体育館の空調設備を使用した利用者は、使用の都度、その使用実績を教育委員会に報告するとともに、当該空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を教育委員会が定める期日までに支払わなければならない。</u></p>